

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

第一種指定電気通信設備接続料規則(平成11年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をいれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改める。

改 正 後			
別表第2の2(第6条関係) 正味固定資産額算定に用いる数値			
項 目	数 値	単 位	
[略]			
き線管路総延長	118,639	km	
[略]			
電線共同溝総延長	1,575	km	
情報ボックス総延長	8,312	km	
[略]			
QoS制御係数	1.27	—	
[略]			
I Pデータ系Mbps当たりパケット数	108	pps/Mbps	
[略]			
土地単価時点補正係数(北海道)	1.0005	—	
土地単価時点補正係数(青森県)	0.6749	—	
土地単価時点補正係数(岩手県)	0.7185	—	
土地単価時点補正係数(宮城県)	1.2376	—	
土地単価時点補正係数(秋田県)	0.6330	—	
土地単価時点補正係数(山形県)	0.7599	—	
土地単価時点補正係数(福島県)	0.8373	—	
土地単価時点補正係数(茨城県)	0.7235	—	
土地単価時点補正係数(栃木県)	0.7205	—	
土地単価時点補正係数(群馬県)	0.7233	—	
土地単価時点補正係数(埼玉県)	0.9424	—	
土地単価時点補正係数(千葉県)	1.0385	—	
土地単価時点補正係数(東京都)	1.2420	—	
土地単価時点補正係数(神奈川県)	1.0258	—	

改 正 前			
別表第2の2(第6条関係) 正味固定資産額算定に用いる数値			
項 目	数 値	単 位	
[同左]			
き線管路総延長	120,474	km	
[同左]			
電線共同溝総延長	1,568	km	
情報ボックス総延長	8,324	km	
[同左]			
QoS制御係数	1.24	—	
[同左]			
I Pデータ系Mbps当たりパケット数	116	pps/Mbps	
[同左]			
土地単価時点補正係数(北海道)	0.9805	—	
土地単価時点補正係数(青森県)	0.6730	—	
土地単価時点補正係数(岩手県)	0.7157	—	
土地単価時点補正係数(宮城県)	1.1843	—	
土地単価時点補正係数(秋田県)	0.6288	—	
土地単価時点補正係数(山形県)	0.7578	—	
土地単価時点補正係数(福島県)	0.8297	—	
土地単価時点補正係数(茨城県)	0.7180	—	
土地単価時点補正係数(栃木県)	0.7211	—	
土地単価時点補正係数(群馬県)	0.7243	—	
土地単価時点補正係数(埼玉県)	0.9222	—	
土地単価時点補正係数(千葉県)	0.9890	—	
土地単価時点補正係数(東京都)	1.1575	—	
土地単価時点補正係数(神奈川県)	0.9846	—	

土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7438	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8275	—
土地単価時点補正係数（石川県）	0.8276	—
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7039	—
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.7423	—
土地単価時点補正係数（長野県）	0.7653	—
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.7913	—
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.8217	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	1.0997	—
土地単価時点補正係数（三重県）	0.7865	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.8700	—
土地単価時点補正係数（京都府）	1.0331	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	1.0043	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.9362	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.8321	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.6686	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.6648	—
土地単価時点補正係数（島根県）	0.7201	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.8525	—
土地単価時点補正係数（広島県）	0.8891	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7317	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6281	—
[略]		
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7328	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6002	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	1.1865	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7948	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.8116	—

土地単価時点補正係数（新潟県）	0.7478	—
土地単価時点補正係数（富山県）	0.8267	—
土地単価時点補正係数（石川県）	0.8193	—
土地単価時点補正係数（福井県）	0.7026	—
土地単価時点補正係数（山梨県）	0.7439	—
土地単価時点補正係数（長野県）	0.7600	—
土地単価時点補正係数（岐阜県）	0.7909	—
土地単価時点補正係数（静岡県）	0.8201	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	1.0703	—
土地単価時点補正係数（三重県）	0.7820	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	0.8615	—
土地単価時点補正係数（京都府）	0.9967	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	0.9686	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	0.9128	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	0.8316	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	0.6714	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	0.6669	—
土地単価時点補正係数（島根県）	0.7229	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	0.8423	—
土地単価時点補正係数（広島県）	0.8742	—
土地単価時点補正係数（山口県）	0.7266	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	0.6304	—
[同左]		
土地単価時点補正係数（愛媛県）	0.7357	—
土地単価時点補正係数（高知県）	0.6015	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	1.1245	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	0.7733	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	0.8021	—

土地単価時点補正係数（熊本県）	0.9646	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.8501	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.7947	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.6855	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.4733	—
監視設備（総合監視） 対投資額比率	0.001620	—
監視設備（収容局設備） 対投資額比率	0.05681	—
監視設備（コア局設備） 対投資額比率	0.07911	—
監視設備（市外線路） 対投資額比率	0.03504	—
監視設備（市内線路） 対投資額比率	0.01092	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	0.09115	—
共用建物 対投資額比率	0.01175	—
共用土地 対投資額比率	0.007921	—
[略]		
構築物 対投資額比率	0.06907	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006795	—
車両 対投資額比率	0.0001446	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.009227	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。） 対投資額比率	0.004754	—

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数值	単位
[略]		
光ケーブル成端架施設保全費対投資額比率	0.04233	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.01917	—
[略]		
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.09313	—
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.08813	—
[略]		
C S 施設保全費対投資額比率	0.07456	—

土地単価時点補正係数（熊本県）	0.9316	—
土地単価時点補正係数（大分県）	0.8313	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	0.7926	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	0.6887	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	1.3745	—
監視設備（総合監視） 対投資額比率	0.001565	—
監視設備（収容局設備） 対投資額比率	0.05680	—
監視設備（コア局設備） 対投資額比率	0.07993	—
監視設備（市外線路） 対投資額比率	0.03634	—
監視設備（市内線路） 対投資額比率	0.01082	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	0.09865	—
共用建物 対投資額比率	0.01311	—
共用土地 対投資額比率	0.008625	—
[同左]		
構築物 対投資額比率	0.06792	—
機械及び装置 対投資額比率	0.0006746	—
車両 対投資額比率	0.0001338	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	0.007926	—
無形固定資産（ソフトウェアを除く。） 対投資額比率	0.004371	—

別表第4の3（第6条関係） 費用算定に用いる数値

項目	数值	単位
[同左]		
光ケーブル成端架施設保全費対投資額比率	0.04511	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	0.02088	—
[同左]		
共用収容ルータ施設保全費対投資額比率	0.09174	—
共用コアルータ施設保全費対投資額比率	0.08845	—
[同左]		
C S 施設保全費対投資額比率	0.07202	—

閥門系ルータ施設保全費対投資額比率	<u>0.06495</u>	—
[略]		
S B C 施設保全費対投資額比率	<u>0.10635</u>	—
E N U M サーバ施設保全費対投資額比率	<u>0.10293</u>	—
D N S サーバ施設保全費対投資額比率	<u>0.10237</u>	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	<u>62,044</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	<u>58,569</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	<u>60,464</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	<u>62,991</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	<u>59,990</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	<u>61,728</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	<u>62,675</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	<u>61,886</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	<u>62,044</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	<u>60,622</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	<u>64,729</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	<u>65,361</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	<u>69,941</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	<u>65,519</u>	円／km

閥門系ルータ施設保全費対投資額比率	<u>0.07000</u>	—
[同左]		
S B C 施設保全費対投資額比率	<u>0.09453</u>	—
E N U M サーバ施設保全費対投資額比率	<u>0.09460</u>	—
D N S サーバ施設保全費対投資額比率	<u>0.09333</u>	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	<u>82,035</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	<u>77,259</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	<u>79,988</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	<u>83,855</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	<u>79,533</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	<u>81,353</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	<u>82,717</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	<u>82,945</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	<u>82,035</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	<u>80,898</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	<u>86,356</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	<u>87,039</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	<u>92,952</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	<u>87,494</u>	円／km

メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（新潟県）	<u>60,464</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（富山県）	<u>62,833</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（石川県）	<u>63,307</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福井県）	<u>57,305</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山梨県）	<u>64,571</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（長野県）	<u>61,412</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岐阜県）	<u>59,990</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（静岡県）	<u>62,360</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛知県）	<u>60,148</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（三重県）	<u>59,990</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（滋賀県）	<u>59,674</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（京都府）	<u>58,727</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（大阪府）	<u>60,464</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（兵庫県）	<u>58,095</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（奈良県）	<u>59,832</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（和歌山県）	<u>59,990</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（鳥取県）	<u>55,094</u>	円／km

メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（新潟県）	<u>80,443</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（富山県）	<u>83,172</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（石川県）	<u>83,627</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（福井県）	<u>75,667</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（山梨県）	<u>86,129</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（長野県）	<u>82,262</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（岐阜県）	<u>78,623</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（静岡県）	<u>81,580</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（愛知県）	<u>78,851</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（三重県）	<u>79,078</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（滋賀県）	<u>78,851</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（京都府）	<u>77,486</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（大阪府）	<u>79,761</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（兵庫県）	<u>76,804</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（奈良県）	<u>78,851</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（和歌山県）	<u>79,306</u>	円／km
メタルケーブル延長 1 km当たり施設保全費（鳥取県）	<u>73,392</u>	円／km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（島根県）	<u>55,094</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岡山県）	<u>56,515</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（広島県）	<u>57,463</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山口県）	<u>56,515</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（徳島県）	<u>58,253</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（香川県）	<u>59,042</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛媛県）	<u>56,989</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	<u>56,673</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	<u>60,306</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（佐賀県）	<u>59,516</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長崎県）	<u>57,621</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（熊本県）	<u>56,989</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（大分県）	<u>57,147</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮崎県）	<u>56,515</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（鹿児島県）	<u>57,305</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（沖縄県）	<u>52,566</u>	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>104</u>	円／回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	<u>13,928</u>	円／km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（島根県）	<u>73,392</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岡山県）	<u>74,757</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（広島県）	<u>76,349</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山口県）	<u>75,439</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（徳島県）	<u>78,396</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（香川県）	<u>79,533</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛媛県）	<u>77,031</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	<u>77,031</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	<u>79,306</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（佐賀県）	<u>78,396</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長崎県）	<u>76,121</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（熊本県）	<u>75,212</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（大分県）	<u>75,894</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮崎県）	<u>74,757</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（鹿児島県）	<u>76,121</u>	円／km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（沖縄県）	<u>69,753</u>	円／km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>111</u>	円／回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	<u>14,752</u>	円／km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	<u>13,147</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	<u>13,573</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	<u>14,140</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	<u>13,467</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	<u>13,857</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	<u>14,069</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	<u>13,892</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	<u>13,928</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	<u>13,608</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>14,530</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	<u>14,672</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (東京都)	<u>15,700</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>14,708</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	<u>13,573</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (富山県)	<u>14,105</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (石川県)	<u>14,211</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福井県)	<u>12,864</u>	円／km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	<u>13,893</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	<u>14,384</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	<u>15,079</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	<u>14,302</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	<u>14,629</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	<u>14,874</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	<u>14,915</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	<u>14,752</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	<u>14,547</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>15,529</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	<u>15,651</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (東京都)	<u>16,715</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>15,733</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	<u>14,465</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (富山県)	<u>14,956</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (石川県)	<u>15,038</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福井県)	<u>13,606</u>	円／km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	<u>14,495</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長野県)	<u>13,786</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>13,467</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	<u>13,998</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	<u>13,502</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (三重県)	<u>13,467</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>13,396</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (京都府)	<u>13,183</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	<u>13,573</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>13,041</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	<u>13,431</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>13,467</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>12,367</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (島根県)	<u>12,367</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	<u>12,686</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (広島県)	<u>12,899</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山口県)	<u>12,686</u>	円／km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	<u>15,488</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長野県)	<u>14,793</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>14,138</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	<u>14,670</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	<u>14,179</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (三重県)	<u>14,220</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>14,179</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (京都府)	<u>13,934</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	<u>14,343</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>13,811</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	<u>14,179</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>14,261</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>13,197</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (島根県)	<u>13,197</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	<u>13,443</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (広島県)	<u>13,729</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山口県)	<u>13,565</u>	円／km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	<u>13,077</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (香川県)	<u>13,254</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>12,793</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (高知県)	<u>12,722</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	<u>13,537</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>13,360</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	<u>12,935</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	<u>12,793</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大分県)	<u>12,828</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>12,686</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>12,864</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>11,800</u>	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>104</u>	円／回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (北海道)	<u>87,615</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	<u>82,678</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	<u>85,371</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	<u>88,961</u>	円／km

加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	<u>14,097</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (香川県)	<u>14,302</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>13,852</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (高知県)	<u>13,852</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	<u>14,261</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>14,097</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	<u>13,688</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	<u>13,525</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大分県)	<u>13,647</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>13,443</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>13,688</u>	円／km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>12,543</u>	円／km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>111</u>	円／回線
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (北海道)	<u>91,899</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (青森県)	<u>86,512</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岩手県)	<u>89,590</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮城県)	<u>93,951</u>	円／km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	<u>84,698</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	<u>87,166</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	<u>88,512</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	<u>87,390</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	<u>87,615</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	<u>85,595</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>91,429</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	<u>92,326</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (東京都)	<u>98,833</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>92,551</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	<u>85,371</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (富山県)	<u>88,736</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (石川県)	<u>89,410</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福井県)	<u>80,883</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	<u>91,205</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長野県)	<u>86,717</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>84,698</u>	円／km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (秋田県)	<u>89,077</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山形県)	<u>91,129</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福島県)	<u>92,668</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (茨城県)	<u>92,925</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (栃木県)	<u>91,899</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (群馬県)	<u>90,616</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>96,772</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (千葉県)	<u>97,542</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (東京都)	<u>104,210</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>98,055</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (新潟県)	<u>90,103</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (富山県)	<u>93,181</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (石川県)	<u>93,694</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福井県)	<u>84,717</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山梨県)	<u>96,516</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長野県)	<u>92,155</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>88,051</u>	円／km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	<u>88,063</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	<u>84,922</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (三重県)	<u>84,698</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>84,249</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (京都府)	<u>82,903</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	<u>85,371</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>82,005</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	<u>84,473</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>84,698</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>77,742</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (島根県)	<u>77,742</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	<u>79,762</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (広島県)	<u>81,108</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山口県)	<u>79,762</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	<u>82,230</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (香川県)	<u>83,352</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>80,435</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (高知県)	<u>79,986</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	<u>85,147</u>	円／km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (静岡県)	<u>91,386</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛知県)	<u>88,308</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (三重県)	<u>88,564</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>88,308</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (京都府)	<u>86,769</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大阪府)	<u>89,334</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>85,999</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (奈良県)	<u>88,308</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>88,821</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>82,152</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (島根県)	<u>82,152</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (岡山県)	<u>83,691</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (広島県)	<u>85,486</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (山口県)	<u>84,460</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (徳島県)	<u>87,795</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (香川県)	<u>89,077</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>86,256</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (高知県)	<u>86,256</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (福岡県)	<u>88,821</u>	円／km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>84,025</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	<u>81,332</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	<u>80,435</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大分県)	<u>80,659</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>79,762</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>80,883</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>74,152</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>315,660</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>297,536</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>307,422</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>320,603</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>304,951</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>314,013</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>318,956</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>314,837</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>315,660</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>308,246</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>329,665</u>	円／km

中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>87,795</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (長崎県)	<u>85,230</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (熊本県)	<u>84,204</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (大分県)	<u>84,973</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>83,691</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>85,230</u>	円／km
中継系光ケーブル延長1km当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>78,048</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>334,378</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>314,417</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>325,823</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>341,983</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>323,922</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>331,527</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>337,230</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>338,181</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>334,378</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>329,626</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>352,439</u>	円／km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	<u>332,961</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	<u>356,852</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	<u>333,785</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	<u>307,422</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	<u>319,779</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	<u>322,251</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	<u>290,946</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	<u>328,842</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	<u>312,365</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	<u>304,951</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	<u>317,308</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	<u>305,774</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	<u>304,951</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	<u>303,303</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	<u>298,360</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	<u>307,422</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	<u>295,065</u>	円／km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	<u>355,290</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	<u>380,005</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	<u>357,192</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	<u>327,724</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	<u>339,131</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	<u>341,032</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	<u>307,763</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	<u>351,488</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	<u>335,329</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	<u>320,120</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	<u>332,477</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	<u>321,071</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	<u>322,021</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	<u>321,071</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	<u>315,367</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	<u>324,873</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	<u>312,516</u>	円／km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（奈良県）	<u>304,127</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（和歌山県）	<u>304,951</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鳥取県）	<u>279,412</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（島根県）	<u>279,412</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（岡山県）	<u>286,826</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（広島県）	<u>291,769</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（山口県）	<u>286,826</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（徳島県）	<u>295,889</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（香川県）	<u>300,008</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（愛媛県）	<u>289,298</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	<u>287,650</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	<u>306,598</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（佐賀県）	<u>302,479</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（長崎県）	<u>292,593</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（熊本県）	<u>289,298</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大分県）	<u>290,122</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（宮崎県）	<u>286,826</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鹿児島県）	<u>290,946</u>	円／km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（奈良県）	<u>321,071</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（和歌山県）	<u>322,972</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鳥取県）	<u>298,257</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（島根県）	<u>298,257</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（岡山県）	<u>303,961</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（広島県）	<u>310,615</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（山口県）	<u>306,812</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（徳島県）	<u>319,169</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（香川県）	<u>323,922</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（愛媛県）	<u>313,466</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	<u>313,466</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	<u>322,972</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（佐賀県）	<u>319,169</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（長崎県）	<u>309,664</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（熊本県）	<u>305,862</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（大分県）	<u>308,713</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（宮崎県）	<u>303,961</u>	円／km
海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（鹿児島県）	<u>309,664</u>	円／km

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（沖縄県）	<u>266,231</u>	円／km
管路延長1km当たり施設保全費	<u>49,555</u>	円／km
中口径管路亘長1km当たり施設保全費	<u>49,555</u>	円／km
とう道亘長1km当たり施設保全費	<u>49,555</u>	円／km
共同溝亘長1km当たり施設保全費	<u>49,555</u>	円／km
自治体管路延長1km当たり施設保全費	<u>49,555</u>	円／km
電線共同溝延長1km当たり施設保全費	<u>49,555</u>	円／km
電力設備施設保全費対投資額比率	<u>0.05016</u>	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	<u>0.01552</u>	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	<u>0.07037</u>	—
監視設備（収容局設備）施設保全費対投資額比率	<u>0.04233</u>	—
[略]		
監視設備（市外線路）市外線路延長1km当たり施設保全費	<u>3,833</u>	円／km
監視設備（市内線路）市内線路延長1km当たり施設保全費	<u>1,070</u>	円／km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	<u>0.01917</u>	—
共用建物施設保全費対投資額比率	<u>0.01552</u>	—
[略]		
車両施設保全費対投資額比率	<u>0.02304</u>	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	<u>0.001321</u>	—
[略]		
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.09313</u>	—
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.08813</u>	—

海底光ケーブル延長1km当たり施設保全費（沖縄県）	<u>283,049</u>	円／km
管路延長1km当たり施設保全費	<u>46,227</u>	円／km
中口径管路亘長1km当たり施設保全費	<u>46,227</u>	円／km
とう道亘長1km当たり施設保全費	<u>46,227</u>	円／km
共同溝亘長1km当たり施設保全費	<u>46,227</u>	円／km
自治体管路延長1km当たり施設保全費	<u>46,227</u>	円／km
電線共同溝延長1km当たり施設保全費	<u>46,227</u>	円／km
電力設備施設保全費対投資額比率	<u>0.04325</u>	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	<u>0.01427</u>	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	<u>0.06793</u>	—
監視設備（収容局設備）施設保全費対投資額比率	<u>0.05007</u>	—
[同左]		
監視設備（市外線路）市外線路延長1km当たり施設保全費	<u>4,214</u>	円／km
監視設備（市内線路）市内線路延長1km当たり施設保全費	<u>1,038</u>	円／km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	<u>0.02088</u>	—
共用建物施設保全費対投資額比率	<u>0.01427</u>	—
[同左]		
車両施設保全費対投資額比率	<u>0.02910</u>	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	<u>0.001455</u>	—
[同左]		
共用収容ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.09174</u>	—
共用コアルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.08845</u>	—

C S ソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.07456</u>	—
閥門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.06495</u>	—
S B C ソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.10635</u>	—
E N U M サーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.10293</u>	—
D N S サーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.10237</u>	—
[略]		
電柱1本当たり道路占用料	<u>203</u>	円／本
管路1km当たり道路占用料	<u>25,946</u>	円／km
中口径管路1km当たり道路占用料	<u>259,231</u>	円／km
とう道1km当たり道路占用料	<u>618,692</u>	円／km
情報ボックス1km当たり道路占用料	<u>3,256</u>	円／km
自治体管路1km当たり道路占用料	<u>3,256</u>	円／km
電線共同溝1km当たり道路占用料	<u>3,256</u>	円／km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	<u>46</u>	円／台
機械設備撤去費用対投資額比率	<u>0.002598</u>	—
市外線路撤去費用対投資額比率	<u>0.001931</u>	—
市内線路撤去費用対投資額比率	<u>0.0008361</u>	—
土木設備撤去費用対投資額比率	<u>0.001051</u>	—
建物撤去費用対投資額比率	<u>0.003679</u>	—
構築物撤去費用対投資額比率	<u>0.004641</u>	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	<u>0.002245</u>	—
車両撤去費用対投資額比率	<u>0.000279</u>	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	<u>0.0004614</u>	—
試験研究費対直接費比率	<u>0.02529</u>	—
管理共通費比率（メタルIP電話）	<u>0.1297</u>	—
管理共通費比率（光IP電話）	<u>0.1556</u>	—

C S ソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.07202</u>	—
閥門系ルータソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.07000</u>	—
S B C ソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.09453</u>	—
E N U M サーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.09460</u>	—
D N S サーバソフトウェア施設保全費対投資額比率	<u>0.09333</u>	—
[同左]		
電柱1本当たり道路占用料	<u>230</u>	円／本
管路1km当たり道路占用料	<u>26,850</u>	円／km
中口径管路1km当たり道路占用料	<u>268,270</u>	円／km
とう道1km当たり道路占用料	<u>597,080</u>	円／km
情報ボックス1km当たり道路占用料	<u>3,143</u>	円／km
自治体管路1km当たり道路占用料	<u>3,143</u>	円／km
電線共同溝1km当たり道路占用料	<u>3,143</u>	円／km
き線点遠隔収容装置1台当たり道路占用料	<u>48</u>	円／台
機械設備撤去費用対投資額比率	<u>0.001707</u>	—
市外線路撤去費用対投資額比率	<u>0.001988</u>	—
市内線路撤去費用対投資額比率	<u>0.001975</u>	—
土木設備撤去費用対投資額比率	<u>0.000787</u>	—
建物撤去費用対投資額比率	<u>0.003701</u>	—
構築物撤去費用対投資額比率	<u>0.004065</u>	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	<u>0.0006616</u>	—
車両撤去費用対投資額比率	<u>0.00001651</u>	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	<u>0.0007199</u>	—
試験研究費対直接費比率	<u>0.02456</u>	—
管理共通費比率（メタルIP電話）	<u>0.1247</u>	—
管理共通費比率（光IP電話）	<u>0.1507</u>	—

経済的耐用年数

〔略〕	
主配線盤	28.5 年
光ケーブル成端架	28.5 年
〔略〕	
架空メタルケーブル	37.5 年
地下メタルケーブル	46.5 年
〔略〕	
管路	67.6 年
中口径管路	67.6 年
〔略〕	
電線共同溝	67.6 年
〔略〕	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第一条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）第六条第一項に規定する手順を定める通知を行つゝことができる。

2 電気通信事業法第三十三条规定第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（同法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。次条において同じ。）は、この省令の施行の際現に同項の規定により認可を受けている接続約款について、新接続料規則の規定に適合させるため、この省令の施行の日前においても、同項の規定に基づく変更に係る申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の申請が新接続料規則の規定に適合していると認めるとときは、この省令の施行の日前においても、当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。

（経過措置） 第三条 前条第二項の申請があつた場合において、当該申請に対する処分の日がこの省令の施行の日後となるときは、当該申請をした電気通信事業者がこの省令の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新接続料規則の規定に適合してゐるものとみなす。

○国土交通省令第一号 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項並びに第四百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月九日
道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正） 第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次に表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後 改 正 前

（原動機及び動力伝達装置）

第八条 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 ～ 7 (略)

（原動機及び動力伝達装置）

第八条 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐えるものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 ～ 7 (略)

8 クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びにペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、被牽引自動車並びにペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トントン以下のものに限る。）には、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減することができるものとして、ペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。ただし、緊急自動車にあつては、この限りでない。（頭部後傾抑止装置等）

○ クラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、牽引自動車並びにペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものには、当該自動車の直前又は直後にある障害物との衝突を防止し、又は当該障害物との衝突による被害を軽減することができるものとして、ペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えなければならない。

第一十二条の四 自動車（車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動

車であつて乗車定員十人以下のものを除く)、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く)の座席(第二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く)のうち運転者席及びこれと並列の座席には、頭部後傾抑止装置を備えなければならない。

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く)の座席(第二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる座席を除く)に備える頭部後傾抑止装置は、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有効に抑制し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。

第二十二条の四 自動車（車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の座席（第二十二条第三項第一号から第四号までに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。次項において同じ。）のうち運転者席及びこれと並列の座席には、頭部後傾抑止装置を備えなければならない。

自動車（車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以下のものを除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）の座席に備える頭部後傾抑止装置は、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部の過度の後傾を有效地に抑制し、かつ、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、当該座席主体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。

第二条 装置型式指定規則の一部改正
(装置型式指定規則の一部改正)
装置型式指定規則(平成十一年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次
して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」とい
う)
正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第二条 法第75条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする
(特定装置の種類)

一の八法第四十一条第一項第一号の原動機のうちペダル踏み間違い時加速抑制装置（運転輪）がクラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両重量三十五、ノット以下に備えるものに限る。)

三の八 法第四十一条第一項第三号の操縦装置のうちかじ取装置の緊急車線維持装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて両車総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

特定装置の種類
第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。
一、一の七 (略)
一の八 法第四十一条第一項第一号の原動機のうちペダル踏み間違い時加速抑制装置 (運
がクラッチの操作を要しない機構がとられている自動車のうち専ら乗用の用に供する自
二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び牽引自動車を除く。) であつて乗車
十人未満のものに備えるものに限る。)

改正後

四〇五
(略)

三の八・三の九

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規 则 番 号
一～一の七 (略)	(略)
一～八 第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	第一百七十五号改 訂版
二～三の六 (略)	(略)
三の七 第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四 改訂版
三の八 第二条第三号の八の緊急車線維持装置	第一百七十八号 訂版
三の九・三の十 (略)	第七十九号第四 改訂版
四～十一の七 (略)	第一百七十八号 訂版
十二 第二条第十二号の座席	第十七号第十二 改訂版
十三 第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	第十七号第十二 改訂版
十三の二・十三の三 (略)	(略)
十三の四 第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第十改 訂版
十四～十五の二 (略)	第百七十三号改 訂版
十五の三 第二条第十七号の騒音防止装置	第百七十四号改 訂版
十五の四～四十二 (略)	(略)

(指定を受けたものとみなす特定装置)

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類	規 则 番 号
一～一の七 (略)	(略)
一～八 第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	第一百七十五号 第百七十五号 改訂版
二～三の六 (略)	(略)
三の七 第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四 改訂版
三の八・三の九 (略)	第七十九号第四 改訂版
四～十一の七 (略)	第一百七十八号 訂版
十二 第二条第十二号の座席	第十七号第十一 改訂版
十三 第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	第十七号第十一 改訂版
十三の二・十三の三 (略)	(略)
十三の四 第二条第十三号の三の座席ベルト	第十六号第十改 訂版
十四～十五の二 (略)	第百七十三号 第百七十四号 改訂版
十五の三 第二条第十七号の騒音防止装置	第百七十四号 改訂版
十五の四～四十二 (略)	(略)

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特 定 装 置 の 種 類	a	特 定 装 置 の 種 類	a
（略）	（略）	（略）	（略）
第二条第三号の二の空気入りゴムタイヤ	8以上	第二条第三号の二の空気入りゴムタイヤ	8以上
（略）	（略）	（略）	（略）
第二条第三号の七のかじ取装置		第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置		第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
（略）	（略）	第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	
（略）	（略）	（略）	（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第三号

装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分を「これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう」に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるものとし、その標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に「これに対応するもの」の掲げていないものは、「これを加える。」

改 正 後

改 正 前

（特定装置の種類）

第一条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一～十二の二 （略）

十一の三 法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち仕切り装置（前面衝突等による衝撃を受ける場合において、積載物品等が運転者室又は客室へ移動する）とを抑制する装置をいう。

以下同じ。（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のものに備えるものに限る。）

十三～五十 （略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

（特定装置の種類）

第一条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。

一～十一の二 （略）

（新設）

十一～五十 （略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特 定 装 置 の 種 類	a	特 定 装 置 の 種 類	a
（略）	（略）	（略）	（略）
第二条第三号の二の空気入りゴムタイヤ	8以上	第二条第三号の二の空気入りゴムタイヤ	8以上
（略）	（略）	（略）	（略）
第二条第三号の七のかじ取装置		第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置		第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	
（略）	（略）	（略）	（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

(共通構造部型式指定規則の一部改正)
第四条 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)の一部を次のように改正す。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を~~これ~~に対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め。
 (指定を受けたものとみなす特定共通構造部)

改 正 後
改 正 前

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
一～十一の七 (略)	(略)
十二 第二条第十二号の座席	第十七号第十一 改訂版
十三 第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	第一百二十六号
十一の二 第二条第十二号の三の仕切り装置	
十三の三～十一の五 (略)	(略)
十四～四十の一 (略)	(略)

2・3 (略)

第三号様式(特別な表示)(第六条関係)

(略)

(単位:ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	規則番号
a	
(略)	(略)
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム (略)	8以上
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置	
第二条第十二号の三の仕切り装置 (略)	
(略)	(略)

2・3 (略)

第三号様式(特別な表示)(第六条関係)

(略)

(単位:ミリメートル)

(指定を受けたものとみなす特定共通構造部)
第五条の二 法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の九の二、第五号の九の二、第五号の十の七から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置(指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る)の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、

第五条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十二年四月一日施行）

五条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第五条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十二年四月一日施行）

五条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（能力審査に係る手数料）	
第二条 機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 2 （略）
一　（略）	一　（略）
（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）	（略）
第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。	（略）
（能力審査に係る手数料）	
第一条 機構が道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第九十九条の三第八項第一号の規定により行う自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号。以下この条において「特定改造省令」という。）第二条第一項の証明のための審査を受けようとする者に係る令第三条第二項の表四の項下欄第一号の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 （新設） （略）
（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）	（略）
第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。	（略）

(自動車の型式の指定に係る手数料の減額)
第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定

口 当該審査において実地の調査が行われる施設が本邦外にある者 六十二万三千円に、当該調査のため機構の職員二人が出張することとした場合における機構が定めるところにより支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額

(自動車の型式の指定に係る手数料の減額
令第三条第二項の表備考第一号の規

(自動車の型式の指定に係る手数料の減額)
第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

二 別表第一第二号から第百七十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額

イ・ロ (略)

別表第一

自動車審査試験項目	
項目別費用額	自動車審査試験
一〇十三 (略)	(略)
十四 保安基準第八条第八項に係る試験	(略)
十五～二十一 (略)	(略)
二十二 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	百七万七千円
二十三 保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四百二十五万九千円
二十四 保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、緊急車線維持装置に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
二十五～百七十五 (略)	(略)

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用

関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）

次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。）

第二十九号

別表第一

自動車審査試験項目	
項目別費用額	自動車審査試験
一〇十三 (略)	(略)
十四 保安基準第八条第八項に係る試験	(略)
十五～二十一 (略)	(略)
二十二 保安基準第十一条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
二十三 保安基準第十一条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験（第五号に掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	四百二十五万九千円
二十四～百七十四 (略)	(略)

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用

関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）

次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計（被牽引自動車に係る試験を除く。）

第二十八号

二 別表第一第二号から第百七十四号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額

イ・ロ (略)

三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関する限り同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

四 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

五 前二号の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場

合（同欄に掲げる規定のうちいすれかに係る確認を行う場合を含む）であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	
-----	--

第十一号、第十三号及び第百七号	（略）
	百七万六千円

第十一号及び第百七号	（略）
	百七万六千円

六 第八十八号及び第一百六十五号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第一百六十五号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七 第八十九号及び第一百六十五号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第一百六十五号の自動車審査試験項目に關し同時に試験を受けようとする場合であつて、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

合（同欄に掲げる規定のうちいすれかに係る確認を行う場合を含む。）であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	
-----	--

第十一号及び第一百六号	（略）
	百七万六千円

第十一号及び第一百六号	（略）
	百七万六千円

六 第八十八号及び第一百六十四号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第一百六十四号の自動車審査試験項目に關し同時に試験を受けようとする場合であつて、第八十八号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七 第八十八号及び第一百六十四号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第一百六十四号の自動車審査試験項目に關し同時に試験を受けようとする場合であつて、第八十八号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目

特定装置審査試験項目別費用額

一〇五（略）

（略）

六 保安基準第八条第八項に係る試験

（略）

七〇十二（略）

（略）

十三 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）

十四 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験

百七万六千円

四百二十五万九千円

十五 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、緊急車線維持装置に係る試験

（略）

別表第二

特定装置審査試験項目

特定装置審査試験項目別費用額

一〇五（略）

（略）

六 保安基準第八条第八項に係る試験

（略）

七〇十二（略）

（略）

十三 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（次号に掲げる試験を除く。）

十四 保安基準第十二条第一項に定める基準のうち、運行補助機能（横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（遠隔操作機能及び遠隔駐車機能を除く。）に限る。）に係る試験

六十万九千円

四百二十五万九千円

十五（百四十七）（略）

（略）

備考

(略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

(略)

第十九号

六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）

次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。）

一 アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万一千円

二 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円

第二十一号

四十二万二千円

第二十五号

四十二万二千円

第二十八号

四十二万二千円

第二十九号

四十二万二千円

第三十四号

四十二万二千円

第三十六号

四十二万二千円

第三十七号

四十二万二千円

第三十八号

四十二万二千円

第三十九号

四十二万二千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号及び第八十八号

七十九万六千円

備考

(略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

(略)

第十八号

六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）

次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（被牽引自動車に係る試験を除く。）

一 アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万一千円

二 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円

第二十号

四十二万二千円

第二十四号

四十二万二千円

第二十八号

四十二万二千円

第二十七号

四十二万二千円

第二十八号

四十二万二千円

第二十九号

四十二万二千円

第三十五号

四十二万二千円

第三十七号

四十二万二千円

第三十八号

四十二万二千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号及び第八十七号

七十九万六千円

(略)

第二十号、第二十三号及び第二十四号

七十九万六千円

第十九号、第二十二号及び第二十三号

七十九万六千円

第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第一百四号

六十万九千円

第三十七号、第四十号、第五十号、第五十七号及び第一百四十三号

六十万九千円

第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第一百四十四号

六十万九千円

第三十八号、第四十一号、第五十一号、第五十九号及び第一百四十四号

六十万九千円

第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第一百四十五号

六十万九千円

第三十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第一百四十五号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号、第五十四号及び第六十一号

六十万九千円

第三十号、第四十三号、第五十三号及び第六十号

六十万九千円

第三十二号、第四十五号及び第五十五号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十五号及び第三十六号

百七万九千円

第三十四号及び第三十五号

六十万九千円

第五十九号及び第三十六号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第六十号及び第一百三十三号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第七十六号、第七十七号及び第八十号

四十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第一百三十三号及び第一百四十四号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

第三号及び第八十八号

百七万七千円

(略)

五

前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合(同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む)であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十八号

七十九万六千円

(略)

(略)

第十九号、第二十二号及び第二十三号

七十九万六千円

第三十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第一百四十四号

六十万九千円

第三十号、第四十三号、第五十三号及び第六十号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十二号、第四十五号及び第五十五号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十四号及び第三十五号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

第三号及び第八十七号

百七万七千円

(略)

五

前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合(同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む)であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十七号

七十九万六千円

(略)

(略)

第十九号、第二十二号及び第二十三号

七十九万六千円

第三十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第一百四十四号

六十万九千円

第三十号、第四十三号、第五十三号及び第六十号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十二号、第四十五号及び第五十五号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十四号及び第三十五号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

第三十一号、第四十四号及び第五十四号

六十万九千円

四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)

第三号及び第八十七号

百七万七千円

(略)

五

前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合(同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む)であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

別表第三

		特定改造等自動車審査試験項目		特定改造等自動車審査試験項目 別費用額
一 車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百五十五号の規則7. 2. 2. 1. に係る審査		二 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. (a) に係る審査	二十一万八千円	
三 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. (b) に係る審査		四 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. (c) に係る審査	五十万円	
五 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. (d) に係る審査		六 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. (e) に係る審査	二十五万円	
七 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. (f) に係る審査		八 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. (g) に係る審査	十八万七千円	
九 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. (h) に係る審査		十 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 3. に係る審査	十八万七千円	
十一 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 2. 4. に係る審査		十二 協定規則第百五十五号の規則7. 2. 2. 5. に係る審査	十五万六千円	
十五万七千円		三十一万二千円	三十一万二千円	
二十八万七千円		二十八万七千円	二十八万七千円	
三 協定規則第百五十六号の規則7. 1. 1. 3. に係る審査		四 協定規則第百五十六号の規則7. 1. 1. 4. に係る審査	二十八万七千円	
五 協定規則第百五十六号の規則7. 1. 1. 5. に係る審査		二十五万円	二十五万円	

別表第四

特定改造等自動車審査試験項目

特定改造等自動車審査試験項目
別費用額

(新設)

(新設)

六	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	1.	6.	に係る審査	二十一万八千円
七	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	1.	7.	に係る審査	二十五万円
八	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	1.	8.	に係る審査	二十五万円
九	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	1.	9.	に係る審査	二十五万円
十	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	1.	10.	に係る審査	二十五万円
十一	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	1.	11.	に係る審査	十万九千円
十二	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	1.	12.	に係る審査	二十万九千円
十三	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	2.	1.	に係る審査	二十一万八千円
十四	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	2.	2.	に係る審査	二十一万八千円
十五	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	2.	3.	に係る審査	二十八万円
十六	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	2.	4.	に係る審査	二十一万八千円
十七	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	2.	5.	に係る審査	二十一万八千円
十八	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	3.	に係る審査	二十八万円	
十九	協定規則第百五十六号の規則7.	1.	4.	に係る審査	二十八万円	

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)

第六条 道路運送車両法関係手数料規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後

(自動車の型式の指定に係る手数料の減額)

第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一 (略)

二 別表第一第二号から第百七十六号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額

イ・ロ (略)

改正前

(自動車の型式の指定に係る手数料の減額)

第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一 (略)

二 別表第一第二号から第百七十五号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額から口に掲げる額を減じた額

イ・ロ (略)

別表第一

自動車審査試験項目		自動車審査試験 項目別費用額
一九十一 (略)	(略)	七十九万六千円
九十二 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	九十三 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、仕切り装置に係る試験	四十二万二千円
九十四～百七十六 (略)	(略)	四十二万二千円
備考	一 (略) 二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	九十二 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験
五百七十四号	五百六十二号	五百六十二号
三百十八万三千円	計 一 運転者の視野に係る試験 二十八万千円 二 乗車人員の保護に係る試験 二十八万千円 三 歩行者の保護に係る試験 二十八万千円	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計

別表第一

自動車審査試験項目		自動車審査試験 項目別費用額
一九十一 (略)	(略)	七十九万六千円
九十二 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	九十三 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験	四十二万二千円
九十四～百七十五 (略)	(略)	四十二万二千円
備考	一 (略) 二 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	九十二 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車に備える座席を除く。）に係る試験
五百七十三号	五百六十一号	五百六十一号
三百十八万三千円	計 一 運転者の視野に係る試験 二十八万千円 二 乗車人員の保護に係る試験 二十八万千円 三 歩行者の保護に係る試験 二十八万千円	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計

三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第一百八号	(略)	第十一号、第十三号及び第一百八号	(略)	第十一号及び第一百八号	(略)	第十一号、第十三号及び第一百八号	(略)
第十一号及び第一百八号	(略)	第十一号、第十三号及び第一百八号	(略)	第十一号及び第一百八号	(略)	第十一号、第十三号及び第一百八号	(略)
七十九万六千円	百七万七千円	七十九万六千円	百七万七千円	七十九万六千円	六十万九千円	六十二万二千円	七十九万六千円
第十一号及び第一百八号	(略)	第十一号、第十三号及び第一百八号	(略)	第十一号及び第一百八号	(略)	第十一号、第十三号及び第一百八号	(略)
七十九万六千円	百七万七千円	七十九万六千円	百七万七千円	七十九万六千円	六十万九千円	六十二万二千円	七十九万六千円
第十一号及び第一百八号	(略)	第十一号、第十三号及び第一百八号	(略)	第十一号及び第一百八号	(略)	第十一号、第十三号及び第一百八号	(略)
七十九万六千円	百七万七千円	七十九万六千円	百七万七千円	七十九万六千円	六十万九千円	六十二万二千円	七十九万六千円

四 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合には、同表の下欄に掲げる額とする。

六 第八十八号及び第一百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第一百六十六号の自動車審査試験項目に關し同時に試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七 第八十九号及び第一百六十六号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第一百六十六号の自動車審査試験項目に關し同時に試験を受けようとする場合であつて、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目		特定装置審査試験項目別費用額
一〇七十二	(略)	
七十三 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に備える座席を除く。）に係る試験		七十九万六千円
七十四 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、仕切り装置に係る試験	(略)	四十二万一千円

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

別表第二

特定装置審査試験項目		特定装置審査試験項目別費用額
一〇七十二	(略)	
七十三 保安基準第二十二条第三項及び第四項に定める基準のうち、自動車に備える座席（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車に備える座席（高速道路等において運行する自動車に備えるもの（運転者席を除く。）を除く。）及び専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に備える座席を除く。）に係る試験		七十九万六千円

備考

一 (略)

二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

六 第八十八号及び第一百六十五号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十八号及び第一百六十五号の自動車審査試験項目に關し同時に試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

七 第八十九号及び第一百六十五号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第八十九号及び第一百六十五号の自動車審査試験項目に關し同時に試験を受けようとする場合であつて、第八十九号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第八十五号	二十八万千円	(略)
第八十八号	二十八万千円	
第八十九号	四十二万二千円	
第九十三号	二十八万千円	
第九十四号	四十二万二千円	
第九十八号	二十八万千円	
第一百四十六号	三百十八万三千円	
第三号、第五号及び第八十八号	七十九万六千円	
第三号及び第八十八号		
(略)		
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第一百四号	四十二万二千円	
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第一百四十四号	六十万九千円	(略)
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第一百四十四号	六十万九千円	
(略)		
第五十九号及び第一百三十三号	六十万九千円	(略)
第六十号及び第一百三十三号	六十万九千円	
第七十六号、第七十七号及び第八十号	四十二万二千円	
第一百三十三号及び第一百四十四号	六十万九千円	

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

四 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

第九十号	第八十九号	(略)
百七万七千円	七十九万六千円	(略)

五 前二号の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するため必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行なう場合（同欄に掲げる規定のうちいづれかに係る確認を行う場合を含む。）であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十九号	七十九万六千円
	百七万七千円

(自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正)

第七条　自動車の特定記述等の語句に関する省令（昭和二年勅令第ニ号）の一部を次のとおり改正する。
次の一欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定で改
正前欄にこれに対応するものを掲げていいものは、これを加える。

改正後

(許可の手続)

第二条 法第九十九条の三第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項各号の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。ただし、次条第三項第一号の国土交通大

らかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。ただし、次条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者については、この限りでない。

四百九

第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けている者は、第三項第二号の書面の記載事項の一部に変更を加えようとするときは、第六項の規定にかかわらず、あらかじめ、その変更について第一項の証明を受けなければならないものとし、同項の証明を受けなかつたときは、当該証明書は、当該変更時にその効力を失う。
前項の規定により証明を受ける場合にあつては、新たに交付する能力基準適合証明書の有効期間は、従前の能力基準適合証明書の有効期間の残存期間とする。

(新設)

書は、当該変更時にその効力を失う

8 第五項の規定により有効な能力基準適合証明書の交付を受けている者は、第三項第二号の書面の記載事項に重大な変更を加えようとするときは、第六項の規定にかかわらず、あらかじめ、第一項の証明を受けなければならないものとし、同項の証明を受けなかつたときは、当該証明

第二条 法第九十九条の三第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項各号の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の証明を受けるものとする。ただし、次条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者については、この限りでない。

第二条 法第九十九条の三第一項の許可（以下単に「許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の能力が第四条第一項各号の基準に適合することについて、あらかじめ、国土交通大臣の證明を受けるものとする。ただし、次条第三項第一号の国土交通大臣が告示で定める書面を有する者については、この限りでない。

改正前

五 前二号の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目	第八十八号	略
	第八十九号	略

五 前二号の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するため必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいはずかに係る確認を行ふ場合を含む。）であつて、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関する二以上の試験を受けようとする場合には、同表の下欄に掲げる額とする。

第六号様式（特定改造等許可証）（第三条関係）

第六号様式を次のように改める。

特定改造等許可証

許可番号	
申請に係る改造のためのプログラム等の名称	
特定改造等の種類	
申請者の氏名又は名称及び住所	
許可の条件又は期限	
サイバーセキュリティの確保に係る能力基準適合証明書の証明番号	
プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力基準適合証明書の証明番号	

道路運送車両法第99条の3第1項の規定により、申請のあった特定改造等を許可する。

交付年月日 年 月 日

国土交通大臣 印

（日本産業規格A列4番）

附 則

(施行期日)
この省令は、令和八年一月十一日から施行する。ただし、第三条及び第六条の規定は、令和八年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

- 第一条 第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」といふ。）第五条第一項の表第一号の八下欄に掲げる第百七十五号に基づき行われた認定（令和十二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十四年八月三十日までの間は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」といふ。）第五条第一項の表第一号の八下欄に掲げる第百七十五号改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 2 旧規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十一改訂版に基づき行われた認定（運転者席及びこれと並列の座席（自動車の側面に隣接しない座席を除く。次項において同じ。）に備える頭部後傾抑止装置に係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 3 旧規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十一改訂版に基づき行われた認定（運転者席及びこれと並列の座席に備える頭部後傾抑止装置に係るもの（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十二号及び第十三号下欄に掲げる第十七号第十二改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 4 旧規則第五条第一項の表第十三号の四下欄に掲げる第百七十二号及び第百七十四号に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十三号の五下欄に掲げる第百七十三号改訂版及び第百七十四号改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 5 旧規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第五改訂版に基づき行われた認定（出力質量比指数（車両総重量に対する車両の定格出力の比率をいう。）が五十を超えるもの（令和十一年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。
- 6 旧規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第五改訂版に基づき行われた認定（出力質量比指数が五十を超えるものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十五号の三下欄に掲げる第四十一号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

法規改正



○国土交通省告示第八号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定め。

令和八年一月九日

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（一部改正）)

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のようにより改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に之れに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(定義等)

第2条 (略)

- 2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。

略語	意味
(略)	(略)

(略)

協定規則第13号

(略)

協定規則第16号

協定規則第17号

(定義等)

第2条 (略)

- 2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。

略語	意味
(略)	(略)

(略)

協定規則第13号

(略)

協定規則第16号

協定規則第17号

国土交通大臣 金子 恒久

(略)	(略)
協定規則第30号	協定規則第30号第2改訂版 <u>補足第27改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第41号	協定規則第41号第6改訂版
(略)	(略)
協定規則第44号	協定規則第44号第4改訂版 <u>補足第19改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第54号	協定規則第54号 <u>補足第28改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第75号	協定規則第75号 <u>補足第21改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版 <u>補足第8改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第117号	協定規則第117号第4改訂版 <u>補足第3改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第125号	協定規則第125号第3改訂版
協定規則第126号	協定規則第126号初版
(略)	(略)
協定規則第129号	協定規則第129号第4改訂版 <u>補足第3改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第131号	協定規則第131号第2改訂版 <u>補足第2改訂版</u>
協定規則第134号	協定規則第134号第2改訂版 <u>補足第2改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版 <u>補足第2改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第152号	協定規則第152号第2改訂版 <u>補足第5改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版 <u>補足第4改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第170号	協定規則第170号 <u>補足改訂版</u>
(略)	(略)

(略)	(略)
協定規則第30号	協定規則第30号第2改訂版 <u>補足第26改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第41号	協定規則第41号第5改訂版 <u>補足第3改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第44号	協定規則第44号第4改訂版 <u>補足第18改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第54号	協定規則第54号 <u>補足第27改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第75号	協定規則第75号 <u>補足第20改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版 <u>補足第7改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第117号	協定規則第117号第4改訂版 <u>補足第2改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第125号	協定規則第125号第3改訂版
(略)	(略)
協定規則第129号	協定規則第129号第4改訂版 <u>補足第2改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第131号	協定規則第131号第2改訂版 <u>補足改訂版</u>
協定規則第134号	協定規則第134号第2改訂版 <u>補足改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第142号	協定規則第142号改訂版 <u>補足改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第152号	協定規則第152号第2改訂版 <u>補足第4改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第157号	協定規則第157号改訂版 <u>補足第3改訂版</u>
(略)	(略)
協定規則第170号	協定規則第170号初版
(略)	(略)

協定規則第173号	協定規則第173号改訂版
協定規則第174号	協定規則第174号改訂版
協定規則第175号	協定規則第175号改訂版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号初版
協定規則第178号	協定規則第178号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 (略)

2 ~ 5 (略)

6 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5. 及び6. (次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める規定を除く。)に定める基準とする。

一 道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車 車両前方に係る規定

二 道路維持作業用自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車 車両後方に係る規定

三 貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの 車両後方に係る規定

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受ける特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

7 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

一 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるものの

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受ける特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車（かじ取装置）

第13条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項から第4項までに掲げる基準とする。

2・3 (略)

協定規則第173号	協定規則第173号初版
協定規則第174号	協定規則第174号初版
協定規則第175号	協定規則第175号初版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 (略)

2 ~ 5 (略)

6 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5. 及び6. (道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。)に定める基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

7 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

(新設)

(新設)

(かじ取装置)

第13条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。

2・3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5.及び6.に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。

5・6 （略）
（座席）

第28条 （略）

2～5 （略）

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ （略）	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5.及び6. (5.1.、5.3.から5.10.まで、 6.1.5.及び6.4.から6.7.までを除く。また、協定規則第126号の規則6.に適合する仕切り装置（同規則2.1.に規定する装置をいう。第106条において同じ。）を備える場合（第5条第1項第4号及び第5号に掲げる場合を除く。）にあっては、 5.12.2.を除く。）に定める基準
二～八 （略）	（略）	（略）

（自動車の騒音防止装置）

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 （略）

四 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km/h未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.から8.4.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

五 （略）

2 （略）

（新設）

4・5 （略）
（座席）

第28条 （略）

2～5 （略）

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（次に掲げるものを除く。） イ～ニ （略）	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席（以下この表において「前向き座席」という。）	協定規則第17号の規則5.及び6. (5.1.、5.3.から5.10.まで、 6.1.5.及び6.4.から6.7.までを除く。）に定める基準
二～八 （略）	（略）	（略）

（自動車の騒音防止装置）

第40条 自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 （略）

四 二輪自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km/h未満のものは除く。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

五 （略）

2 （略）

(原動機及び動力伝達装置)

第88条 (略)

2 (略)

3 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6. (次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める規定を除く。)に定める基準とする。

二 道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車 車両前方に係る規定

二 道路維持作業用自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車 車両後方に係る規定

三 貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの 車両後方に係る規定

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの (法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。)

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

4 (略)

5 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

二 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるものの

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの (法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。)

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

6 (略)

(かじ取装置)

第91条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項から第4項までに掲げる基準とする。

2・3 (略)

4 専ら乗用の用に供する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5トン以下のものには、道路維持作業用自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの又は緊急自動車を除き、協定規則第178号の規則5.及び6.

(原動機及び動力伝達装置)

第88条 (略)

2 (略)

3 ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第8条第8項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6. (道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。)に定める基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

5 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

(新設)

(新設)

6 (略)

(かじ取装置)

第91条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次項及び第3項に掲げる基準とする。

2・3 (略)

(新設)

に適合する緊急車線維持装置を備えなければならない。この場合において、次に掲げる緊急車線維持装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第178号の規則5. 及び6. に適合するものとする。

- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急車線維持装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき緊急車線維持装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急車線維持装置又はこれに準ずる性能を有する緊急車線維持装置
- 5 別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない緊急車線維持装置は、前項の規定にかかわらず、同項の基準に適合しないものとする。

6～8 (略)
(座席)

第106条 (略)

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に關し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれらに準ずる性能を有するものであつて、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げるものを除く。) イ～ニ (略)	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席(以下この表において「前向き座席」という。)	協定規則第17号の規則5. 及び6.(5.1.、5.3.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.7.までを除く。また、協定規則第126号の規則6.に適合する仕切り装置を備える場合にあっては、5.12.2.を除く。)に定める基準
二～八 (略)	(略)	(略)

(新設)

4～6 (略)
(座席)

第106条 (略)

2～5 (略)

6 衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に關し保安基準第22条第3項及び第4項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の3第1項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれらに準ずる性能を有するものであつて、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一 専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(次に掲げるものを除く。) イ～ニ (略)	第1項第3号イに規定する前向きに備える座席(以下この表において「前向き座席」という。)	協定規則第17号の規則5. 及び6.(5.1.、5.3.から5.10.まで、6.1.5.及び6.4.から6.7.までを除く。)に定める基準
二～八 (略)	(略)	(略)

(原動機及び動力伝達装置)

第166条 (略)

2・3 (略)

4 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車であって次の各号に掲げるものとする。

一 車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車

二 車両前部に特殊な装備を有し、かつ、貨物の運送の用に供する自動車であって次に掲げるもの

イ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車のうち、キャブ後面を改造することにより車体の構造上車室を一体としたもの（法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に係る自動車を含む。）

ロ 車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室がある自動車以外の自動車

5 (略)

(かじ取装置)

第169条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ヲ (略)

ワ 緊急車線維持装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるもの

カ 運行補助機能を有するかじ取装置及び緊急車線維持装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二～五 (略)

2・3 (略)

(消音器)

第252条 一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.から8.4.までの規定に適合する構造であればよいものとする。

2 (略)

別添41 重量車排出ガスの測定方法

I・II (略)

III J H25モード法（内燃機関車）

1.～18. (略)

別紙1～6 (略)

別紙7 車両総重量3.5t超の自動車に係る燃料消費率測定における標準車両諸元及び都市間走行割合

表1・2 (略)

(原動機及び動力伝達装置)

第166条 (略)

2・3 (略)

4 保安基準第8条第8項のペダル踏み間違い時加速抑制装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部及び後部に特殊な装備を有する自動車とする。

(新設)

(新設)

5 (略)

(かじ取装置)

第169条 自動車のかじ取装置の強度、操作性能等に関し、保安基準第11条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車のかじ取装置は、堅ろうで安全な運行を確保できるものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ～ヲ (略)

(新設)

ワ 運行補助機能を有するかじ取装置であって、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しないもの

二～五 (略)

2・3 (略)

(消音器)

第252条 一般原動機付自転車が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第64条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 二輪の一般原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるもの又は最高速度が50km/hを超えるものに限る。）は、協定規則第41号の規則6.に定める基準に適合する構造であること。ただし、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合以外の場合（以下「型式の認定を行う場合以外の場合」という。）にあっては、協定規則第41号の規則6.2.及び6.3.の規定にかかわらず、協定規則第41号の規則8.2.及び8.3.の規定に適合する構造であればよいものとする。

2 (略)

別添41 重量車排出ガスの測定方法

I・II (略)

III J H25モード法（内燃機関車）

1.～18. (略)

別紙1～6 (略)

別紙7 車両総重量3.5t超の自動車に係る燃料消費率測定における標準車両諸元及び都市間走行割合

表1・2 (略)

表3 乗用自動車（路線バス）の車両諸元及び都市間走行割合

燃費区分 No	区分 車両総重量範 囲 (t)	標準車両諸元				都市間 走行割合 (%)	乗車率 (%)
		車両重量 (kg)	定員 (人)	全高 (m)	全幅 (m)		
B R 1	3.5 < & ≤ 8	5186	39	2.880	2.072	0	35
B R 2	8 < & ≤ 10	7837	28	2.990	2.315	0	35
B R 3	10 < & ≤ 12	7901	59	2.989	2.312	0	35
B R 4	12 < & ≤ 14	8654	77	2.969	2.385	0	35
B R 5	14 <	10203	79	3.022	2.490	0	35

表4 (略)

別紙8~11 (略)

別表1・2 (略)

付録1・2 (略)

IV J H25モード法 (電気式ハイブリッド車)

1. ~4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1~別紙4 (略)

別紙5 シャシダイナモーテ試験

1. ~3. (略)

4. 測定装置の調整等

4. 1. ~4. 4. (略)

4. 5. (略)

4. 5. 1. (略)

4. 5. 2. 設定された負荷の検証

設定された負荷（以下、「設定走行抵抗」という。）が目標走行抵抗に相当する値であるについて以下に示す方法により検証する。また、加速時にアクセルペダルを全開にして到達できない速度の場合は、当該速度は除いて実施すること。

(1)・(2) (略)

(3) (2)で求めた惰行時間の平均値よりシャシダイナモーテの設定走行抵抗を次の式により算出する。

$$Fc = (IW + W_2) / 0.36tc$$

Fc : 設定走行抵抗 (N)

IW : 4. 2. にて設定した等価慣性重量 (kg)

W₂ : 試験自動車の駆動系の回転部分相当慣性重量 (kg)

(III)の別紙7に定める各区分の標準車両諸元に記載された車両重量の3.5%（常時四輪駆動自動車を四輪駆動車用シャシダイナモーテで測定する場合にあっては、7%）とする。なお、実測又は計算でもとめてよい。)

tc : 惰行時間 (s)

(4) (略)

5. ~7. (略)

表3 乗用自動車（路線バス）の車両諸元及び都市間走行割合

燃費区分 No	区分 車両総重量範 囲 (t)	標準車両諸元				都市間 走行割合 (%)	乗車率 (%)
		車両重量 (kg)	定員 (人)	全高 (m)	全幅 (m)		
B R 1	6 < & ≤ 8	5186	39	2.880	2.072	0	35
B R 2	8 < & ≤ 10	7837	28	2.990	2.315	0	35
B R 3	10 < & ≤ 12	7901	59	2.989	2.312	0	35
B R 4	12 < & ≤ 14	8654	77	2.969	2.385	0	35
B R 5	14 <	10203	79	3.022	2.490	0	35

表4 (略)

別紙8~11 (略)

別表1・2 (略)

付録1・2 (略)

IV J H25モード法 (電気式ハイブリッド車)

1. ~4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1~別紙4 (略)

別紙5 シャシダイナモーテ試験

1. ~3. (略)

4. 測定装置の調整等

4. 1. ~4. 4. (略)

4. 5. (略)

4. 5. 1. (略)

4. 5. 2. 設定された負荷の検証

設定された負荷（以下、「設定走行抵抗」という。）が目標走行抵抗に相当する値であるについて以下に示す方法により検証する。また、加速時にアクセルペダルを全開にして到達できない速度の場合は、当該速度は除いて実施すること。

(1)・(2) (略)

(3) (2)で求めた惰行時間の平均値よりシャシダイナモーテの設定走行抵抗を次の式により算出する。

$$Fc = (IW + W_2) / 0.36tc$$

Fc : 設定走行抵抗 (N)

IW : 試験自動車の等価慣性重量の標準値 (kg)

W₂ : 試験自動車の駆動系の回転部分相当慣性重量 (kg)

(III)の別紙7に定める各区分の標準車両諸元に記載された車両重量の3.5%（常時四輪駆動自動車を四輪駆動車用シャシダイナモーテで測定する場合にあっては、7%）とする。なお、実測又は計算でもとめてよい。)

tc : 惰行時間 (s)

(4) (略)

5. ~7. (略)

V J H25モード法（電気自動車）

- 1.・2. (略)
3. H I L S法
- 3.1.～3.3. (略)

3.4. H I L Sシステム模擬走行による蓄電装置のDCの消費電気エネルギーの算出

別紙1の10.に規定する認証用パラメータ、Ⅲの別紙7に規定する当該自動車の車両総重量等の区分に応じてそれぞれ定める標準車両諸元(試験時車両重量についてはⅢの別紙4の規定)並びにⅢの17.に規定する変速機、終減速機及びタイヤ諸元を入力したH I L Sシステムを用いて、模擬走行(H I L Sシステム上で認証用P E Vモデルを作動させ、都市内走行モード及び第10条第1表に掲げる縦断勾配付き80km毎時定速モード(以下「都市間走行モード」という。)に従い走行することをいう。以下同じ。)を行い、0.2秒以下毎の車速及び走行時における蓄電装置のDCの消費電気エネルギーを算出する。

速度及び時間の許容誤差については、各走行モードのあらゆる時点において、速度については±2.0km/h以内とし、時間については±1.0秒以内とし、IVの3.4.図1の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。

なお、IVの3.4.表1の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ定める許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にして各走行モードの速度に到達できない自動車にあっては、この限りでない。

都市内走行モードにおける模擬走行では、任意の十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態からの1サイクルを選択し、下記よりDCの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} を算出する。(別紙3の2.2.で選択したサイクルと同一でなくてもよい。)

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_{i} dt$$

ΔE_{REESS} ：検討対象の模擬走行サイクルiに関するDCの消費電気エネルギー(Wh)

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

j：走行モードの添字記号(u：都市内走行モード、h：都市間走行モード)

1/3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$u(t)_{REESS,i}$ ：対象期間iにおけるREESSの電圧(V)

t_0 ：対象期間iの開始時の時間(s)

t_{end} ：対象期間iの終了時の時間(s)

$I(t)_i$ ：対象期間iにおけるREESSの電流(A)

都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度についても任意の十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態(ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい)とし、上記よりDCの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} を算出する。なお、走行途中に蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。

V J H25モード法（電気自動車）

- 1.・2. (略)
3. H I L S法
- 3.1.～3.3. (略)

3.4. H I L Sシステム模擬走行による蓄電装置のDCの消費電気エネルギーの算出

別紙1の10.に規定する認証用パラメータ、Ⅲの別紙7に規定する当該自動車の車両総重量等の区分に応じてそれぞれ定める標準車両諸元(試験時車両重量についてはⅢの別紙4の規定)並びにⅢの17.に規定する変速機、終減速機及びタイヤ諸元を入力したH I L Sシステムを用いて、模擬走行(H I L Sシステム上で認証用P E Vモデルを作動させ、都市内走行モード及び第10条第1表に掲げる縦断勾配付き80km毎時定速モード(以下「都市間走行モード」という。)に従い走行することをいう。以下同じ。)を行い、0.2秒以下毎の車速及び走行時における蓄電装置のDCの消費電気エネルギーを算出する。

速度及び時間の許容誤差については、各走行モードのあらゆる時点において、速度については±2.0km/h以内とし、時間については±1.0秒以内とし、IVの3.4.図1の塗りつぶしの範囲内にあるものとする。

なお、IVの3.4.表1の左欄に掲げる項目に応じてそれぞれ定める許容値以内の場合においては、許容誤差の範囲内とみなす。ただし、発進時及び変速操作時の逸脱時間は総積算時間には含めないこととする。

また、加速時においてアクセルペダルを全開にして各走行モードの速度に到達できない自動車にあっては、この限りでない。

都市内走行モードにおける模擬走行では、REESSが満充電の状態から走行模擬を行い、走行できなくなった段階で中止基準に達したものとみなす。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態からの1サイクルを選択し、下記よりDCの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} を算出する。(別紙3の2.2.で選択したサイクルと同一でなくてもよい。)

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS} ：検討対象の模擬走行サイクルiに関するDCの消費電気エネルギー(Wh)

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

1/3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$U(t)_{REESS,i}$ ：対象期間iにおけるREESSの電圧(V)

t_0 ：対象期間iの開始時の時間(s)

t_{end} ：対象期間iの終了時の時間(s)

$I(t)_i$ ：対象期間iにおけるREESSの電流(A)

都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度についても任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態(ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい)とし、走行途中に蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。

3.5. 重量車電力消費率の算出

3.4. で算出したDCの消費電気エネルギー ΔE_{REESSj} 、走行距離及び別紙1の12.に規定する充電効率 K_c からDCの電力消費率 EC_{DCj} 及びACの電力消費率 EC_{ACj} を算出する。

$$EC_{DCj} = \frac{\Delta E_{REESSj}}{\text{走行距離}}$$

$$EC_{ACj} = \frac{EC_{DCj}}{K_c}$$

なお、トルクコンバータ付自動変速機を有する自動車については、同じギヤ段数及びギヤ比を持つ手動変速機と見なして算出した電力消費率に、都市内走行モードの場合にあっては0.91を、都市間走行モードの場合にあっては0.96を乗じたものを当該自動車の電力消費率とすることができます。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率を3.6.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車電力消費率を算出する。

$$EC_{AC} = \frac{1}{\frac{1 - \alpha/100}{EC_{ACu}} + \frac{\alpha/100}{EC_{ACh}}}$$

EC_{AC} : 電気重量車AC電力消費率 (Wh/km)

EC_{ACu} : 都市内走行AC電力消費率 (Wh/km)

EC_{ACh} : 都市間走行AC電力消費率 (Wh/km)

α : 都市間走行割合 (%)

3.6. (略)

4. パワートレーン法

4.1. • 4.2. (略)

4.3. 試験室

試験室の温度は試験前後やソーク前後は空調設定が23°Cになっている状態であること。ただし、別紙2の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねる場合、ソーカク後の蓄電装置温度は 25 ± 5 ℃であること（以下、充電効率試験を兼ねる際ににおいて同じ）。なお、温度測定箇所等は自動車製作者等により規定する。

4.4. (略)

4.5. 電気重量車電力消費率試験の試験手順

4.5.1. (略)

4.5.2. パワートレーンの試験手順

4.5.2.1. 測定運転及び充電

システムを始動し、4.4.2.で規定した都市内走行モード及び都市間走行モードにより4.5.2.2.の項目について測定を行う運転（以下、「測定運転」という。）を行う。

この場合において、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、別紙2の2.6.4.の充電効率の測定（別紙2の2.6.4.の(3)については別紙2の2.6.4.の(3)において途中に都市内走行モードを実施する手法）に準じて試験を実施することにより、別紙2の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねることができる。

3.5. 重量車電力消費率の算出

3.4. で選択したサイクルのDCの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} 、走行距離及び別紙1の12.に規定する充電効率からDCの電力消費率 EC_{DC} 及びACの電力消費率 EC_{AC} を算出する。

$$EC_{DC} = \frac{\Delta E_{REESS}}{\text{走行距離}}$$

$$EC_{AC} = \frac{EC_{DC}}{K_c}$$

なお、トルクコンバータ付自動変速機を有する自動車については、同じギヤ段数及びギヤ比を持つ手動変速機と見なして算出した電力消費率に、都市内走行モードの場合にあっては0.91を、都市間走行モードの場合にあっては0.96を乗じたものを当該自動車の電力消費率とすることができます。

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率を3.6.に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車電力消費率を算出する。

$$EC_{AC} = \frac{1}{\frac{1 - \alpha/100}{EC_{ACu}} + \frac{\alpha/100}{EC_{ACh}}}$$

EC_{AC} : 電気重量車AC電力消費率 (Wh/km)

EC_{ACu} : 都市内走行AC電力消費率 (Wh/km)

EC_{ACh} : 都市間走行AC電力消費率 (Wh/km)

α : 都市間走行割合 (%)

3.6. (略)

4. パワートレーン法

4.1. • 4.2. (略)

4.3. 試験室

試験室の温度は試験前後やソーカク前後は空調設定が23°Cになっている状態であること。

4.4. (略)

4.5. 電気重量車電力消費率試験の試験手順

4.5.1. (略)

4.5.2. パワートレーンの試験手順

4.5.2.1. 測定運転及び充電

システムを始動し、4.4.2.で規定した都市内走行モード及び都市間走行モードにより4.5.2.2.の項目について測定を行う運転（以下、「測定運転」という。）を行う。

この場合において、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態から測定運転を開始すること。

都市内走行モードにおいては、パワートレーンがコールドの状態から運転を実施し、暖機運転後十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態の蓄電装置放電深度から測定運転を開始すること。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態から実施した測定運転の1サイクルを選択し、下記よりD Cの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} を算出する。

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS} ：検討対象のサイクル*i*に関するD Cの消費電気エネルギー（Wh）

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

1 / 3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$u(t)_{REESS,i}$ ：対象期間*i*におけるR E E S Sの電圧（V）

t_0 ：対象期間*i*の開始時の時間（s）

t_{end} ：対象期間*i*の終了時の時間（s）

$I(t)_i$ ：対象期間*i*におけるR E E S Sの電流（A）

都市間走行モードを一充電で走行することができない車両においては、指定車速を維持不可能となるS O C状態になる前に一旦走行を中止し、ダイナモーティアによる回生充電をセル温度変化が測定運転開始時に對し±5.0K（±5℃）以内の状態にて行い、十分に減速エネルギー回生できるS O C状態まで回復した後、残りのモードを走行することで、指定された時間の電力消費率を導出すること。

なお、都市間走行モード運転の場合にあっては、都市間走行モードの走行前及び走行再開時に、追加で60秒の自走可能状態での停車を行い、その後3分以内に80km/h走行（トルク指令は路上走行抵抗相当とすること。）又はアクセル全開にて加速し、その後速度が安定するよう30秒走行すること。

4.5.2.2. (略)

4.5.3. (略)

4.6. (略)

付録1・2 (略)

別紙1 (略)

別紙2 電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1. (略)

2. 蓄電装置試験方法

電気重量車用H I L Sシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びA Cの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1. ~2.5. (略)

2.6. 充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1. ~2.6.3. (略)

都市内走行モードにおいては、測定運転の終了後、継続して車両が都市内走行モードの車速を追従できない状態まで運転し120分以内に満充電することにより、別紙2の2.6.の蓄電装置の充電効率試験と兼ねることができる。

その際充電効率算出の為、パワートレーンがコールド状態で運転を開始した時点から車速を追従できない状態までの消費電気エネルギー E_{DC} を測定すること。

その後、任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるS O C状態からの1サイクルを選択し、下記よりD Cの消費電気エネルギー ΔE_{REESS} を算出する。

$$\Delta E_{REESS} = \frac{1}{3600} \times \int_{t_0}^{t_{end}} u(t)_{REESS} \times I(t)_i dt$$

ΔE_{REESS} ：検討対象のサイクル*i*に関するD Cの消費電気エネルギー（Wh）

i：検討対象の模擬走行サイクルの添字番号

1 / 3600：サイクルエネルギー要求量のWhへの変換係数

$U(t)_{REESS,i}$ ：対象期間*i*におけるR E E S Sの電圧（V）

t_0 ：対象期間*i*の開始時の時間（s）

t_{end} ：対象期間*i*の終了時の時間（s）

$I(t)_i$ ：対象期間*i*におけるR E E S Sの電流（A）

都市間走行モードを一充電で走行することができない車両においては、指定車速を維持不可能となるS O C状態になる前に一旦走行を中止し、ダイナモーティアによる回生充電をセル温度変化が測定運転開始時に對し±5.0K（±5℃）以内の状態にて行い、十分に減速エネルギー回生できるS O C状態まで回復した後、残りのモードを走行することで、指定された時間の電力消費率を導出すること。

なお、都市間走行モード運転の場合にあっては、都市間走行モードの走行前及び走行再開時に、追加で30秒の自走可能状態での停車を行い、その後30秒間で80km/h走行（トルク指令は路上走行抵抗相当とすること。）まで加速し、その後速度が安定するよう30秒走行すること。

4.5.2.2. (略)

4.5.3. (略)

4.6. (略)

付録1・2 (略)

別紙1 (略)

別紙2 電動機、蓄電装置及び電動補機類試験

1. (略)

2. 蓄電装置試験方法

電気重量車用H I L Sシステムの入力パラメータとして、試験電池の内部抵抗、開放電圧及びA Cの電力消費率を算出するための係数として用いる蓄電装置の充電効率を求める。以下試験法を規定する。

2.1. ~2.5. (略)

2.6. 充電効率試験法

電力消費率を求めるために、蓄電装置の充電効率を求める。

2.6.1. ~2.6.3. (略)

2.6.4. 充電効率の測定

(1)・(2) (略)

(3) ソーク後の蓄電装置システム放電方法は、以下から測定方法を選択のうえ、蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギー E_{dc} を測定する。

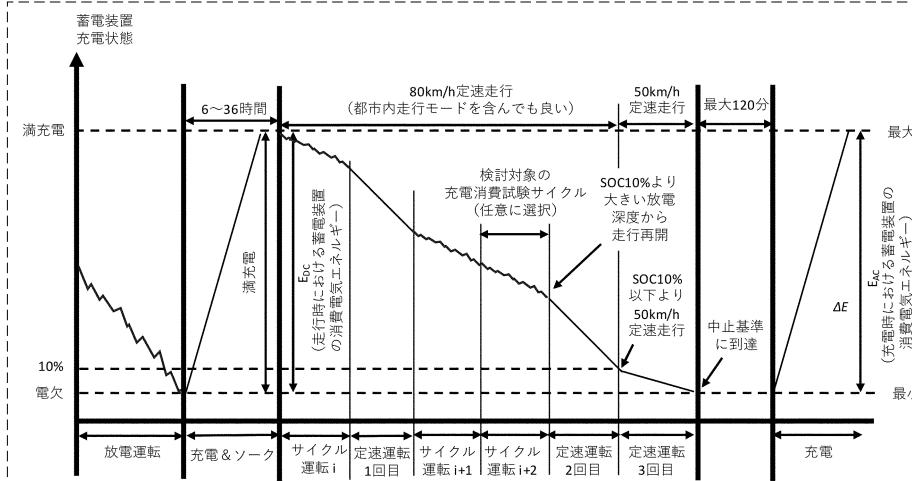
① 当該自動車をコールド状態から定速走行で運転し、満充電から車両が定速車速を維持できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。定速走行時の車速は80km/h（アクセルペダルを全開にしても到達できない自動車にあっては、この限りでない。）より開始し、SOCが10%以下となったところで車速を50km/hに変更し、電欠まで走行すること。なお車速変更是1分以内に完了すること。定速走行開始時の加速はアクセル全開もしくは3分以内に定速車速に達するものとし、電欠により定速車速から2km/h以上低下した状態が4秒以上続いた時点でアクセル開度を全閉とし、全閉から1分以内にブレーキをかけて車両を停止させ、測定を終了する。

なおシステム検証試験のデータ取得を目的として、定速走行途中の任意の放電深度より都市内走行モードによる走行を数回行っても良い。その際の定速走行からの減速は、減速開始から1分以内に完全停止し、ドライバ交代や負荷設定変更等に要する時間を含め完全停止から10分以内に次のモード走行または定速走行を開始しなければならない。この場合、2回目の定速走行の車速条件は1回目と同一とし、SOCが10%より大きい放電深度から2回目の定速走行を開始する。

② 当該自動車をコールド状態から、試験機関との合意に基づいた外部放電器を使用して蓄電装置システムを放電させる。その際、放電電力は一定値とし、その値は当初80km/hでの走行状態と同等に設定し、SOC10%以下にて50km/hでの走行状態と同等の電力に変更する。電力変更是1分以内に完了すること。なお、50km/h相当に設定した実放電電力に対し-10%以下に低下した状態が4秒続いた時点で試験終了とし、速やかに放電出力をゼロに設定する。

(4) (略)

図 充電効率試験の実機試験



2.6.5. (略)

3. (略)

2.6.4. 充電効率の測定

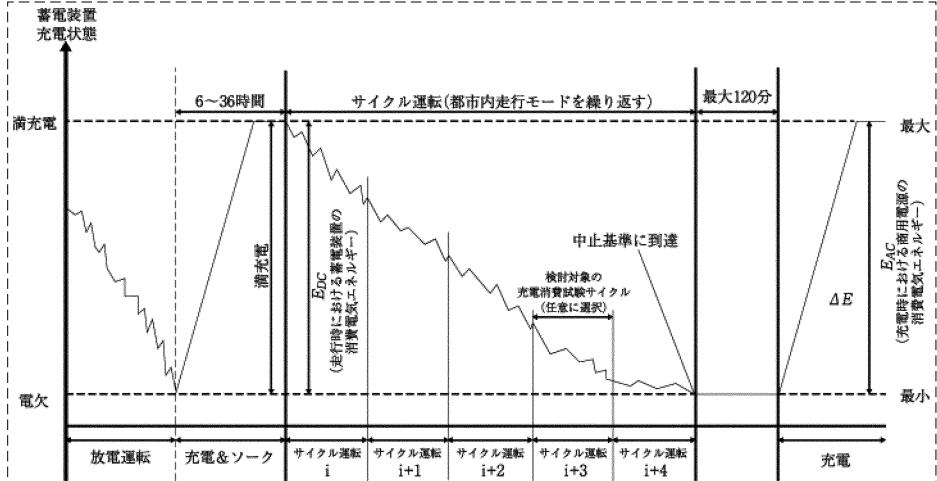
(1)・(2) (略)

(3) 当該自動車をコールド状態から都市内走行モードで繰り返し運転し、満充電から車両が都市内走行モードの車速を追従できない状態まで蓄電装置システムを放電させる。その際に蓄電装置端子間に電気エネルギー測定機器を配置し、消費電気エネルギー E_{dc} を測定する。
(新設)

(新設)

(4) (略)

図 充電効率試験の実機試験



2.6.5. (略)

3. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙3～別紙5 (略)

VI J H25モード法 (電気式プラグインハイブリッド車)

1.・2. (略)

3. H I L S法

3.1.～3.7. (略)

3.8. 電力消費率

3.8.1. 電力消費率の決定

商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率は、次式によって計算するものとする。

$$EC_i = \frac{E_{ACi}}{EAER_i}$$

EC_i : 商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく都市内走行モード及び都市間走行モードにおける電力消費率 (Wh/km)

E_{ACi} : 3.8.2.により算出する都市内走行モード及び都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

$EAER_i$: 3.8.2.により算出する都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (CD試験の過程でREESSから電気を使用した距離) (km)

3.8.2. 商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

商用電源からの再充電電気エネルギーは、3.5.により算出したDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS,i}$ 及び別紙2の3.2.により算出した充電効率を用いて、次式によって計算するものとする。

$$E_{ACi} = \frac{1}{K_c} \times \sum_{i=1}^{n+1} \Delta E_{REESS,i}$$

K_c : 充電効率

n : 移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギーに対し、3.12.に示す都市間走行割合に基づき次式により商用電源からの重量車再充電電気エネルギーを算出する。

$$E_{AC} = 1 / ((1 - \alpha / 100) / E_{ACu} + \alpha / 100 / E_{ACh})$$

E_{AC} : 商用電源からの重量車再充電電気エネルギー (kWh)

E_{ACu} : 都市内走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (kWh)

E_{ACh} : 都市間走行モードにおける商用電源からの再充電電気エネルギー (kWh)

α : 都市間走行割合 (%)

3.8.3. 等価全電気航続距離

等価全電気航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$EAER_i = \left(\frac{F \cdot C_{CSi} - F \cdot C_{CD, avg, i}}{F \cdot C_{CSi}} \right) \times R_{CDCi}$$

$$F \cdot C_{CD, avg, i} = \frac{\sum_{c=1}^n (F \cdot C_{CD, c, i} \times d_c)}{R_{CDCi}}$$

付録1・付録2 (略)

別紙3～別紙5 (略)

VI J H25モード法 (電気式プラグインハイブリッド車)

1.・2. (略)

3. H I L S法

3.1.～3.7. (略)

3.8. 電力消費率

3.8.1. 電力消費率の決定

商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率は、次式によって計算するものとする。

$$EC = \frac{E_{AC}}{EAER}$$

EC : 商用電源からの再充電電気エネルギー及び等価全電気航続距離に基づく電力消費率 (Wh/km)

E_{AC} : 3.8.2.により算出する商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

$EAER$: 3.8.3.により算出する等価全電気航続距離 (CD試験の過程でREESSから電気を使用した距離) (km)

3.8.2. 商用電源からの再充電電気エネルギー (Wh)

3.5.により算出したDCの消費電気エネルギー $\Delta E_{REESS,i}$ 及び別紙2の3.2.により算出した充電効率を用いて、商用電源からの再充電電気エネルギーを算出する。

$$E_{AC} = \frac{1}{K_c} \times \sum_{i=1}^{n+1} \Delta E_{REESS,i}$$

K_c : 充電効率

n : 移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

3.8.3. 等価全電気航続距離

等価全電気航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$EAER = \left(\frac{F \cdot C_{CS} - F \cdot C_{CD, avg}}{F \cdot C_{CS}} \right) \times R_{CDC}$$

$$F \cdot C_{CD, avg, n-1} = \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F \cdot C_{CD, c} \times d_c)}{\sum_{c=1}^{n-1} d_c}$$

$$R_{CDGi} = \sum_{c=1}^n d_{c,i}$$

EAER_i：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)

F. C_{CSi}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC S状態の燃料消費量 (L／km)

F. C_{CD, avg.}_i：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D状態の燃料消費量の算術平均 (L／km)

R_{CDGi}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおける充電消費サイクル航続距離（車両がC D状態とC S状態の両方で運転される可能性がある移行サイクルを含め、C D試験の開始から中止基準を満たす1つ又は複数のサイクルの前の最後のサイクルが終了するまでの距離）(km)

F. C_{CD, c}_i：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルcに関する燃料消費量 (L／km)

d_{c,i}：都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルcにおける走行距離 (km)

c : 検討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける等価全電気航続距離に対し、

3.12. 示す都市間走行割合に基づき次式により重量車等価全電気航続距離を算出する。

$$EAER = 1 / ((1 - \alpha / 100) / EAER_u + \alpha / EAER_h)$$

EAER : 重量車等価全電気航続距離 (km)

EAER_u : 都市内走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)

EAER_h : 都市間走行モードにおける等価全電気航続距離 (km)

α : 都市間走行割合 (%)

3.8.4. 実充電消費航続距離

実充電消費航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$R_{CDAi} = \sum_{c=1}^{n-1} d_{c,i} + k_{CD,i} \times d_{n,i}$$

$$k_{CD,i} = \frac{F. C_{CSi} - F. C_{n, cycle, i}}{F. C_{CSi} - F. C_{CD, avg, n-1, i}}$$

$$F. C_{CD, avg, n-1, i} = \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F. C_{CD, c} \times d_{c,i})}{\sum_{c=1}^{n-1} d_{c,i}}$$

R_{CDAi} : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実C D航続距離 (C D試験における一連のサイクルでR E E S Sが消耗するまでの走行距離) (km)

d_{c,i} : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルcにおける走行距離 (km)

d_{n,i} : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルnにおける走行距離 (km)

F. C_{CSi} : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC S状態燃料消費量 (L／km)

F. C_{n, cycle, i} : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルnの燃料消費量 (L／km)

F. C_{CD, avg, n-1, i} : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおける開始からサイクル (n-1) まで (同サイクルを含む) のC D試験の燃料消費量の算術平均 (L／km)

F. C_{CD, c}_i : 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるC D試験のサイクルcに関する燃料消費量 (L／km)

$$R_{CDC} = \sum_{c=1}^n d_c$$

EAER : 等価全電気航続距離 (km)

F. C_{CS} : C S状態の燃料消費量 (L／km)

F. C_{CD, avg} : C D状態の燃料消費量の算術平均 (L／km)

R_{CDC} : 充電消費サイクル航続距離（車両がC D状態とC S状態の両方で運転される可能性がある移行サイクルを含め、C D試験の開始から中止基準を満たす1つ又は複数のサイクルの前の最後のサイクルが終了するまでの距離）(km)

F. C_{CD, c} : C D試験のサイクルcに関する燃料消費量 (L／km)

d_c : C D試験のサイクルcにおける走行距離 (km)

c : 検討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む、走行したサイクルの数

3.8.4. 実充電消費航続距離

実充電消費航続距離は、次式によって計算するものとする。

$$R_{CDA} = \sum_{c=1}^{n-1} d_c + k_{CD} \times d_n$$

$$k_{CD} = \frac{F. C_{CS} - F. C_{n, cycle}}{F. C_{CS} - F. C_{CD, avg, n-1}}$$

$$F. C_{CD, avg, n-1} = \frac{\sum_{c=1}^{n-1} (F. C_{CD, c} \times d_c)}{\sum_{c=1}^{n-1} d_c}$$

R_{CDA} : 実C D航続距離 (C D試験における一連のサイクルでR E E S Sが消耗するまでの走行距離) (km)

d_c : C D試験のサイクルcにおける走行距離 (km)

d_n : C D試験のサイクルnにおける走行距離 (km)

F. C_{CS} : C S状態燃料消費量 (L／km)

F. C_{n, cycle} : C D試験のサイクルnの燃料消費量 (L／km)

F. C_{CD, avg, n-1} : 開始からサイクル (n-1) まで (同サイクルを含む) のC D試験の燃料消費量の算術平均 (L／km)

F. C_{CD, c} : C D試験のサイクルcに関する燃料消費量 (L／km)

F. C_{CD, n-1} : C D試験のサイクルn-1の燃料消費量 (L／km)

c : 検討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む走行したサイクルの数

F. $C_{CD,n-1,i}$: 都市内走行モード及び都市間走行モードにおけるCD試験のサイクルn-1の燃料消費量 (L/km)

c : 檢討対象のサイクルの添字番号

n : 移行サイクルを含む走行したサイクルの数

得られた都市内走行モード及び都市間走行モードにおける実充電消費航続距離に対し、

3.12. に示す都市間走行割合に基づき次式により重量車実充電消費航続距離を算出する。

$$R_{CDA} = 1 / ((1 - \alpha / 100) / R_{CDAu} + \alpha / 100 / R_{CDAb})$$

R_{CDA} : 重量車実充電消費航続距離 (km)

R_{CDAu} : 都市内走行モードにおける実充電消費航続距離 (km)

R_{CDAb} : 都市間走行モードにおける実充電消費航続距離 (km)

α : 都市間走行割合 (%)

3.8.5. (略)

3.9. ~ 3.12. (略)

4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1~別紙5 (略)

VII (略)

別添124 繼続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用OBD」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第1項の規定による継続検査、法第63条第2項の規定による臨時検査、法第67条第3項の規定による構造等変更検査又は法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

(1) 保安上の装置のうち次に掲げる装置

①・② (略)

③ 法第41条第1項第3号の操縦装置のうち緊急車線維持装置

④~⑪ (略)

(2) (略)

2. 用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
(略)	(略)
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第1節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（(1.(1)①から⑪までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3.8.5. (略)

3.9. ~ 3.12. (略)

4. (略)

付録1・付録2 (略)

別紙1~別紙5 (略)

VII (略)

別添124 繼続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、次に掲げる装置（以下「対象装置」という。）のいずれかに故障が生じた場合において当該故障の情報を保存する装置（以下「継続検査用OBD」という。）を備える普通自動車、小型自動車及び軽自動車（国土交通大臣が定めるものを除く。）であって、法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合及び法第62条第1項の規定による継続検査、法第63条第2項の規定による臨時検査、法第67条第3項の規定による構造等変更検査又は法第94条の5第1項の規定による証明のための判定を行う場合における自動車に適用する。

(1) 保安上の装置のうち次に掲げる装置

①・② (略)

（新設）

③~⑪ (略)

(2) (略)

2. 用語

この技術基準に用いる用語の定義は、次の表によるものとする。

用語	定義
(略)	(略)
特定故障コード	故障コードのうち、当該故障コードのみで対象装置が第1節に規定する基準に適合しなくなると識別できるもの（(1.(1)①から⑪までに掲げる装置にあっては、停車状態で行われる診断により記録されるものに限る。）

3. (略)
4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.(1)①から⑪までに掲げる装置	(略)
(略)	(略)

別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1. ~4. (略)

5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1. から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1. から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてよい。

5.1.1. (略)

5.1.2. 車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）については、5.1.2.1. から5.1.2.3. までに掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

5.1.2.1. 電気を動力源としない自動車（軽油を燃料とする自動車に限る。）別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 6. 3. に掲げる基準

5.1.2.2. 電気を動力源とする自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車 SAE J 1979、SAE J 1979-2 又は SAE J 1979-3。なお、5.1.2.1. 及び5.1.2.3. に掲げる規定を使用してもよいものとする。

5.1.2.3. 5.1.2.1. 及び5.1.2.2. に掲げる自動車以外の自動車 別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」3.1. に掲げる基準

5.1.3. (略)

5.2. ~5.5. (略)

3. (略)
4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
1.(1)①から⑩までに掲げる装置	(略)
(略)	(略)

別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

1. ~4. (略)

5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5.1.1. から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1. から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてよい。

5.1.1. (略)

5.1.2. 車両総重量が3.5tを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 6. 3. に掲げる基準

（新設）

（新設）

（新設）

5.1.3. (略)

5.2. ~5.5. (略)

（道路運送車両の保安基準第1章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準第1章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてならないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（原動機及び動力伝達装置）	（原動機及び動力伝達装置）
第四条 (略) 2 ~ 8 (略)	第四条 (略) 2 ~ 8 (略)

9 車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第四項第二号に掲げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものについては、乗車定員十人以上のものに限る。）については、法第七十五条第四項及び施行規則第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。

24 10 ～ 23 (略)
専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第一百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一 (略)
二 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては令和十一年九月一日）から令和十四年八月三十日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イハ (略)
三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとして、又は受けたもの

28 25 ～ 27 (略)
専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、細目告示第十条第六項及び第八十八条第三項の規定中「協定規則第175号」とあるのは、「協定規則第175号」と読み替えることができる。

一 令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車
二 令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるものの

イ 令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十二年八月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

29 (新設)
貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第一百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一 令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

9 法第七十五条第四項及び施行規則第六十二条の六第一項の規定による検査の際、保安基準第八条第七項及び細目告示第十条第四項の規定は、適用しない。

24 10 ～ 23 (略)
次に掲げる自動車については、保安基準第八条第八項並びに細目告示第十条第六項及び第七項、第八十八条第三項から第五項まで並びに第一百六十六条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一 (略)
二 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては令和十一年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イハ (略)
(新設)

25 25 ～ 27 (略)
(新設)

二 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては令和十一年九月一日）以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イハ (略)
(新設)

二 令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるものの

イ 令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十二年八月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 國土交通大臣が定める自動車

三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようし、又は受けたもの

(かじ取装置)

第七条 (略)

2 昭和四十八年十月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次の各号に掲げる自動車を除く。)のかじ取装置は、保安基準第十一条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第一百六十九条第二項の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号)による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第一百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

一〇七 (略)

3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十一条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第五項、第九十一条第六項及び第一百六十九条第二項の規定は適用しない。

一〇二 (略)

4 (略)

5 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び國土交通大臣が指定する自動車を除く。)については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第六百七十号)による改

正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

6 平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平

成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び國土交通大臣が定める自動車を除く。)については、細目告示第十三条第五項及び第九十一条第六項の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第六百七十号)による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

七・八 (略)

9 平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第六項、

第九十一条第八項及び第一百六十九条第三項の規定は、適用しない。

10・13 (略)

(かじ取装置)

第七条 (略)

2 昭和四十八年十月一日から平成二十一年八月三十一日までに製作された専ら乗用の用に供する自動車(次の各号に掲げる自動車を除く。)のかじ取装置は、保安基準第十一条第二項の規定並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第一百六十九条第二項の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成十七年国土交通省告示第千四百三十七号)による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項及び第一百六十九条第二項で定める基準に適合するものであればよい。

一〇七 (略)

3 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第十一条第二項並びに同項の規定に基づく細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第一百六十九条第二項の規定は適用しない。

一〇二 (略)

4 (略)

5 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成二十五年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び國土交通大臣が指定する自動車を除く。)については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第六百七十号)による改

正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

6 平成二十八年六月二十二日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平

成二十六年六月二十三日以降に指定を受けた型式指定自動車及び國土交通大臣が定める自動車を除く。)については、細目告示第十三条第四項及び第九十一条第四項の規定にかかるらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第六百七十号)による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。

七・八 (略)

9 平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示第十三条第五項、

第九十一条第六項及び第一百六十九条第三項の規定は、適用しない。

10・13 (略)

14 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ一・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十二条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一（一）（略）

18 15～17 次に掲げる自動車については、細目告示第十二条第一項及び第九十一条第一項中「協定規則第79号の規則5及び6」とあるのば「協定規則第79号の規則5（5.3.3.3及び5.3.3.4を除く。）及び6、並びに協定規則第79号第4改訂版補足第7改訂版の規則5.3.3.3及び5.3.3.4」と読み替えることがである。

一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十年九月一日以後に製作された自動車であつて、次に掲げるるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、かじ取装置に係る性能について変更のないもの

ロ 令和十年九月一日以後に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十年八月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車とかじ取装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

19 15～17 次に掲げる自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）のうち、次に掲げるものについては、細目告示第十三条第四項、第九十一条第四項及び第一百六十九条第一項第一号ワに係る部分に限る。）の規定は適用しない。

一 令和十一年八月三十一日（油圧式のパワー・ステアリング装置を備える自動車については令和十三年八月三十一日、小型自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量が二・八トンを超えて三・五トン以下のものであつてボンネットを有しないもの（車体と車体が一体の構造のものを除く。）に限る。以トの項及び次項において同じ。）にあつては令和十四年八月三十一日）以前に製作された自動車

二 令和十一年九月一日から令和十三年八月三十一日まで（油圧式のパワー・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十一年九月一日から令和十五年八月三十一日まで、小型自動車にあつては令和十四年九月一日から令和十六年八月三十一日まで）に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日（油圧式のパワー・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年九月一日、小型自動車にあつては令和十四年九月一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十一年九月一日（油圧式のパワー・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年九月一日、小型自動車にあつては令和十四年九月一日）以後に新しく指定を受けた型式指定自動車

ハ 令和十一年九月一日（油圧式のパワー・ステアリング装置を備える自動車にあつては令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日まで、小型自動車にあつては令和十四年九月一日から令和十六年八月三十一日まで）に製作された自動車で備える自動車にあつては令和十三年八月三十一日、小型自動車にあつては令和十四年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と緊急車線維持装置に係る性能が同一であるもの

14 長さ二・五〇メートル、幅一・三〇メートル、高さ一・〇〇メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度六十キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）をいう。以下同じ。）において運行しないもの（細目告示第二節の規定の適用を受ける自動車を除く。以下同じ。）については、当該自動車のかじ取装置の運転者の保護に係る性能に関し、保安基準第十二条第二項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第十三条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

一（一）（略）

15 15～17 （新設） 次に掲げる自動車については、細目告示第十二条第一項及び第九十一条第一項中「協定規則第79号の規則5及び6」とあるのば「協定規則第79号の規則5.3.3.3及び5.3.3.4を除く。」と読み替えることがである。

（新設）

三 令和十三年八月三十一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十五年九月三十一日、小型自動車にあっては令和十六年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようし、又は受けたもの

(新設)

20|| 令和十三年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十五年九月一日、小型自動車にあっては令和十六年九月一日）以降に製作された自動車（令和十一年九月一日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和十三年九月一日、小型自動車にあっては令和十四年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車（前項第二号口の規定の適用を受けた自動車を除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第三条第四項及び第九十一条第四項中「協定規則第178号の規則5、及び6.に適合する緊急車線維持装置」並みの「協定規則第79号第4改訂版補足第8改訂版の規則5、及び6.に適合する同規則の規則2.3.4.2.(c)に定める機能」並びに細目告示第九十一条第四項中「この場合において、次に掲げる緊急車線維持装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第178号の規則5、及び6.に適合するものとする。」並みの「この場合において、次に掲げるかじ取装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第79号第4改訂版補足第8改訂版の規則5、及び6.に適合するものとする。」又、細目告示第九十一条第四項第一号から第三号までの規定中「緊急車線維持装置」とあるのは「かじ取装置」と読み替えることができる。

21|| 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、細目告示第九十一条第四項及び第一百六十条第一項（第一号ワに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(新設)

22|| 次に掲げる自動車については、細目告示第九十一条第五項及び第一百六十九条第一項（第一号力に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第一百六十九条第一項の規定に適合するものであればよく、細目告示第九十一条第五項の規定は適用しない。

一 令和十四年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十五年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」一・に規定する対象装置の性能が令和十四年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十五年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して一年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二 國土交通大臣が定める自動車

23|| 令和十五年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十六年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び國土交通大臣が定める自動車については、令和十七年八月三十日（輸入された自動車にあっては令和十八年八月三十一日）までの間、細目告示第九十一条第五項及び第一百六十九条第一項（第一号力に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第一百六十九条第一項の規定に適合するものであればよく、細目告示第十九条第五項の規定は適用しない。

(新設)

(制動装置)

第九条 (略)

2 55 (略)

56 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項中「協定規則第152号」であるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一・二 (略)

(略)

57 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超える三・五トン以下）の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項及び第九十三条第九項中「協定規則第152号」であるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一・二 (略)

59 67 (略)

(高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

2 29 (略)

30 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十条第三項及び第四項、第九十八条第三項及び第四項並びに別添百三十「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の規定中「協定規則第134号」であるのは「協定規則第134号改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日以後に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以後に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようし、又は受けたもの

(制動装置)

第九条 (略)

2 55 (略)

56 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」であるのは「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。

一・三 (略)

(略)

57 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超える三・五トン以下）の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」であるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一・二 (略)

59 67 (略)

(高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

2 29 (略)

(新設)

(高压ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第十三条 (略)

2 29 (略)

(運転者席)

第十八条の二 (略)

2~7

8 次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第一項並びに細目告示第一十七条第一項、第一百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてよい。この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量三・五トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）については、細目告示第二十七条第一項第一号中「協定規則第125号」とあるのは、「協定規則第125号第2改訂版補足第3改訂版」と読み替えることとする。

1~11 (略)

(座席)

第十九条 (略)

2~11

(略)

12 次に掲げる自動車については、細目告示第一十六条第一項第一号、第二十八条第六項及び第一百六条第六項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第11改訂版」と読み替えることができる。

一 令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和九年九月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和九年八月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとして、又は受けたもの

(座席ベルト等)

第二十条 (略)

2~25

(略)

26 次に掲げる自動車については、細目告示第二十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則5、1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」あるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」又「第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.、及び7.に限る。）」あるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」又

(運転者席)

第十八条の二 (略)

2~7

8 次に掲げる自動車については、保安基準第二十一条第二項並びに細目告示第一十七条第一項、第一百五条第三項及び第四項並びに第百八十三条第三項及び第四項の規定は適用しなくてよい。この場合において、細目告示第二十九条第三項第一号、第百十六条第四項第一号及び第一百九十五条第五項第一号中「協定規則第125号」とあるのは、「協定規則第125号第2改訂版補足第3改訂版」と読み替えることができる。

1~3 (略)

(座席)

第十九条 (略)

2~11

(略)

(新設)

26 次に掲げる自動車については、細目告示第二十条第一項の規定中「協定規則第173号の規則5.1.2.1.、5.1.6.又は5.1.7.」あるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.」又「第四項の規定中「協定規則第16号の規則6.、7.及び協定規則第173号の規則5.（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては協定規則第16号の規則6.、及び7.に限る。）」あるのは「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版の規則6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで（補助座席のうち通路に設けられるものにあっては6.及び7.に限る。）」又

5 次に掲げる自動車については、保安基準第二十二条の四第二項の規定にかかわらず、道路運

5 次に掲げる自動車についてでは、細田告示第三十一条第一項及び第八九条第一項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10改訂版」と読み替えることができる。

10改訂版」と読み替えるのがかかる。

6 次に掲げる自動車について、細目告示第三十一條第一項及び第百九条第一項中「協定規則第17号」であるが、「協定規則第17号第11改訂版補足改訂版」に読み替えたものとする。
6

(新設) 一三三 (略)

令和九年八月三十日以前に製作された自動車

のるもの
イ 令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

令和元年九月一日以前に新規に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性
十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性

査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようし、又は受けたも

(年少者用補助乗車装置等)

14 (略)

次に掲げる年少者用補助乗車装置（座席に組み込まれたものに限る。）については、細目告示第三十二条第二項及び第一百十条第二項中「協定規則第129号の規則4、6、及び7。」とあるのは、

二 令和八年八月三十一日以前に製作された年少者用補助乗車装置

6 日以前に法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けたもの
7 (各)

(騒音防止装置)
第十一章 (略)

次に掲げる二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第一百十
（略）

百八十八条及び第百九十六条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第四十四条、第五百八十八条及び第五百九十六条中「協定期間第4回」であるのは、協定期間第4回

号第5改訂版補則第3改訂版』。読み替えるものとする。
一 令和十一年六月三十日以前に製作された二輪自動車

二 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された二輪自動車であつて、
次に掲げるもの

卷之三

口 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに新たに指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車であって、令和十一年八月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようし、又は受けたものの

(消音器)

第七十一条 (略)

18|| 2
2 17 (略)

次に掲げる二輪の一般原動機付自転車（総排気量が○・○五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）については、細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定にかかるわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第二百五十二条、第二百六十八条及び第二百八十四条中「協定規則第41号」とあるのは、「協定規則第41号第5改訂版補則第3改訂版」と読み替えるものとする。

一 令和十一年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された一般原動機付自転車であつて、次に掲げるるもの

イ 令和十一年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ 令和十一年九月一日から令和十二年八月三十一日までに新たに認定を受けた一般原動機付自転車であつて、令和十一年八月三十一日以前に認定を受けた一般原動機付自転車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの

ハ 施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車

(座席ベルト)

第七十四条 (略)

3|| 2 (略)

3|| 2 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）であつて、次に掲げるものについては、細目告示第二百五十四条の二第二項中「協定規則第16号」とあるのは、「協定規則第16号第8改訂版補則第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

二 令和八年九月一日以降に製作された一般原動機付自転車であつて、令和八年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と座席ベルトに係る性能に変更がないもの

(消音器)

第七十一条 (略)

2
2 17 (略)

(新設) 第七十一条 (略)

(座席ベルト)

第七十四条 (略)

2 (略)

(新設)

第三条 (装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二)の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示(平成)

装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

第四条 装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

附則

この告示は、令和八年一月十一日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定（同項の表協定規則第百二十五号の項の次に一項を加える部分に限る。）並びに同告示第二十八条第六項及び第六十条第六項の改正規定並びに第四条及び第六条の規定は、令和八年三月三十日から施行する。

号 号	第一百七十四 号	第一百六十二 号	第一百十八号	第一百十四号	第一百三号	第一百九号	第八十九号	第一百五号 第八十六号
号 号	第一百四十七 号		第九十九号	第九十五号	第九十四号	第九十号	第八十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百九十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のJE〇五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	正前	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

号	第一百七十三	号	第一百六十一	号	第九十八号	第一百三十三号	第一百二十二号	第一百八号
号	第一百四十六	号	第一百四十一	号	第九十九号	第一百一十七号	第一百一十六号	第一百七号
号	第一百六十一	号	第一百四十一	号	第九十九号	第一百一十七号	第一百一十六号	第一百七号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第八百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のJE(O)五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

○環境省告示第二号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十六条第一項の規定に基づき、自動車騒音の大きさの許容限度（昭和五十年九月環境庁告示第五十三号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和八年一月九日

環境大臣 石原 宏高
令和八年一月九日

傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新規に追加する。

二条の三第五項の検査を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3、第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値）

該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の値（ただし、後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法で受けたものについては、当該試験を受けた時に、当該試験法により測定された近接排気騒音の値と同等の

の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3、第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3、第五改訂版附則3又は第六改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音値で該新規検査、予備検査又は規則第六十二

の三第五項の検査の時に協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法により近接排気騒音の測定を行つたもの（後付消音器の技術基準の騒音防止性能試験を協定規則第四十一号第四改訂版附則3又は第五改訂版附則3に規定する試験法以外で受けたものであつて、当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査時の近接排気騒音の値が別表第二の近接排気騒音の値と同等以下の値のものを除く。）に限る。）の走行時の騒音　当該新規検査、予備検査又は規則第六十二条の三第五項の検査を受けた時に、当

号第六改訂版附則3)で規定する走行中の自動車騒音を同附則3の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては日本産業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度(その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車(軽自動車(側車付二輪自動車に限る))を除く。)にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車(側車付二輪自動車に限る。)にあつては四十キロ

を除く。)にあつては、協定規則第四十一号第五改訂版附則三で規定する走行中の自動車騒音を同附則三の試験方法により測定した騒音。その他の車両にあつては、日本産業規格D八三〇一に定める路面を原動機の最高出力時の回転数の七十五パーセントの回転数で走行した場合の速度(その速度が五十キロメートル毎時を超える自動車(軽自動車(側車付二輪自動車に限る。)を除く。)にあつては五十キロメートル毎時、その速度が四十キロメートル毎時を超える軽自動車(側車付二輪自動車に限る。)にあつては四十キロ

メートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時)で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四〇十一 (略)

十二 技術的最大許容質量が三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いずれも専ら乗用の用に供する自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。)のうち、指定自動車等(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第一項第一号の指定自動車等をいう。以下同じ。)であり、内燃機関を有するもの(総排気量六百六十cc以下であり、技術的最大許容質量を用いて計算したPMRが三十五以下のもの、最大積載量八百五十キログラム以上であり、技術的最大許容質量を用いて計算したPMRが四十以下、かつ、Rボイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものを除く。)並びに専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いざれも三輪自動車及び二輪自動車を除

メートル毎時、その速度が二十五キロメートル毎時を超える第一種原動機付自転車にあつては二十五キロメートル毎時)で進行して、二十メートルの区間を加速ペダルを一杯に踏み込み、又は絞り弁を全開にして加速した状態で走行する場合に、その中間地点において走行方向に直角に車両中心線から左側へ七・五メートル離れた位置で地上一・二メートルの高さにおいて測定した騒音をいう。この場合において、けん引自動車にあつては、被けん引自動車を連結した状態で走行する場合に測定した騒音も含む。

四〇十一 (略)

(新規)

く。)のうち、指定自動車等であつて内燃機関を有するもの(技術的最大許容質量が三・五トン以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに三輪自動車及び二輪自動車を除く。)を、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(いざれも三輪自動車及び二輪自動車を除く。)に変更する場合であつて、技術的最大許容質量が二・五トンを超える技術的最大許容質量を用いて計算したPMRが四十以下、かつ、Rボイントの高さが八百五十ミリメートルを超えるものを除く。)の車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第五十一号第三改訂版附則7で規定する試験法により測定された騒音にあつては、同附則7に規定された騒音の値も許容限度とする。

十三 PMRが五十を超える小型自動車及び軽自動車(いざれも二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)に限る。)のうち、指定自動車等であるもの並びにPMRが五十を超える原動機付自転車(第一種原動機付自転車であつて、三輪以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。)のうち、型式認定原動機付自転車(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第一項第二号の型式認定原動機付自転車をいう。)であるものの車両に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第四十一号第六改訂版附則7で規定する試験法により測定された騒音にあつては、同附則7に規定された騒音の値も許容限度とする。

(新規)

その他告示

○文部科学省告示第一号

令和八年一月九日

以上のもの及び最高速度が五十キロメートル毎時以下のものを除く。に適用する許容限度は、別表第一の該当する許容限度とし、協定規則第四十一号第六改訂版附則3の試験法により測定された全開加速走行験音にあつては、別表第一の該当する許容限度の値に五デジベルを加えた値も許容限度とする。

十四 PMRが二十五を超える小型自動車

(新規)

別表第二・別表第三
別表第四 (略) (略)

備考

第二・別表第三
第四 (略) (略)

備考

別表

別表第二・別表第三
別表第四 (略)

備考

別表第一・別表第三
(略)

PMRが二十五を超える原動機付自転車

(第一種原動機付自転車であつて、三輪

以上の

種原動機付自転車であつて、三輪

二〇六 (略)

法により測定した騒音をいう。

二〇六 (略) 法により測定した騒音をいう。

法により測定した騒音をいう。

○農林水産省告示紙川十中

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第二百四十七号）第十一條第一項（同法第二百四十一條の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年十一月二十一日付けをもつて次のとおりに肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第六条第一項（同法第二百四十一條の二第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年一月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和10年11月24日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第67033号	化成肥料	エーコープ苦土入り複合硫加磷安S325	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第69874号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硫加磷安548	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第85630号	混合りん酸肥料	くみあいマンガンほう素磷肥26号	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第85635号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料350号	株式会社ISEKI Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目3番14号
生第85637号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料706号	株式会社ISEKI Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目3番14号
生第85648号	液状肥料	有機入り液肥524	株式会社アイム	埼玉県北葛飾郡杉戸町大島291番地
生第85660号	汚泥肥料	柏刈グリーン	株式会社アール・ケー・イー	新潟県柏崎市荒浜一丁目3番17号
生第85662号	汚泥肥料	緑の恵	邑南町	島根県邑智郡邑南町矢上6000番地
生第91491号	化成肥料	新硝酸態チッソ入り化成800	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第91492号	化成肥料	新硝酸態チッソ入り化成013	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第91509号	液状肥料	特濃糖力アップ	株式会社大地のいのち	長崎県西海市西彼町中山郷1968番地2
生第91510号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合565—Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第91511号	配合肥料	養液栽培用肥料ほう素マンガン入り(鉄・銅・亜鉛・モリブデン添加)	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第91515号	家庭園芸用複合肥料	KE-1号	キング園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目6番12号
生第93607号	化成肥料	有機入りたっぷりじゃがいも・根菜専用肥料	昭見産業株式会社	千葉県千葉市若葉区都賀五丁目3番1号
生第93610号	化成肥料	有機入り化成H-1—1号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地3

生第93620号	汚泥肥料	湯沢下水汚泥肥料（小安型）	湯沢市	秋田県湯沢市佐竹町1番1号
生第102915号	化成肥料	多木有機入り化成573	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第103010号	化成肥料	たばこFF尿素有機入り化成625	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地
生第103019号	化成肥料	有機入り粒状複合みかん専用肥料866号TH	株式会社 プラントフードコーポレーション	大阪府吹田市西御旅町7番16号
生第103020号	化成肥料	有機入り粒状複合果樹専用肥料876号TH	株式会社 プラントフードコーポレーション	大阪府吹田市西御旅町7番16号
生第103022号	汚泥肥料	湧水の恵	株式会社三州衛生公社	鹿児島県姶良郡湧水町恒次字浜場8番地10
生第103027号	汚泥肥料	かんとりースーパー大村	共和化工株式会社	東京都品川区西五反田七丁目25番19号
生第103031号	家庭園芸用複合肥料	RS液肥1号	レインボーケン株式会社	東京都台東区上野一丁目19番10号
生第103037号	家庭園芸用複合肥料	複合液肥GA1号	アリストライフサイエンス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
生第103038号	液状肥料	複合液肥GA2号	アリストライフサイエンス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
生第103044号	化成肥料	有機入り化成048特号	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目3番地15
生第105645号	化成肥料	有機入りペレット特1号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地5
生第105646号	化成肥料	ゆずの里種ペレット特1号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地5
生第105652号	汚泥肥料	かんとりースーパー金武	金武町	沖縄県国頭郡金武町金字金武1番地
生第105654号	液状肥料	リン酸カリ肥料植酸着色一発剤	日本液体肥料株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第107677号	混合りん酸肥料	粒状鉄・マンガン入りようりんケイカル肥料	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目6番2号
生第107686号	配合肥料	RIC 8-10-8	ロイヤル インダストリーズ株式会社	東京都狛江市と泉本町1丁目15番19号
輸第7158号	液状肥料	有機入りプラン2号	株式会社プラン	千葉県東金市土農田9番地4
輸第9650号	配合肥料	メガソル1号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第9651号	配合肥料	メガソル2号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第9652号	配合肥料	メガソル3号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第9653号	配合肥料	ロサソル5号	株式会社ノーユー社	高知県高知市新田町14番14号
輸第12697号	配合肥料	有機入り配合肥料8-8-8	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1
輸第105660号	化成肥料	苦土ほう素入り化成肥料NS002	シー・アイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号

外第103011号	副産肥料	YH骨りん酸	青島宇慧緑色工貿有限公司	中華人民共和国(山東)自由貿易試験区青島片区前湾保税港区莫斯科路38号(A)	生第44690号	化成肥料	複合肥料ミノリK	米山化学工業株式会社	大阪府大阪市北区西天満5丁目2番18号
			グリーンコスモス株式会社 (国内管理人)	北海道苫小牧市新開町三丁目13番2号	生第67016号	化成肥料	丸ツバメ複合燐加安新063	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
有効期間が令和10年11月25日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第69896号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S600	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第82058号	化成肥料	神協複合3号	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1	生第74257号	化成肥料	高度化成42号	瀬戸内ケミカル有限会社	岡山県笠岡市神島外浦3675番地の1
生第82069号	液状肥料	硝安有機入り液肥特673	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第74258号	化成肥料	高度化成45号	瀬戸内ケミカル有限会社	岡山県笠岡市神島外浦3675番地の1
生第82085号	汚泥肥料	有明1号	有明広域行政事務組合	熊本県玉名市岱明町野口2129番地	生第91481号	混合りん酸肥料	ハート粒状混合りん酸特号	株式会社研農	高知県高知市百石町二丁目25番20号
生第88357号	化成肥料	くみあいほう素入り複合硝加燐安NS262	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地	生第91482号	混合りん酸肥料	ハート粒状混合りん酸1号	株式会社研農	高知県高知市百石町二丁目25番20号
生第88363号	化成肥料	マザー有機入り化成055	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第91494号	被覆複合肥料	ハイコントロールマイクロ280-70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第88368号	化成肥料	新味アップ	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	生第91495号	被覆複合肥料	くみあい微量元素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391-70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第88372号	液状肥料	有機入り5-5-3	長崎油飼工業株式会社	長崎県諫早市下大渡野町2041番地1	生第91496号	被覆複合肥料	ハイコントロールトータル391-70E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第88373号	配合肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り複合硝加燐安N028号	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地	生第91497号	被覆複合肥料	くみあい微量元素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391-100	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第88374号	配合肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り複合硝加燐安NS228号	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地	生第91498号	被覆複合肥料	ハイコントロールトータル391-100E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第88385号	汚泥肥料	乾燥汚泥肥料	ホクレン農業協同組合連合会	北海道札幌市中央区北4条西1丁目3番地	生第91499号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安加里413-220	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第88387号	汚泥肥料	ライムパワー	石狩川流域下水道組合	北海道空知郡奈井江町字茶志内10番地	生第91500号	被覆複合肥料	くみあい微量元素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391-40	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
有効期間が令和10年11月26日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第91501号	被覆複合肥料	くみあい被覆燐硝安加里413-70	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第72336号	化成肥料	くみあい苦土入り複合燐加安002	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第91502号	被覆複合肥料	ハイコントロールトータル391-180E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
有効期間が令和13年11月24日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	生第91503号	被覆複合肥料	ハイコントロールトータル391-140E	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第37523号	加工りん酸肥料	くみあいほう素マンガン入り苦土重焼燐	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番1号	生第91504号	被覆複合肥料	くみあい微量元素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391-180	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第37595号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S555	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号	生第91505号	被覆複合肥料	くみあい微量元素入り被覆燐硝安加里エコロングトータル391-140	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第44656号	化成肥料	くみあい化成7号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	生第93608号	化成肥料	有機入り化成838	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第44670号	配合肥料	複合育苗ベット1号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10	生第93611号	成形複合肥料	粒状固形肥料B022	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
					生第93621号	化成肥料	苦土尿素有機入り化成肥料264号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
					生第93625号	化成肥料	多木化成542	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地

生第93626号	化成肥料	苦土有機入り化成264 号	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	輸第7969号	魚かす粉末 ボーン	4.8—21.0 フィッシュ ボーン	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
生第93628号	化成肥料	化成H—1—1号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	輸第7970号	魚かす粉末	フィッシュミール	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の1
生第103018号	化成肥料	有機入り粒状馬鈴薯100TH	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町7番16号	輸第7972号	化成肥料	SK高度化成42	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
生第103021号	化成肥料	有機入り粒状複合ねぎ玉ネギ専用肥料1077号TH	株式会社プランツフードコーポレーション	大阪府吹田市西御旅町7番16号	輸第11122号	硝酸石灰	硝酸石灰	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番1号
生第105643号	化成肥料	春夏秋冬特1号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地5	輸第11123号	硝酸石灰	硝酸カルシウム 4水塩	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
生第105644号	化成肥料	エコ・スマイル有機入り種化特1号	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地5	輸第11126号	硝酸苦土肥料	硝酸マグネシウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
生第105648号	化成肥料	粒状複合肥料0516号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	輸第11127号	熔成りん肥	19.5熔成りん肥4号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
生第105655号	加工ほう素肥料	1011ほう素苦土2号	小野田化学工業株式会社	東京都港区海岸一丁目15番1号	輸第11130号	硝酸加里	硝酸カリウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
生第105657号	化成肥料	有機入り化成625	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	輸第11131号	りん酸アンモニア	第一リン酸アンモニウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
生第105658号	化成肥料	くみあい苦土ほう素尿素入り高度化成肥料682号	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	輸第11132号	りん酸加里	第一リン酸カリウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
生第105659号	化成肥料	苦土、マンガン、ほう素、塩安入り複合燐酸安A906号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地	輸第11135号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム	イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町字北新切95番地
輸第7157号	化成肥料	りん酸一カリウム	正和ピーケー株式会社	東京都台東区東上野四丁目2番3号	有効期間が令和13年11月26日となったもの				
生第72341号	化成肥料	グリーンエース有機入り化成特380	旭東肥料工業株式会社		登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第72344号	化成肥料	有機入り化成肥料555号	九鬼肥料工業株式会社		生第72341号	化成肥料	グリーンエース有機入り化成特380	旭東肥料工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第76469号	化成肥料	ひかり苦土入り燐加複合	NCTアグリ株式会社		生第72344号	化成肥料	有機入り化成肥料555号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
生第76470号	化成肥料	新東高度化成444	新東化学工業株式会社		生第76469号	化成肥料	ひかり苦土入り燐加複合	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第6492号	化成肥料	りん安Z—1151別2号	全国農業協同組合連合会		生第76470号	化成肥料	新東高度化成444	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1
輸第6494号	化成肥料	ロイヤルりん加里51—34	東京都千代田区大手町一丁目3番1号		輸第6492号	化成肥料	りん安Z—1151別2号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
輸第6495号	化成肥料	ロイヤルりん安12—61	東京都千代田区大手町一丁目15番19号		輸第6494号	化成肥料	ロイヤルりん加里51—34	ロイヤル インダストリーズ株式会社	東京都千代田区大手町一丁目15番19号
有効期間が令和13年11月25日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	有効期間が令和13年11月30日となったもの				
生第9748号	化成肥料	くみあい化成日の本2号	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第82045号	被覆窒素肥料	被覆尿素W38.5—1号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	生第4503号	化成肥料	くみあい化成日の本3号	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第88375号	配合肥料	コーブショート一発25	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	2 保証成分量その他の規格 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)				
生第88376号	配合肥料	コーブショート一発27	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格) は、次のとおりである。				
輸第7968号	魚かす粉末	5.8—16.0 フィッシュボーン	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）				

○農林水産省告示第三十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百一十七号）第十三条第一項（同法第三十一条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のように登録外国生産業者の住所の変更に係る届出があつたので、同法第十六条第二項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

1 登録外国生産業者の住所の変更

登録番号 外第107911号

変更前 ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市パウリスタ通り1754

変更後 ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市ドウトーラ・ルーチ・カルドゾ通り8501

○農林水産省告示第三十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百一十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

農林水産大臣 鈴木 憲和

○国土交通省告示第九号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第二百九十五号）第二条第一項の規定により、踏切道改良基準に適合する改良の方法により改良するといふが必要と認められる踏切道として、令和七年十一月廿一日付けをもつて次のとおり指定したので、同条第七項の規定により告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣 金子 勝之

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準第二条 (踏切道改良促進法施行規則)
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名	
1	喜代治	岩手県紫波郡紫波町	東日本旅客鉄道株	東北線	紫波町	町道	中桜田頭3号線	第12号
2	学校前	宮城県名取市	東日本旅客鉄道株	東北線	名取市	市道	館腰小学校前線	第12号
3	十文字西	山形県山形市	東日本旅客鉄道株	仙山線	山形市	市道	風間十文字線	第9号
4	宗道	茨城県下妻市	関東鉄道株	常総線	下妻市	市道	7256	第6号
5	原宿	茨城県常総市	関東鉄道株	常総線	常総市	市道	東223	第6号
6	抽ヶ台	茨城県常陸大宮市	東日本旅客鉄道株	水郡線	常陸大宮市	市道	2-5号線	第12号
7	日光線第248号	栃木県栃木市	東武鉄道株	日光線	栃木市	市道	1047号線	第4号
8	上毛線第60号	群馬県前橋市	上毛電気鉄道株	上毛線	前橋市	市道	21-5194号線	第6号
9	汚水処理場	群馬県高崎市	上信電鉄株	上信線	高崎市	市道	I 287号線	第6号
10	宝性寺	群馬県高崎市	上信電鉄株	上信線	高崎市	市道	I 502号線	第6号
11	武井	群馬県高崎市	上信電鉄株	上信線	高崎市	市道	吉井-4127号線	第6号
12	吉井東構内	群馬県高崎市	上信電鉄株	上信線	高崎市	市道	吉井-5284号線	第6号
13	広沢道	群馬県みどり市	東日本旅客鉄道株	両毛線	みどり市	市道	1級3号線	第12号
14	野田線第5号	埼玉県さいたま市大宮区	東武鉄道株	野田線	さいたま市	市道	10348号線	第12号
15	飯能第2号	埼玉県飯能市	西武鉄道株	池袋線	飯能市	市道	1-1-1号線	第10号
16	野田線第148号	千葉県野田市	東武鉄道株	野田線	野田市	市道	22348号線	第9号
17	柳町	千葉県袖ヶ浦市	東日本旅客鉄道株	内房線	袖ヶ浦市	市道	奈良輪高須新田線	第5号

18	高田馬場第5号	東京都新宿区	西武鉄道(株)	新宿線	新宿区	区道	23-221	第10号	—
19	東松原4号	東京都世田谷区	京王電鉄(株)	井の頭線	世田谷区	区道	21-B 005号線	第10号	—
20	東松原5号	東京都世田谷区	京王電鉄(株)	井の頭線	世田谷区	区道	21-C 402号線	第10号	—
21	九品仏2号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-C 177号線	第12号	—
22	九品仏3号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-B 002号線	第12号	—
23	九品仏4号	東京都世田谷区	東急電鉄(株)	大井町線	世田谷区	区道	33-C 203号線	第12号	—
24	保谷第8号	東京都西東京市	西武鉄道(株)	池袋線	西東京市	市道	207号線	第10号	—
25	生見尾(電)	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	生麦第108号線	第2号	第3号
26	生見尾(旅)	神奈川県横浜市鶴見区	東日本旅客鉄道(株)	東海道線	横浜市	市道	生麦第108号線	第12号	—
27	小原	神奈川県相模原市中央区	東日本旅客鉄道(株)	横浜線	相模原市	市道	宮上横山	第1号	—
28	上田出	石川県羽咋郡宝達志水町	西日本旅客鉄道(株)	七尾線	宝達志水町	町道	堂田上田線	第12号	—
29	少年院	岐阜県各務原市	東海旅客鉄道(株)	高山線	各務原市	市道	各412号線	第12号	—
30	箱根裏街道	静岡県沼津市	東海旅客鉄道(株)	東海道線	沼津市	市道	02067号線	第9号	—
31	新木曽川8号	愛知県一宮市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	一宮市	市道	0173号線	第7号	—
32	姫街道、稻荷口9号	愛知県豊川市	東海旅客鉄道(株) 名古屋鉄道(株)	飯田線 豊川線	愛知県	県道	国府馬場線	第1号	—
33	一ツ木6号	愛知県刈谷市	名古屋鉄道(株)	名古屋本線	刈谷市	市道	1-696号線	第7号	—
34	三河知立6号	愛知県知立市	名古屋鉄道(株)	三河線	知立市	市道	牛田町山屋敷1号線	第12号	—
35	富貴1号	愛知県知多郡武豊町	名古屋鉄道(株)	河和線	愛知県	県道	大谷富貴線	第12号	—
36	益生第2号、西方	三重県桑名市	近畿日本鉄道(株) 東海旅客鉄道(株)	名古屋線 関西線	桑名市	市道	小野山千代田線	第10号	—
37	本町下手	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹1044号線	第10号	—
38	膳所駅前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹1044号線	第10号	—
39	文化館前	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	大津市	市道	幹1042号線	第10号	—
40	大門	滋賀県大津市	京阪電気鉄道(株)	石山坂本線	滋賀県	県道	伊香立浜大津線	第10号	—
41	北野田3号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	府道	大阪狭山線	第10号	第12号

42	金岡南二	大阪府堺市堺区	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	堺市	市道	中三国ヶ丘中長尾1号線	第12号	—
43	上野芝北二	大阪府堺市堺区	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	堺市	府道	堺かつらぎ線	第12号	—
44	浅香山3号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	府道	大堀堺線	第12号	—
45	堺東1号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	堺東駅三国ヶ丘線	第12号	—
46	堺東3号	大阪府堺市堺区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	三国ヶ丘御幸通榎元町1号線	第12号	—
47	我孫子道3号	大阪府堺市堺区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	鉄砲遠里小野1号線	第12号	—
48	御陵前2号	大阪府堺市堺区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	西湊東湊1号線	第12号	—
49	萩原天神10号	大阪府堺市東区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	府道	泉大津美原線(現)	第12号	—
50	鳳北一	大阪府堺市西区	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	堺市	市道	石津上線	第12号	—
51	石津1号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	石津川停車場石津線	第12号	—
52	石津3号	大阪府堺市西区	阪堺電気軌道(株)	阪堺線(軌)	堺市	市道	浜寺石津船尾1号線	第12号	—
53	中百舌鳥1号	大阪府堺市北区	南海電気鉄道(株)	高野線	堺市	市道	中百舌鳥百舌鳥梅1号線	第12号	—
54	中宮2号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	交野線	枚方市	市道	禁野春日線	第10号	—
55	星ヶ丘1号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	交野線	枚方市	市道	(市)管理道路	第10号	—
56	星ヶ丘2号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	交野線	枚方市	市道	村野第24号線	第10号	—
57	星ヶ丘3号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	交野線	大阪府	府道	枚方大和郡山線	第10号	—
58	村野2号	大阪府枚方市	京阪電気鉄道(株)	交野線	枚方市	市道	村野西第1号線	第10号	—
59	河内長野2号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道(株)	高野線	河内長野市	市道	原町喜多線	第10号	—
60	高鷲第1号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	羽曳野市	市道	島泉50号線	第10号	—
61	高鷲第2号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	羽曳野市	市道	御陵道1号線	第10号	—
62	村野6号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	郡津4号線	第10号	—
63	郡津下手	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	大阪府	府道	枚方交野寝屋川線	第10号	—
64	郡津6号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私部春日線	第10号	—

65	交野2号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私部青山線	第10号	—
66	交野3号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私部13号線	第10号	—
67	高野街道	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私部倉治線	第10号	—
68	河内森	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	森本市線(堤塘敷)	第10号	—
69	河内森2号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私市9号線	第10号	—
70	尾崎4号	大阪府阪南市	南海電気鉄道(株)	南海本線	阪南市	市道	西鳥取14号線	第10号	—
71	吉見ノ里3号	大阪府泉南郡田尻町	南海電気鉄道(株)	南海本線	田尻町	町道	高野村の前線	第10号	—
72	六甲道	兵庫県神戸市灘区	阪急電鉄(株)	神戸線	神戸市	市道	神戸六甲線	第10号	—
73	有馬口第1	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	有馬線	神戸市	市道	有野町合併第244号線	第7号	—
74	脇寺	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	三田線	神戸市	市道	城山線	第7号	—
75	北垣内	兵庫県神戸市西区	神戸電鉄(株)	粟生線	神戸市	市道	押部谷村37号線	第7号	—
76	塚口東第一	兵庫県尼崎市	阪急電鉄(株)	神戸線	尼崎市	市道	構8号の1耕2区画線	第10号	—
77	大廻り西第1	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	緑が丘駅前線	第7号	—
78	住吉甲	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	東吉田広野線	第7号	—
79	七廻り	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	兵庫県	県道	志染土山線	第7号	—
80	道の上	兵庫県三木市	神戸電鉄(株)	粟生線	三木市	市道	平田西線	第7号	—
81	土井垣内	兵庫県小野市	神戸電鉄(株)	粟生線	小野市	市道	4307号線	第7号	—
82	諫訪原	兵庫県三田市	神戸電鉄(株)	三田線	三田市	市道	寺ノ坪榎下線	第7号	—
83	築山第7号	奈良県大和高田市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	奈良県	県道	河合大和高田線	第10号	—
84	真菅第3号	奈良県橿原市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	橿原市	市道	北妙法寺町1号線	第10号	—
85	新ノ口第3号	奈良県橿原市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	橿原市	市道	上品寺町・八木町線	第12号	—
86	大福	奈良県桜井市	西日本旅客鉄道(株)	桜井線	桜井市	市道	橘街道2号線	第12号	—
87	関屋第5号	奈良県香芝市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	香芝市	市道	4-42号線	第12号	—

88	ファミリー公園前第3号	奈良県磯城郡川西町	近畿日本鉄道株	橿原線	奈良県	県道	天理王寺線	第12号	—
89	八幡前3号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道株	加太線	和歌山市	市道	西脇36号線	第7号	—
90	八幡前4号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道株	加太線	和歌山市	市道	西脇35号線	第7号	—
91	下	香川県高松市	四国旅客鉄道株	予讃線	高松市	市道	下向田2号線	第10号	—
92	病院	香川県観音寺市	四国旅客鉄道株	予讃線	観音寺市	市道	七間橋桟田川線	第10号	—
93	東土居	香川県東かがわ市	四国旅客鉄道株	高徳線	東かがわ市	市道	喜定丹生停車場線	第10号	—
94	皿池	香川県三豊市	四国旅客鉄道株	予讃線	三豊市	市道	皿池線	第10号	—
95	琴平第2	香川県仲多度郡琴平町	四国旅客鉄道株	土讃線	香川県	県道	原田琴平線	第10号	—
96	大谷第1	愛媛県松山市	四国旅客鉄道株	予讃線	松山市	市道	堀江41号線	第10号	—
97	綿市	愛媛県四国中央市	四国旅客鉄道株	予讃線	四国中央市	市道	五反地中上線	第10号	—
98	藤石堂	愛媛県四国中央市	四国旅客鉄道株	予讃線	四国中央市	市道	中村大道線	第10号	—
99	日出来	佐賀県唐津市	九州旅客鉄道株	唐津線	唐津市	市道	山本宮ノ前線	第12号	—
100	小江第一	長崎県諫早市	(一社)佐賀・長崎鉄道管 理センター	諫早線	諫早市	市道	下与久保線	第12号	—
101	友田川	熊本県玉名市	九州旅客鉄道株	鹿児島線	玉名市	市道	六糸線	第12号	—
102	新町	熊本県菊池郡菊陽町	九州旅客鉄道株	豊肥線	菊陽町	町道	横合志線	第12号	—
○国土交通省告示第十一號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第十二號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第十三號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第十四號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第十五號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第十六號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第十七號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第十八號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第十九號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十一號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十二號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十三號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十四號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十五號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十六號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十七號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十八號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第二十九號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第三十號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十号)第一条の規定に基づき、告示する。									
令和八年一月九日									
国土交通大臣 金子 恭之									
○国土交通省告示第三十一號									
砂防法(明治二十九年法律第十九号) 第一条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治									

2	32°42' 38.1134"	130°50' 08.4819"
3	32°42' 37.7205"	130°50' 08.2462"
4	32°42' 37.0402"	130°50' 08.6408"
5	32°42' 36.4153"	130°50' 08.3256"
6	32°42' 36.5460"	130°50' 07.3310"
7	32°42' 38.8289"	130°50' 07.1105"
8	32°42' 38.9695"	130°50' 06.2010"
9	32°42' 39.9092"	130°50' 03.5599"
10	32°42' 40.4457"	130°50' 03.0417"
11	32°42' 40.9905"	130°50' 02.9430"
12	32°42' 42.1397"	130°50' 01.4085"
13	32°42' 42.3976"	130°50' 01.6834"
14	32°42' 42.6865"	130°50' 02.6849"
15	32°42' 43.4739"	130°50' 02.3084"
16	32°42' 45.1925"	130°50' 02.4210"
17	32°42' 45.5118"	130°50' 02.2334"
18	32°42' 45.5949"	130°50' 02.9876"
19	32°42' 46.9707"	130°50' 04.6258"
20	32°42' 48.1574"	130°50' 04.6416"
21	32°42' 48.8528"	130°50' 05.3972"
22	32°42' 48.7164"	130°50' 05.8066"
23	32°42' 48.1262"	130°50' 05.4157"
24	32°42' 47.4262"	130°50' 05.6145"
25	32°42' 46.2702"	130°50' 05.2810"
26	32°42' 44.8222"	130°50' 03.2876"
27	32°42' 43.2145"	130°50' 03.8601"

○国土交通省告示第十三号

砂防法（明治三十二年法律第十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十二年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和8年1月9日

国土交通大臣 金子 恭之

28	32°42' 42.0159"	130°50' 04.7656"
29	32°42' 42.1507"	130°50' 05.7919"
30	32°42' 42.1015"	130°50' 06.3453"
31	32°42' 40.5086"	130°50' 07.4620"
32	32°42' 39.6740"	130°50' 07.4816"
33	32°42' 38.3446"	130°50' 07.7469"
34	32°42' 38.3367"	130°50' 08.8568"

○国土交通省告示第十一号

砂防法（明治三十二年法律第十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十二年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和8年1月9日

国土交通大臣 金子 恭之

1	砂防法第二条の土地に係る河川の名称 下白木上川	北緯 32°17' 31.5445" 東経 130°33' 55.5175"
2	砂防法第二条の土地の表示 熊本県水俣市牧ノ内の区域内の土地のうち、次の一点から二点までを順次結んだ線及び一点と二点を平成三十一年国土交通省告示第六百七十七号で指定した同号に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域	北緯 32°17' 31.5901" 東経 130°33' 56.1594"
3	砂防法第二条の土地の表示 石川県輪島市熊野町の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域	北緯 32°17' 31.5627" 東経 130°33' 57.2648"
4		北緯 32°17' 31.3809" 東経 130°33' 58.5898"
5		北緯 32°17' 31.6646" 東経 130°33' 58.6590"
6		北緯 32°17' 33.0474" 東経 130°33' 57.2111"
7		北緯 32°17' 33.2537" 東経 130°33' 56.0717"
8		北緯 32°17' 33.3479" 東経 130°33' 56.0245"
9		北緯 32°17' 33.4054" 東経 130°33' 56.0035"
10		北緯 32°17' 33.4494" 東経 130°33' 55.9947"
11		北緯 32°17' 33.5733" 東経 130°33' 55.9914"
12		北緯 32°17' 33.7366" 東経 130°33' 55.9615"
13		北緯 32°17' 33.8308" 東経 130°33' 55.9273"
14		北緯 32°17' 34.2172" 東経 130°33' 55.7875"
15		北緯 32°17' 34.2485" 東経 130°33' 55.7755"
16		北緯 32°17' 34.5044" 東経 130°33' 55.6742"
17		北緯 32°17' 34.6429" 東経 130°33' 55.5928"
18		北緯 32°17' 34.7778" 東経 130°33' 55.8806"
19		北緯 32°17' 34.6996" 東経 130°33' 55.8427"
20		北緯 32°17' 34.5875" 東経 130°33' 55.8251"

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下白木上川

砂防法第二条の土地の表示
熊本県葦北郡芦北町大字日本の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

1	北緯 32°17' 31.5445" 東経 130°33' 55.5175"
2	北緯 32°17' 31.5901" 東経 130°33' 56.1594"
3	北緯 32°17' 31.5627" 東経 130°33' 57.2648"
4	北緯 32°17' 31.3809" 東経 130°33' 58.5898"
5	北緯 32°17' 31.6646" 東経 130°33' 58.6590"
6	北緯 32°17' 33.0474" 東経 130°33' 57.2111"
7	北緯 32°17' 33.2537" 東経 130°33' 56.0717"
8	北緯 32°17' 33.3479" 東経 130°33' 56.0245"
9	北緯 32°17' 33.4054" 東経 130°33' 56.0035"
10	北緯 32°17' 33.4494" 東経 130°33' 55.9947"
11	北緯 32°17' 33.5733" 東経 130°33' 55.9914"
12	北緯 32°17' 33.7366" 東経 130°33' 55.9615"
13	北緯 32°17' 33.8308" 東経 130°33' 55.9273"
14	北緯 32°17' 34.2172" 東経 130°33' 55.7875"
15	北緯 32°17' 34.2485" 東経 130°33' 55.7755"
16	北緯 32°17' 34.5044" 東経 130°33' 55.6742"
17	北緯 32°17' 34.6429" 東経 130°33' 55.5928"
18	北緯 32°17' 34.7778" 東経 130°33' 55.8806"
19	北緯 32°17' 34.6996" 東経 130°33' 55.8427"
20	北緯 32°17' 34.5875" 東経 130°33' 55.8251"

21	北緯 32°17' 34.1225" 東経 130°33' 55.9951"
22	北緯 32°17' 33.5143" 東経 130°33' 56.2175"
23	北緯 32°17' 33.4331" 東経 130°33' 57.9504"
24	北緯 32°17' 32.7124" 東経 130°34' 00.9967"
25	北緯 32°17' 29.8854" 東経 130°34' 03.7755"
26	北緯 32°17' 29.3525" 東経 130°34' 02.9142"
27	北緯 32°17' 29.5645" 東経 130°33' 58.7691"
28	北緯 32°17' 31.3892" 東経 130°33' 55.4379"

○国土交通省告示第十四号

砂防法（明治三十二年法律第十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十二年勅令第三百八十一号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和8年1月9日

国土交通大臣 金子 恭之

1	砂防法第二条の土地に係る河川の名称 河原田川	北緯 37°20' 22.9606" 東経 136°53' 54.0969"
2	砂防法第二条の土地の表示 石川県輪島市熊野町の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域	北緯 37°20' 27.0140" 東経 136°54' 03.7529"
3		北緯 37°20' 21.5787" 東経 136°54' 12.2887"
4		北緯 37°20' 17.1260" 東経 136°54' 03.4439"
5		北緯 37°20' 16.0819" 東経 136°54' 02.8259"
6		北緯 37°20' 20.6490" 東経 136°53' 56.1281"
7		北緯 37°20' 19.6848" 東経 136°53' 53.5275"

9	34°09' 04.7273"	129°10' 58.9465"
10	34°09' 04.7571"	129°10' 56.3681"
11	34°09' 02.7661"	129°10' 51.3561"
12	34°09' 01.9565"	129°10' 47.5228"
13	34°09' 01.9902"	129°10' 46.1734"
14	34°09' 02.0635"	129°10' 45.5029"
15	34°09' 01.9930"	129°10' 45.0012"
16	34°09' 01.5357"	129°10' 43.8186"
17	34°09' 02.2169"	129°10' 43.5391"
18	34°09' 02.2730"	129°10' 42.0319"
19	34°09' 02.5487"	129°10' 41.7042"
20	34°09' 02.9989"	129°10' 42.0763"
21	34°09' 03.4635"	129°10' 45.7405"
22	34°09' 02.3965"	129°10' 46.9541"
23	34°09' 02.9516"	129°10' 50.4438"
24	34°09' 04.9582"	129°10' 54.0973"
25	34°09' 06.1955"	129°10' 57.3185"
26	34°09' 05.5115"	129°10' 58.6283"
27	34°09' 05.9687"	129°10' 59.5784"

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺崎川

○国土交通省告示第111-1号	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
20	31°58'30.1613"
21	31°58'29.9707"
22	31°58'29.7108"
23	31°58'29.6500"
	131°18'23.7732"
	131°18'23.8785"

二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上ノ沢

三 砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱 一号から七十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西村山郡西川町大字大井沢
字ウラヤノ沢 二六九五番一

一号から六号まで

三六九三番	四八五番	字ウラヤノ沢
五十八号	五十三号から五十九号まで	一号から六番まで
四四号まで	三三号から三七号まで	
五十七号まで	二二号から二三号まで	
五十六号から五十九号まで	一三号から一四号まで	

字鍋倉	
二六九三番	地先水路敷
二六九三番	五十九号から六十一号まで
二六九二番	六十二号から六十五号まで
二六九一番	六十六号
三〇〇〇番一二	七号から十号

一一〇〇〇番一二

三〇〇〇番一三
五十七号

			○国土交通省告示第二十三号 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するところに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和八年一月九日			
七	北緯	東経	
1	36°44'55.5009"	139°33'58.0738"	
2	36°44'55.5009"	139°33'58.0738"	
			国土交通大臣 金子 恭之
			国土交通大臣 金子 恭之
			一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
			七ツ滝沢
			二 砂防法第二条の土地の表示
			次に掲げる土地に存する標柱 一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
			山形県鶴岡市田麦俣 字六十里山国有林
			七〇林班 ハ小班
			一号から八号まで及ばず 三十二号
			九号から十二号まで 十三号から二十三号まで で及び二十八号から三十一号まで 二十四号から二十七号まで
			か小班 か小班
			字六十里山 一四四番 まで
			○国土交通省告示第二十四号 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するところに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に其のとおり指定する。
			令和八年一月九日
			二 砂防法第二条の土地の表示
			栃木県日光市清滝安良沢町、同市久次良町字荒沢国有林の区域内の土地のうち、次の一点から四十七点までを順次結んだ線及び一点と四十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域
			一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 淨水場沢

3	36°44'56.1224"	139°33'57.9002"
4	36°44'56.0563"	139°33'57.4508"
5	36°44'57.2691"	139°33'57.2186"
6	36°44'57.8962"	139°33'56.9746"
7	36°44'58.1578"	139°33'56.9588"
8	36°44'58.2219"	139°33'56.7516"
9	36°44'58.5891"	139°33'57.4373"
10	36°44'59.0804"	139°33'58.0665"
11	36°44'59.8752"	139°33'58.1783"
12	36°45'00.1670"	139°33'58.2410"
13	36°45'00.5057"	139°33'57.9394"
14	36°45'00.9724"	139°33'57.8697"
15	36°45'01.3993"	139°33'58.5798"
16	36°45'02.0917"	139°33'58.5846"
17	36°45'02.6992"	139°33'58.5309"
18	36°45'03.8007"	139°33'58.4013"
19	36°45'04.5384"	139°33'58.2367"
20	36°45'05.3820"	139°33'57.9866"
21	36°45'05.8439"	139°33'57.4750"
22	36°45'05.8640"	139°33'56.3158"
23	36°45'06.2261"	139°33'56.2053"
24	36°45'06.8249"	139°33'56.4580"
25	36°45'07.8580"	139°33'56.9266"
26	36°45'08.2600"	139°33'57.9452"
27	36°45'07.7718"	139°33'58.2694"
28	36°45'07.5191"	139°33'59.2807"
29	36°45'06.8122"	139°34'00.6104"

○国土交通省告示第115号

砂防法（明治11年法律第119号）第11条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するところに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治11年勅令第二百八十一号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣 金子 恭之

30	36°45'06.4812"	139°34'00.7135"
31	36°45'06.1917"	139°33'59.6534"
32	36°45'05.7044"	139°33'59.5256"
33	36°45'04.4438"	139°33'59.0264"
34	36°45'03.5962"	139°33'59.2185"
35	36°45'02.6462"	139°33'59.5052"
36	36°45'01.2273"	139°33'59.5456"
37	36°45'00.3405"	139°33'59.5111"
38	36°44'59.8070"	139°33'59.6021"
39	36°44'59.1748"	139°33'59.0826"
40	36°44'58.2578"	139°33'58.5895"
41	36°44'58.0359"	139°33'58.1499"
42	36°44'57.9194"	139°33'58.1119"
43	36°44'57.7777"	139°33'57.9247"
44	36°44'57.7570"	139°33'57.9399"
45	36°44'57.5136"	139°33'57.9879"
46	36°44'56.6096"	139°33'58.1653"
47	36°44'55.5390"	139°33'58.3755"

1	砂防法第11条の土地に係る河川の名称 芹沢	1 砂防法第11条の土地の表示 栃木県日光市芹沢字アカシミ、字ウトハジリ 及び字次郎岳国有林の区域内の土地のうち、次の の一点から五十八点までを順次結んだ線及び 一点と五十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域
2	北緯	東経
1	36°59'20.2622"	139°39'48.9054"
2	36°59'20.2392"	139°39'46.9862"
3	36°59'20.3998"	139°39'46.5580"
4	36°59'20.6423"	139°39'46.2102"
5	36°59'20.6454"	139°39'46.1596"
6	36°59'20.6796"	139°39'45.3058"
7	36°59'20.5153"	139°39'44.3238"
8	36°59'20.5285"	139°39'42.4776"
9	36°59'21.3366"	139°39'40.6231"
10	36°59'21.7258"	139°39'39.4373"
11	36°59'21.9803"	139°39'38.6938"
12	36°59'21.8819"	139°39'37.9252"
13	36°59'21.4384"	139°39'36.8273"
14	36°59'21.8257"	139°39'36.3262"
15	36°59'20.9178"	139°39'35.5182"
16	36°59'20.4482"	139°39'34.1345"
17	36°59'19.9172"	139°39'33.4668"
18	36°59'19.3313"	139°39'33.0884"
19	36°59'18.9517"	139°39'33.0262"
20	36°59'18.2219"	139°39'32.7007"
21	36°59'17.5944"	139°39'31.7167"
22	36°59'17.8388"	139°39'31.3311"

23	36°59'18.7244"	139°39'32.3974"
24	36°59'19.1009"	139°39'32.5148"
25	36°59'19.5605"	139°39'32.3434"
26	36°59'20.2602"	139°39'32.7753"
27	36°59'20.6592"	139°39'33.3249"
28	36°59'21.2421"	139°39'34.2735"
29	36°59'21.3380"	139°39'34.8526"
30	36°59'22.4939"	139°39'35.6683"
31	36°59'22.9813"	139°39'36.4098"
32	36°59'23.0014"	139°39'36.7161"
33	36°59'22.6345"	139°39'37.1710"
34	36°59'22.9489"	139°39'37.8832"
35	36°59'22.8614"	139°39'39.3342"
36	36°59'22.6355"	139°39'40.9433"
37	36°59'22.2106"	139°39'41.8299"
38	36°59'22.3728"	139°39'42.6539"
39	36°59'22.1600"	139°39'43.4796"
40	36°59'22.5279"	139°39'43.7416"
41	36°59'22.6871"	139°39'44.4043"
42	36°59'22.7907"	139°39'44.9297"
43	36°59'22.7631"	139°39'45.1800"
44	36°59'22.7460"	139°39'45.3401"
45	36°59'22.7338"	139°39'45.3772"
46	36°59'22.7262"	139°39'45.3848"
47	36°59'22.7434"	139°39'45.4907"
48	36°59'22.5875"	139°39'45.8212"
49	36°59'22.5311"	139°39'46.1609"
50	36°59'22.4806"	139°39'46.7733"

51	36°59' 22.4558"	139°39' 46.9967"
52	36°59' 22.3608"	139°39' 47.4394"
53	36°59' 22.3825"	139°39' 47.6095"
54	36°59' 22.3241"	139°39' 47.7798"
55	36°59' 22.2871"	139°39' 47.8713"
56	36°59' 22.1949"	139°39' 48.0526"
57	36°59' 21.8076"	139°39' 48.3874"
58	36°59' 21.3852"	139°39' 48.7526"

○国土交通省告示第116号
砂防法(明治三十一年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十一年勅令第三百八十一号)第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣 金子 恒之
一 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

広島県安芸郡坂町及び同町小屋浦の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線、十四点と十五点を令和四年国土交通省告示第七百九十三号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線、十五点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和二十二年内務省告示第一百九十六号で指定した土地の区域を除く。)

	北緯	東経
1	34°18' 25.7195"	132°30' 40.0575"
2	34°18' 25.6824"	132°30' 39.9968"
3	34°18' 25.9765"	132°30' 39.9890"
4	34°18' 26.4991"	132°30' 40.2026"
5	34°18' 26.5224"	132°30' 40.1628"

6	34°18' 26.5902"	132°30' 39.9503"
7	34°18' 26.8518"	132°30' 39.7967"
8	34°18' 27.1921"	132°30' 39.9326"
9	34°18' 27.1881"	132°30' 40.1239"
10	34°18' 27.3116"	132°30' 40.2921"
11	34°18' 27.3649"	132°30' 40.3311"
12	34°18' 27.5759"	132°30' 40.2215"
13	34°18' 27.6058"	132°30' 40.2658"
14	34°18' 27.6265"	132°30' 40.3111"
15	34°18' 27.2045"	132°30' 41.2033"
16	34°18' 26.4049"	132°30' 40.9492"
17	34°18' 25.7628"	132°30' 40.2874"
18	34°18' 25.6602"	132°30' 40.2481"
19	34°18' 25.6270"	132°30' 40.1676"
20	34°18' 25.6547"	132°30' 40.0921"

	北緯	東経
1	34°54' 26.2200"	133°05' 51.2600"
2	34°54' 25.4352"	133°05' 52.6392"
3	34°54' 24.2371"	133°05' 53.2081"
4	34°54' 23.0634"	133°05' 53.6675"
5	34°54' 22.5068"	133°05' 54.5756"

6	34°54' 22.2095"	133°05' 56.0601"
7	34°54' 21.3690"	133°05' 58.0113"
8	34°54' 21.1348"	133°05' 59.2031"
9	34°54' 19.9954"	133°06' 00.8495"
10	34°54' 18.8800"	133°06' 02.9800"
11	34°54' 20.3400"	133°05' 52.6300"
12	34°54' 20.2672"	133°05' 51.0775"
13	34°54' 16.5260"	133°05' 49.8493"
14	34°54' 16.8093"	133°05' 47.3713"
15	34°54' 19.8072"	133°05' 47.5512"
16	34°54' 21.6519"	133°05' 47.0253"
17	34°54' 23.9000"	133°05' 49.5200"

二 (一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
(二) 砂防法第二条の土地の表示

広島県安芸郡海田町東海田の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を令和五年国土交通省告示第十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線、五点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域(昭和四十一年建設省告示第千一号で指定した千代谷川に掲げる土地の区域を除く。)

	北緯	東経
1	34°20' 59.7276"	132°33' 15.9595"
2	34°20' 59.0944"	132°33' 18.2126"
3	34°20' 57.0827"	132°33' 18.7297"
4	34°20' 56.7640"	132°33' 21.6648"
5	34°20' 56.6320"	132°33' 21.6834"
6	34°20' 56.2836"	132°33' 18.8375"
7	34°20' 58.3002"	132°33' 15.9012"
8	34°20' 58.8844"	132°33' 15.6274"

○国土交通省告示第117号
砂防法(明治三十一年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十一年勅令第三百八十一号)第一号の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日
国土交通大臣 金子 恒之
一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東山本川

二 砂防法第二条の土地の表示
イ 広島県広島市安佐南区山本町の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を令和四年国土交通省告示第千一百一十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線、五点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

	北緯	東経
1	34°27' 01.2858"	132°26' 38.1168"
2	34°27' 01.7238"	132°26' 37.7861"
3	34°27' 02.2007"	132°26' 35.7706"
4	34°27' 04.1272"	132°26' 35.0535"
5	34°27' 05.5190"	132°26' 36.9930"
6	34°27' 03.3206"	132°26' 38.8382"
7	34°27' 02.9896"	132°26' 38.0632"
8	34°27' 02.2646"	132°26' 38.9286"
9	34°27' 01.2114"	132°26' 38.4763"

口 広島県広島市安佐南区山本町の区域内の土地のうち、次の十点から十一点までを順次結んだ線及び十点と十一点を令和四年国土交通省告示第千一百一十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東經
10	34°27' 03.8974"	132°26' 32.1594"
11	34°27' 03.5658"	132°26' 31.7283"
12	34°27' 03.8521"	132°26' 31.5615"

○国土交通省告示第一一八号

砂防法（明治三十一年法律第一一九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十一年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月九日

国土交通大臣 金子恭之

- (一) 砂防法第一条の土地に係る河川の名称
鹿蒜川
- (二) 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第千六十五号で指定した鹿蒜川に掲げる土地の区域を除く。）

福井県南条郡南越前町大桐

七二字戸谷口	八番	一号
六九字牛尾谷口	六番	二号
七〇字牛尾谷	五番	二号

七二字戸谷	九番	十号
九七字菅谷	一番四七	十一号
九八字中戸谷	一番五	七号から九号ま
一〇一二字堂谷口	一番二	四号
福井県南条郡南越前町山中	二字淨連出	五号及び六号
(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	七重谷川	
(二) 砂防法第二条の土地の表示	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十五年建設省告示第千六十五号で指定した七重谷川に掲げる土地の区域を除く。）	
福井県南条郡南越前町大桐	一〇八字向川原	一三一番
	一一〇番	一一号
三二字膳所後所	一九番	三三号
四字口道子二保	一一番一	六号
一〇六字北七重谷	五番三	四号
	五番一〇一	七号及び八号
	五番	五号

官 告 告

文 教

日本学士院会員候補者の推薦について

日本学士院は、日本学士院会員選定規則第2条の規定により、令和7年12月12日開催の第1194回総会において、下記により日本学士院会員の補充を行うことを決定しました。会員候補者を推薦される場合には、「日本学士院会員選定規則（抄）」を参照の上、期間内に本院に御提出ください。

令和8年1月9日

日本学士院長 野依 良治

記

1. 各部、各分科において補充すべき会員の数

第1部（人文科学部門）

- 第1分科（文学・史学・哲学） 3名以内
- 第2分科（法律学・政治学） 2名以内
- 第3分科（経済学・商学） 2名以内

第2部（自然科学部門）

- | | |
|----------------|------|
| 第4分科（理学） | 2名以内 |
| 第5分科（工学） | 1名以内 |
| 第6分科（農学） | 3名以内 |
| 第7分科（医学・薬学・歯学） | 2名以内 |
| 計 15名以内 | |

2. 書類の提出期間 令和8年1月13日から2月28日まで（消印有効）

3. 必要書類

- (1) 推薦書（別紙様式）
- (2) 履歴（学歴、職歴、賞罰等について概要を記載する。）
- (3) 主要な学術上の業績（その大要を記載する。）
- (4) 主要な著書及び論文の目録（簡単な解説を附する。）

4. 書類の提出方法

- (1) オンラインフォーム
以下のURLを御確認ください。
<https://www.japan-acad.go.jp/japanese/news/2026/010901.html>
- (2) 郵送
下記宛に御提出ください。
〒110-0007 東京都台東区上野公園7-32 日本学士院
※A4判、正副2通、1通はコピー可

別記様式

日本学士院会員候補者推薦書	
1. 被推薦者 氏名	
1. 本籍 都道府県名のみ記す。	
1. 住所 〒	
1. 生年月日	
1. 現職（若しくは最終の職）	
1. 専攻学科目	
1. 所属すべき分科の指定	
上記〇〇〇氏を学術上功績顕著な科学者と認め日本学士院会員候補者に推薦します。	
年月日	

(推薦者が学術団体である場合)

推 薦 者

学術団体名及び所在地

代表者

氏名（団体における地位、役名等頭書）

住所

日本学士院長 殿

(推薦者が日本学士院会員である場合)

推 薦 者

日本学士院会員(第〇部第〇分科所属)

氏 名

住 所

日本学士院長 殿

(推薦者が日本学術会議会員である場合)

推 薦 者

日本学術会議会員(第〇部所属)

氏 名

住 所

日本学士院長 殿

日本学士院会員選定規則(抄)

(候補者の推薦)

第3条 日本学士院会員候補者の推薦をなし得る者は次のとおりとする。

- (1) 学術機関(大学の各学部及び研究所を含む。)及び学会(学術機関及び学会を以下「学術団体」という。)
 - (2) 日本学士院会員
 - (3) 日本学術会議会員
 - 2 前項の推薦資格者は、各学術団体又は各個人ごとに候補者1名を推薦することができる。
 - 3 日本学士院会員と日本学術会議会員との2つの資格を有する者が候補者を推薦する場合には、日本学士院会員の資格をもってこれを行うものとする。
 - 4 日本学士院会員は、その所属する分科の候補者に限り推薦することができる。
 - 5 日本学術会議会員は、その所属する部に相当する分科の候補者に限り推薦することができる。
 - 6 推薦者は、次の事項を記載した推薦書を、日本学士院長に提出しなければならない。
 - (1) 被推薦者の氏名、本籍(都道府県名のみ記す。)及び住所
 - (2) 所属すべき分科
 - (3) 推荐者の氏名(学術団体の場合にはその代表者とし、その代表者の団体における地位、役名等を記載する。)
 - (4) 履歴(概要でよい。)
 - (5) 主要な学術上の業績(その大要を記載する。)
 - (6) 主要な著書及び論文の目録(簡単な解説を附する。)
 - 7 推荐書は、別記の書式による。
 - 8 推荐には本人の承諾を必要としない。但し、本人はこれを辞退することができる。
 - 9 推荐書は、あらかじめ公示された期間内に、日本学士院事務室あてに提出しなければならない。
 - 10 送付による推薦書が期間経過後に到達したときは、郵便の消印等により、期間内の発信を確認し得る場合に限り、期間内に提出されたものとみなす。
 - 11 推荐書が期間経過後に提出された場合には、これを受理しない。推薦書がいちじるしく要件を欠くときも同様である。
 - 12 提出した推薦書に不備があるときは、推薦者はこれを補正しなければならない。
 - 13 選考委員会が、補正を条件として推薦書を受理した場合において、委員会の定める期間内に補正しないときは、その受理を無効とする。
- (被推薦者)
- 第4条** 推荐される候補者は、学術上功績顯著な科学者でなければならない。その資格の判定は選考委員会の審査による。

公報

競 構 場

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第387号

盛岡市みたけ6丁目14番36号 セジュール
フォレスタ103号

債務者 菅原 みほ

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第397号

盛岡市三本柳5地割33番地2

債務者 藤本 裕

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第399号

盛岡市浅岸3丁目21番28号 ラグジュアリーコート203号

債務者 曽根 雅光

- 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第450号

茨城県水戸市河和田2丁目2232番地の70

債務者 清水 照代

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第2183号

さいたま市北区本郷町918番地1 ジーメゾン埼玉本郷町0101、旧住所さいたま市西区大字指扇1958番地40 ジーメゾン指扇ルミエール303

債務者 山田 由真(旧姓小野寺)

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2184号

埼玉県志木市中宗岡2丁目4番19号
債務者 渋谷 征男

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2193号

さいたま市緑区美園1丁目22番地19
債務者 瀬戸 和哉

- 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2205号

埼玉県志木市幸町3丁目13番25号 山本ハイツ 101号
債務者 柳谷 真治
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2207号
　　さいたま市見沼区春野1丁目6番6-306号
　　債務者 佐藤 和峯
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
　　用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第2217号

埼玉県川口市大字安行小山510番地の3 ア
ヴェニールオクラ205号

債務者 菊池 結夏(旧姓安彦)

1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第402号

埼玉県草加市遊馬町455番地8

債務者 黒田 信代

1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

令和7年(フ)第769号

埼玉県春日部市西金野井1927番地3 メゾン
庄和102号
債務者 横山 佑太
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第808号

埼玉県八潮市大字塙119番地2 モナークミ
ノリ103

債務者 小山 将信

1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
　　用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第858号 埼玉県春日部市緑町6丁目17番29号 みかさハイツA-202 債務者 倉田 龍馬
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第876号

埼玉県三郷市三郷1丁目26番地22 加藤莊1
号室、旧住所埼玉県三郷市早稲田1丁目23番
地2 第2弥藤コーポ102
債務者 三浦 秀世
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第2141号

横浜市鶴見区寺谷2丁目14番16号 サニーサイドハイム301号室
債務者 椎名 一貴
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第2616号

横浜市神奈川区東神奈川2丁目43番地8 フレクション東神奈川407号

債務者 齊藤 義己

1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2650号
横浜市中区福富町東通38-7 福井ビル610、
住民票上の住所横浜市青葉区あかね台2丁目
1番地4
債務者 新野 順太
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2890号
横浜市泉区和泉町6487番地1 サンルーム和泉
債務者 山田 俊夫
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2977号

横浜市港北区篠原町954番地12 ユナイト新
横浜ビリージョエル206号
債務者 長根 秋子
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第2982号

神奈川県綾瀬市吉岡東5丁目9番26号 マ
リーノエル綾瀬A201

債務者 保田 光司

1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで

1 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和 7 年 (フ) 第 3013 号

横浜市青葉区藤が丘 2 丁目 38 番地 9 プレ
ジール藤が丘 301

債務者 持田 美幸

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午後 4 時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費
用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 24 日まで
横浜地方裁判所第 3 民事部

令和7年(フ)第3014号
横浜市青葉区藤が丘2丁目38番地9 プレ
ジール藤が丘301
債務者 持田友梨子
1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3216号 神奈川県海老名市中新田4丁目4番4-305号 債務者 遠藤志げみ 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第811号 川崎市中原区上平間439番地1 ループル川崎上平間武番館 408 債務者 石田 夕紀 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第865号 川崎市宮前区南平台14番8-1号 債務者 津端 陸 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第898号 川崎市麻生区王禅寺西5丁目3番5-303号 債務者 森永 裕哉 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第517号 川崎市宮前区平2丁目19番62号 花物語みやまえ 債務者 松下 信雄 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第843号 川崎市川崎区大島3丁目9番6号 グレース中村 102 債務者 芝山 明美 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第880号 川崎市多摩区栗谷2丁目16番20号 第2ガーデンハイツ 106 債務者 阿部 妙子 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第1299号 京都市右京区西京極西池田町5番地 アーバンハウスA&U II 402 債務者 吉岡 京子 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第784号 川崎市川崎区渡田東町7番6号 債務者 川崎美智子 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第857号 川崎市多摩区栗谷1丁目8番5号 クロノス栗田 102 債務者 藤田 輝明 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第883号 川崎市多摩区宿河原4丁目2番1号 ヴィラグリーズ 3C 債務者 田中 詩子 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第1323号 京都市右京区太秦和泉式部町13番地、前住所 京都市下京区西七条掛越町40番地3 KDXレジデンス 603 債務者 大村易史こと 宋 易史 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第803号 川崎市多摩区菅野戸呂11番37-105号 債務者 長岡 義昭 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第859号 川崎市川崎区浜町1丁目22番3-602号 サクセス 債務者 三田村瀬里菜 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第885号 川崎市多摩区東生田3丁目9番34号 債務者 阿比留芳子 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第280号 奈良県生駒市壱分町120番地1 ファインコート 754 債務者 田中 勉 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 奈良地方裁判所破産係

令和7年(フ) 第984号 千葉県東広島市西条町寺家7395番地1 デスパシオB202号 債務者 木村 国博 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 千葉地方裁判所民事第4部	令和7年(フ) 第815号 千葉県松戸市八ヶ崎2丁目27番地の15 ルチルⅢ203号 債務者 大城 肇 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第989号 千葉県野田市木間ケ瀬3040番地1 債務者 小林 健一 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第1006号 千葉県流山市松ヶ丘5丁目716番地の7 債務者 五十嵐千重子 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第324号 福岡県うきは市吉井町福音81-2 206号、住民票上の住所福岡県福岡市南区横手2丁目9番4-202号 リツツスイト 債務者 末次 利文 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ) 第844号 千葉県我孫子市中峰3838番地の18 債務者 小野里久美子(旧姓渡邊) 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第993号 千葉県柏市布施140番地3 ピア・エスター ト清水206号、前住所千葉県柏市松葉町1丁目12番地1 6棟301号 債務者 南雲 千寿 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第1009号 千葉県流山市東初石1丁目91番地の3 債務者 荒木 悠 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第1156号 広島県大竹市西栄3丁目18番6号 パティオス103号 債務者 廣辻 正博 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ) 第969号 千葉県柏市若柴1番地67 若柴ガーデンコートA-101号 債務者 水本 千晴 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第1001号 千葉県流山市江戸川台東3丁目194番地 債務者 榎本 好伸 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第1011号 千葉県野田市山崎2205番地の2 ブルーウェルA-101 債務者 オカ アイミ ゴンザガこと OKA AIMIE GONZAGA 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ) 第753号 熊本市北区清水本町33番50号 ロード本町210 債務者 上野 雄大 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ) 第977号 千葉県松戸市松戸新田440番地の11 セ・シ・ポン壹番館202号 債務者 高橋 正博 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第1005号 千葉県流山市松ヶ丘5丁目716番地の7 債務者 五十嵐勝義 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第1016号 千葉県我孫子市湖北台7丁目3番17-304号 債務者 村上 央貴 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第1017号 千葉県松戸市小金原4丁目1番地の16 光ハイツ101号、前住所千葉県松戸市八ヶ崎1丁目29番地の12 債務者 荒木 幸一 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第642号 熊本市中央区大江1丁目7番15号 Mグラン 大江305、転入前住所静岡県磐田市天龍337番 地5 レオパレスホーク I-106号室 債務者 林 勇司 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第722号 熊本市北区弓削1丁目5番35号 債務者 青木のり子 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第693号 栃木県宇都宮市西川田南1丁目38番15号 債務者 木村 和晃 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1018号 千葉県松戸市河原塚395番地の4 エクラシア松戸河原塚 債務者 橋本 俊明 1 決定年月日時 令和7年12月17日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第60号 山口県光市花園1丁目8番25号 債務者 中村 麻未 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 山口地方裁判所周南支部	令和7年(フ)第208号 北海道帶広市西20条南3丁目34番12号 債務者 斎藤キヨミ 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和7年(フ)第728号 栃木県宇都宮市江曽島2丁目3番10号 ラ ファールエステーⅢ A201 債務者 薄井美沙希 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1028号 千葉県流山市南流山2丁目19番地の1 南流山東ハイツ107 債務者 山尾 初江 1 決定年月日時 令和7年12月15日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第735号 熊本市東区小山6丁目12番24号 債務者 荒木 理紗 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第209号 北海道河東郡音更町ひびき野東町2丁目7番 地 A棟 債務者 片岡記美世 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和7年(フ)第734号 栃木県河内郡上三川町大字五分一609番地6 債務者 安西 慶司 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1034号 千葉県松戸市新松戸4丁目28番地の2 新松戸NCAマンション606号 債務者 佐藤 晃文 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第659号 熊本市南区日吉2丁目9番6号 スカイハイツ101号室、異動前住所熊本市南区白藤1丁目21番88号 債務者 原田 敏雄 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第114号 山形県米沢市太田町5丁目4番4-203号、 前住所山形県東田川郡庄内町余目字梵天塚 144番地 債務者 島貫 旭 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年(フ)第737号 栃木県宇都宮市下栗町753番地10 ハイツマ ロン101号、前住所山形県山形市春日町7番 5号 債務者 鈴木 広美 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和 7 年 (フ) 第 2154 号 福岡県糟屋郡志免町松ヶ丘13番306号 債務者 古賀 達也 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午後 1 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2217 号 福岡市城南区堤 1 丁目 32 番 9 号 パオ堤 II 205号室 債務者 野本 幸造 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2232 号 福岡市東区和白 4 丁目 15 番 24-203 号 サンライズ和白 債務者 柚木 友美 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部
令和 7 年 (フ) 第 2169 号 福岡市早良区百道 1 丁目 7 番 3-404 号 市営藤崎住宅 債務者 蒲池 香 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2223 号 福岡市西区今宿東 2 丁目 31 番 8-206 号 第 17 今宿 I R B L D 債務者 日高 雄将 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2243 号 福岡市東区雁の巣 1 丁目 7 番 25 号 奈多創生園、住民票上の住所福岡市東区松田 3 丁目 22 番 28 号 債務者 吉澤 真一 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2284 号 福岡市南区弥永 4 丁目 7 番 28-404 号 F L E X 博多南 債務者 永嶋 健人 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 11 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部
令和 7 年 (フ) 第 2185 号 福岡市博多区竹下 2 丁目 3 番 18-604 号 第 4 ケイコーマンション竹下 債務者 中野 舞(旧姓木谷・石井) 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2228 号 福岡市博多区美野島 3 丁目 5 番 13-502 号 朝日プラザ博多 VI 債務者 武田 茂裕 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 11 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2263 号 福岡市東区香住ヶ丘 2 丁目 8 番 19 号 リベルタ香住ヶ丘 102 号 債務者 江頭 潤吉 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2285 号 福岡県宗像市土穴 1 丁目 3 番 53-105 号 債務者 山本 妙子 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部
令和 7 年 (フ) 第 2215 号 福岡市中央区赤坂 3 丁目 8 番 26 号 赤坂エクセル 713 号 債務者 徳永 留美 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2229 号 福岡市博多区大博町 7 番 30-508 号 サンティ博多 F L E X 21 債務者 栗津 富江 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午後 1 時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部	令和 7 年 (フ) 第 2275 号 福岡市中央区荒戸 1 丁目 11 番 16-503 号 キャピトル西公園 債務者 西村 玲那 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 10 時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。	令和 7 年 (フ) 第 2289 号 福岡県太宰府市連歌屋 2 丁目 4 番 14 号 債務者 谷崎 泰 1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午後 1 時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和7年（フ）第2292号
福岡県朝倉市甘木2147番地3 E-152
債務者 岩下 利治

1 決定年月日時 令和7年12月17日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2296号
福岡県朝倉郡東峰村大字福井926番地8 延田団地B棟1号
債務者 川村 竜太

1 決定年月日時 令和7年12月18日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2297号
福岡市城南区宝台団地3番401号
債務者 結城 和孝

1 決定年月日時 令和7年12月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2304号
福岡市城南区金山団地36番102号
債務者 村松瑠美子

1 決定年月日時 令和7年12月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第2305号
福岡市城南区堤団地19番401号
債務者 中川 雅文

1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午前 10 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年 (フ) 第 2312 号
福岡県筑紫野市二日市南 2 丁目 4 番 2-305 号
債務者 末永 道子 (旧姓上野)
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年 (フ) 第 2314 号
福岡市早良区田村 2 丁目 12 番 48 号
債務者 渡辺三弥子
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午後 1 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年 (フ) 第 2316 号
福岡市城南区友丘 6 丁目 5 番 2 号 マテリオ友丘 201 号
債務者 浜田さおり
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午後 1 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年 (フ) 第 2320 号
福岡市東区青葉 7 丁目 58 番 30 号
債務者 染井優莉奈
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年 (フ) 第 2331 号
福岡市中央区地行 1 丁目 12 番 37 号 リベラルコープ A102 号
債務者 濱崎 碧斗
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 16 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年 (フ) 第 2340 号
福岡市中央区警固 1 丁目 10 番 3-601 号 アクセス天神
債務者 松永 奎太
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 16 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年 (フ) 第 2343 号
福岡県筑紫野市二日市北 6 丁目 1 番 37 号
債務者 丸山 和仁
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 18 日午前 11 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和 7 年 (フ) 第 2363 号
福岡市南区清水 1 丁目 9 番 32-101 号 リバーサイドヴィラ高宮
債務者 志和地雄大
1 決定年月日時 令和 7 年 12 月 17 日午後 1 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 8 年 2 月 16 日まで
 福岡地方裁判所第 4 民事部

令和7年(フ)第2364号
福岡市中央区今川2丁目7番20-201号 工
スペランサ、前住所福岡市中央区渡辺通4丁
目3番23-508号 エンクレスト天神A.V.A
N.T
債務者 原 尚暉
1 決定年月日時 令和7年12月17日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2367号
福岡市博多区博多駅南3丁目23番2-601号
ラフレーシーサ博多駅南V
債務者 柚木 亜紀
1 決定年月日時 令和7年12月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2370号
福岡市城南区梅林3丁目28番15-206号
ビューハイツ梅林
債務者 秋好 義勝
1 決定年月日時 令和7年12月16日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2379号
福岡市西区戸切2丁目15番2-106号 市営
戸切北住宅2号棟
債務者 田上 雄大
1 決定年月日時 令和7年12月18日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用
を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第87号 福岡県大牟田市大字宮崎3147番地5 債務者 田中百合恵 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 富山地方裁判所高岡支部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第214号 秋田市寺内字三千刈332番地1 メルヴェー ユ清水101 債務者 長澤 保子 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 秋田地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第165号 富山県射水市浜開新町1番6号、住民票上の 住所富山県射水市堀岡明神新12番地32 債務者 藤 ゆかり(旧姓藤田) 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 富山地方裁判所高岡支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第178号 富山県高岡市戸出町6丁目2番18号、住民票 上の住所富山県高岡市中保69番地 中保市營 住宅C棟104号 債務者 東海翔一郎 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第642号 岡山県倉敷市児島小川10丁目7番5-206号 債務者 奥山 高章 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 福岡地方裁判所大牟田支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第706号 岡山市北区御津金川373番地1 ニューエル ディム小西A 101号室、旧住所広島県東広 島市西条朝日町12番7-102号 K2 債務者 平岡 楓(旧姓園川) 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第714号 岡山市中区倉田663番地8 フェリーチェ倉 田203号室、旧住所岡山市中区湊113番地32 メゾンドールM I N A T O 102号室 債務者 松永 賢 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第715号 岡山市中区倉田663番地8 フェリーチェ倉 田203号室、旧住所岡山市中区湊113番地32 メゾンドールM I N A T O 102号室 債務者 松永 加代 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 岡山地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第741号 岡山市北区谷万成1丁目11番6-5号かなで 105号室、住民票上の住所岡山市北区奉還町 1丁目10番26号 ビューラー赤坂101号 債務者 富岡農夫男 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2295号 福岡県糸島市浦志3丁目12-32-106、住民 票上の住所福岡県糸島市加布里4丁目7番13 号 債務者 新町奈緒美 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2328号 福岡市東区多々良1丁目55番14号 債務者 川畑アイ子 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2376号 福岡市南区老司1丁目18番22号 債務者 吉岡 保則 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2377号 福岡市南区老司1丁目18番22号 債務者 吉岡 双美 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2392号 福岡県糟屋郡篠栗町中央3丁目6番33号 イ マージュ榎A101号 債務者 弥富奈美恵 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第72号 秋田県大館市十二所字十二所町284番地 債務者 藤原 孝成 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 秋田地方裁判所大館支部	令和7年(フ)第199号 富山市田中町1-14-15 レオパレスグラン ドソレーユ104号室、住民票上の住所徳島県 徳島市津田浜之町3番14号 株海雄建設 債務者 大浦 則泰(旧姓磯崎) 1 決定年月日時 令和7年12月16日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 富山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第398号 沖縄県島尻郡南風原町宇津嘉山1273番地 メ ゾン仲里101 債務者 照屋 麻里 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第217号 福島市北沢又字東稲荷川原1番地の1市住 2-16 債務者 佐藤 廣美 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 福島地方裁判所
令和7年(フ)第74号 秋田県大館市字鉄砲場79番地51 グランコー トN13 102、借入時の住所青森県弘前市南 城西1丁目8 市営住宅A-205・青森市大 字大矢沢字野田20-12 ギャラリースペース 205 債務者 斎藤 智哉 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 秋田地方裁判所大館支部	令和7年(フ)第351号 山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原2379番地8 債務者 小沢 進剛 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第488号 沖縄県糸満市西崎2丁目5番9-208号 県 営西崎団地 債務者 大城しのぶ(旧姓伊禮) 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第309号 茨城県稻敷郡阿見町大字荒川本郷1384番地5 アントラーズ202号、前住所茨城県龍ヶ崎市 川原代町1753番地4 債務者 沖本由美子(旧姓家泉) 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 福島地方裁判所
令和7年(フ)第190号 茨城県牛久市中央1丁目6番地23 債務者 中里恵美子 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係	令和7年(フ)第27号 島根県益田市七尾町4番44号 債務者 森下 昇 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 松江地方裁判所益田支部	令和7年(フ)第456号 沖縄県糸満市字糸満2431番地の5 Y' R I S E T O I 803号室 債務者 上原 和子 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第312号 茨城県土浦市東若松町3970番地1 債務者 風間 公男 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ)第194号 富山市婦中町小倉81番地 グループホーム ハーモニー、前住所富山市大町105番地 パ ジェット大町106号 債務者 清水 智世 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 富山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第30号 島根県益田市須子町60番4号(421)市営須 子住宅4号棟 債務者 岡部 緑(旧姓上西) 1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月18日まで 松江地方裁判所益田支部	令和7年(フ)第324号 沖縄県うるま市字田場1435番地 上原アバー ト202 債務者 新川 祝晃 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月19日まで 那覇地方裁判所民事第3部	令和7年(フ)第133号 長野県上田市真田町傍陽9555番地 債務者 小林 由佳 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 長野地方裁判所上田支部

<p>令和7年(フ)第448号 静岡県浜松市中央区高林2丁目2番23号 クローバーA101号室 債務者 児玉 健太 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　静岡地方裁判所浜松支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第333号 三重県四日市市高花平1丁目1番地6 ビレッジハウス高花平3-301 傾債務者 村田 輝文 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1126号 神戸市灘区鶴甲5丁目1番50号 六甲台ビル 傾債務者 米山 治子 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第459号 宮崎市新別府町城元332番地5 Nana A棟205号、前住所宮崎市柳丸町41番地 コアマンション柳丸705号 傾債務者 上村 彩花 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　宮崎地方裁判所破産係</p>
<p>令和7年(フ)第321号 三重県桑名市東正和台7丁目12番地4 サントラップー102、前住所三重県いなべ市北勢町其原836番地39 ファミール其原206号 傾債務者 安藤 智美 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第334号 三重県三重郡菰野町大字菰野1579番地 傾債務者 田中 保守 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第251号 兵庫県川西市久代4丁目6番1-306号 傾債務者 竹嶋 茂 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第198号 宮城県大崎市古川中里5丁目10番14号 傾債務者 高橋れい子 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時30分 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 　　仙台地方裁判所古川支部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第327号 三重県四日市市大字西阿倉川1484番地4 傾債務者 坂倉 和美 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1042号 神戸市中央区港島中町2丁目5番地の1 ビレッジハウス港島116 傾債務者 桜本 一孝 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第304号 奈良県香芝市畑4丁目551番地1 ケイプリビエールA202号 傾債務者 大城 純美 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　奈良地方裁判所破産係</p>	<p>令和7年(フ)第2002号 埼玉県川口市大字道合1281番地の17 傾債務者 佐々木 聰 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>
<p>令和7年(フ)第330号 三重県四日市市楠町北五味塚1972番地154 エンジェルハイム1B、前住所三重県四日市市浜田町8番16号 エルパーク303 傾債務者 河野 遥風 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　津地方裁判所四日市支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第1099号 神戸市東灘区御影山手6丁目8番34-311号 傾債務者 村田 則子 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　神戸地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年(フ)第557号 大分市大津町2丁目4番2A7-11号 傾債務者 生野加南子 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 　　大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第2094号 さいたま市岩槻区加倉4丁目22番2号 ミノリハイツB202、旧住所さいたま市岩槻区大字岩槻6940番地 レオパレス城北B304 傾債務者 新城 彩 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 　　本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>

令和7年(フ)第2138号 さいたま市中央区上落合8丁目1番13号 ラ ベンダーハイツ208 債務者 中村美穂子 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第2176号 さいたま市岩槻区西町4丁目5番14-1号 アンソレイユC201 債務者 高坂 将侍 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第2203号 さいたま市北区吉野町1丁目401番地3 ア ヴァンティ107、旧住所埼玉県八潮市緑町2 丁目17番地16 パークサイドハイツⅡ202 債務者 竹内 笑梨(旧姓小林) 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第2215号 さいたま市桜区栄和6丁目8番7号 プリム ローズ203、旧住所埼玉県川口市大字辻694番 地の15 債務者 梅宮マリアこと ウメミヤマリア シェルシオン (UMEMIYA MARIA RICHEL CHIONG) 1 決定年月日時 令和7年12月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2229号 埼玉県川口市大字木曽呂370番地の6 債務者 高田 竜耶 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第877号 埼玉県三郷市彦川戸1丁目9番地5 債務者 深山 一己 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年(フ)第2528号 横浜市戸塚区下倉田町1691番地1 メゾン ドールⅢ-202号 債務者 木村 潤二 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第3223号 神奈川県茅ヶ崎市室田2丁目8番5号 レオ パレスベルヴィル湘南110 債務者 中塙 寛 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第2543号 横浜市栄区飯島町1753番地1 ルミエール渡 辺102号 債務者 大口 綾香 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第300号 石川県白山市八田町1011番地、従前の住所金 沢市金石北2丁目5番25号 市営住宅3棟 202号 債務者 宮本 玲子 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 金沢地方裁判所民事部 令和7年(フ)第1160号 京都市左京区一乗寺払殿町41番地 福山マン ション35号室 債務者 山中香菜子 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第1388号 京都府木津川市木津八ヶ坪21-16、住民票上 の住所京都府相楽郡精華町大字下狹小字流口 5番地16 債務者 前出千代乃 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第1408号 京都市下京区西七条南中野町46番地 グラン シャリオ 402 債務者 清水 紀行 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第1501号 京都市南区東九条河辺町15番地9 債務者 新井英喜こと KIM YOUNG H EE 金 英喜 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
---	--

令和7年(フ)第142号

島根県安来市広瀬町布部903番地
債務者 長澤 勇作
1 決定年月日時 令和7年12月22日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1158号

広島市中区幟町10番9-601号
債務者 小梁川結音
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1162号

広島県東広島市西条町寺家6419番地25 ウエストボンド1 302号
債務者 村田 愛
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第306号

徳島県徳島市助任本町4丁目13番地の1
債務者 中野 君子
1 決定年月日時 令和7年12月22日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第63号

愛媛県今治市喜田村4丁目9番29号 h
i 11 s 華 203号、前住所愛媛県今治市桜井5丁目3番21号
債務者 渡邊 幸三
1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第81号

福岡県直方市溝堀1丁目8番3号 エスポートホール102号、前住所福岡県田川郡福智町市場972番地2
債務者 櫻井 祐介
1 決定年月日時 令和7年12月19日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第78号

栃木県大田原市美原1丁目9番122号 市営西原団地122号
債務者 橋本美和子
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第5273号

大阪市天王寺区上本町6丁目8番18-407号
債務者 佐藤恵礼菜
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5667号

大阪市平野区平野西4丁目3番1号 ミツダコーポ406号
債務者 磯元 和美
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5698号

大阪府東大阪市六万寺町1丁目14番9号
債務者 原田久美子
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5777号

大阪市浪速区難波中3丁目16番11-401号
債務者 緒方 健太
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5805号

大阪市此花区梅香1丁目1番5号 第5ハイツ卓 301
債務者 松崎 真樹
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5923号

大阪府箕面市桜井3丁目13番6号 (101号)
債務者 住吉 香織
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5992号

大阪府池田市城山町1番28-402号 ユーロハイツ池田城山
債務者 山下設備こと 山下 昇
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5993号

大阪府池田市城山町1番28-402号 ユーロハイツ池田城山
債務者 山下 弓子
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6025号

大阪府門真市脇田町2番5-207号
債務者 稲田 保
1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6065号	大阪市港区波除3丁目3番6号 クリアレジデンス弁天 401号 債務者 藤原莉楠こと 川部 莉楠 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6074号	大阪市旭区今市1丁目4番27号 ジョイス千林 310号 債務者 日野 功 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6102号	大阪市鶴見区今津南1丁目9番3-105号 債務者 小林 弘和 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6114号	大阪市都島区友渕3丁目7番22号 債務者 亀井 安代 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第6156号	大阪府寝屋川市点野3丁目29番3号 債務者 吉川 拓也 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6216号	大阪市西成区玉出東2丁目2番27号 玉出ハイツ21 705号 債務者 新谷 敬一 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6220号	大阪市都島区都島北通2丁目3番24-205号 債務者 武部 啓子 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6221号	大阪市平野区加美北4丁目5番40号 新ライフパートナーホール 債務者 乙倉 珠美 法定代理人保佐人 奥 和久 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6231号	大阪市浪速区恵美須西3丁目15番5-605号 債務者 亀井 守 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6235号	大阪府高槻市大和1丁目23番2号 債務者 上久保直輝 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6261号	大阪市北区天神橋7丁目13番18-610号 債務者 山田 忠重 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6281号	大阪市大正区三軒家西3丁目5番9-804号 債務者 宮城 幸一 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第6325号	大阪市北区長柄東2丁目4番1-1209号 債務者 福田 昭文 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第171号	千葉県木更津市真里谷735番地2、前住所千葉県富津市絹137番地 債務者 原子 貴至 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第175号 千葉県木更津市八幡台4丁目6番16号、住民票上の住所千葉県木更津市大久保4丁目22番7号 債務者 田村 美恵 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第210号 千葉県袖ヶ浦市福王台3丁目13番地6 袖ヶ浦莊 債務者 佐々木栄治 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第320号 青森市西大野1丁目16番地9 シャーメゾン ペットランドB103 債務者 葛西 五己 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 青森地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第313号 長崎県長崎市平野町23番1号 K's平野町 505号、旧住所長崎県長崎市小峰町14番16号 コーポラスアオイ102号 債務者 折口 真二 1 決定年月日時 令和7年12月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 破産手続廃止
令和7年(フ)第200号 千葉県木更津市東中央3丁目6番7-503号 債務者 正木 侑也 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第175号 北海道勇払郡安平町追分中央1番地39 追分中央公営住宅 E棟303号室 債務者 水野 正崇(旧姓南) 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	令和7年(フ)第652号 神奈川県平塚市出縄20番地の4 ブルーエイト105 債務者 山崎 義之 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 青森地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第510号 千葉県野田市木間ケ瀬624番地9 ハイブリッジハイツ2-B、前住所千葉県野田市次木161番地2 破産者 中野 愁里 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第205号 千葉県君津市北子安5丁目13番29号 103 債務者 能城 政代 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第176号 北海道勇払郡安平町追分中央1番地39 追分中央公営住宅 E棟303号室 債務者 水野 香織(旧姓南・貝澤) 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部	令和7年(フ)第708号 横浜地方裁判所小田原支部民事部 福岡県直方市大字下境3893番地90(前住所) 債務者 武智 真紀 1 決定年月日時 令和7年12月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第708号 千葉県松戸市小金原9丁目2番地の17 破産者 丸山 歩美 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第206号 千葉県木更津市真里谷3633番地 債務者 勝吉 康一 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第335号 青森市富田3丁目4-1 ビレッジハウス相野206号、住民票上の住所青森市大字大野字片岡28番地14 債務者 東 勇太 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第161号 山口市徳地引谷104番地2 債務者 村田 晴輝 1 決定年月日時 令和7年12月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 山口地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第708号 千葉県松戸市金ヶ作365番地の36 ベルヴィル南ヶ岡202号 破産者 若林 和彦 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
令和7年(フ)第811号 千葉県松戸市金ヶ作365番地の36 ベルヴィル南ヶ岡202号 破産者 若林 和彦 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第811号 千葉県松戸市金ヶ作365番地の36 ベルヴィル南ヶ岡202号 破産者 若林 和彦 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第811号 千葉県松戸市金ヶ作365番地の36 ベルヴィル南ヶ岡202号 破産者 若林 和彦 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和7年(フ)第811号 千葉県松戸市金ヶ作365番地の36 ベルヴィル南ヶ岡202号 破産者 若林 和彦 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

令和7年(フ) 第816号 千葉県流山市大字桐ヶ谷50番地の1 秋桜 ヴィラージュ流山 破産者 山口 一夫 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第753号 千葉県柏市逆井5丁目2番17号 破産者 今井 秀輝 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 盛岡地方裁判所水沢支部
令和7年(フ) 第154号 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野127番地の1 破産者 有限会社ジャンクション 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所太田支部	令和7年(フ) 第325号 川崎市川崎区小田5丁目20番13号 破産者 株式会社伍 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所破産係	令和7年(フ) 第694号 仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目11番地 市営住宅5A10棟22 破産者 佐藤つや子 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ) 第317号 神奈川県相模原市緑区橋本6丁目4番12号 破産者 有限会社オフィストウエンティワン斎藤 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年(フ) 第510号 川崎市中原区下新城2丁目4番23-505号 サンクレーデル武蔵中原II 破産者 株式会社レスペート 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所破産係	令和6年(フ) 第210号 山形県天童市柏木町3丁目2番5号101 破産者 株式会社イノウエ 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ) 第669号 千葉県松戸市上本郷2719番地の3 破産者 松戸ベビトラ有限会社 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(フ) 第307号 山梨県山梨市七日市場617番地 破産者 亡原寿郎相続財産 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所破産係	令和7年(フ) 第201号 茨城県土浦市中央2丁目3番10号 破産者 株式会社家具の森内 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和7年(フ) 第713号 千葉県松戸市小金原7丁目1番地 小金原団地20棟508号 破産者 倉林 順哉 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第178号 山梨県南巨摩郡身延町寺沢3250番地 破産者 サイトテックサービス株式会社 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年(フ) 第400号 群馬県佐波郡玉村町大字藤川59番地7 破産者 有限会社野通美装 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ) 第213号 千葉県松戸市小金原7丁目1番地 小金原団地20棟508号 破産者 倉林 順哉 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年(フ) 第260号 三重県津市河芸町一色2723-2 レオパレスみもざ105、住民票上の住所三重県津市河芸町一色2634番地5 破産者 中村 大也	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ) 第6号 群馬県前橋市元総社町228番地3 破産者 株式会社ポップコーンカンパニー 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ) 第32号 千葉県柏市逆井5丁目2番17号 破産者 今井 秀輝 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ) 第32号 岩手県奥州市水沢東大通り2丁目3番31号 破産者 P S T合同会社	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係	

令和6年（フ）第2557号 愛知県清須市阿原池之表153番地 破産者 シンケン株式会社 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第799号 大阪府茨木市郡4丁目4番19号 破産者 石けん百貨株式会社 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第1265号 静岡県熱海市清水町1番4号 破産者 有限会社ペルソナ 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年（フ）第43号 福岡県柳川市大和町垣開2511 破産者 ランプロティタ株式会社 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所柳川支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年（フ）第2154号 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙117番地 有志天 破産者 福富 孝 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（フ）第114号 栃木県足利市山下町1067番地1 破産者 株式会社 E c o L a n k a 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所足利支部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 金沢地方裁判所民事部
令和5年（フ）第2334号 堺市堺区大町東1丁1番2号 破産者 株式会社みらいじゅ 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（フ）第1700号 福島県福島市山口字新林1番地2 破産者 株式会社祐真荷役 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 金沢地方裁判所民事部
令和6年（フ）第4183号 堺市堺区大町東1丁1番2号 破産者 株式会社アトミック 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	令和6年（フ）第1701号 東京都八王子市館町402番地レオパレスセレーヌ106号 破産者 塩谷 祐良 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年（フ）第28号 東京都町田市成瀬3-2-5、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市成瀬3-2-1 破産者 株式会社ポッケラン	令和7年（フ）第29号 東京都町田市成瀬台2丁目30番地10ファインヴィレッジ成瀬台D-201 破産者 塩崎 清一 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 新潟地方裁判所民事部
令和7年（フ）第48号 新潟市中央区西堀通五番町857番地2 破産者 株式会社マイカー	令和7年（フ）第48号 新潟市中央区西堀通五番町857番地2 破産者 株式会社マイカー	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大津地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3193号	大阪市鶴見区今津中5丁目4番5号 破産者 雪本ハウジング株式会社 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第29号	岡山県井原市西江原町1931番地の7 破産者 佐藤工業株式会社 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第77号	福岡市東区若宮4丁目2番38号伊崎ビル3階 破産者 株式会社B L U E S T Y L E 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1200号	福岡市中央区大名1丁目8番33号大名エイトビル501号 破産者 株式会社R I Z E 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(フ)第1686号	福岡市城南区飯倉1丁目4番38号 破産者 株式会社まくりフードプロダクション 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1352号	福岡市博多区博多駅前3丁目4番25号 破産者 日本システムクリティ株式会社

令和7年(フ)第3193号	1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第37号	三重県名張市新田1172番地21 破産者 鈴木 隆一 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 津地方裁判所伊賀支部	令和7年(フ)第389号	仙台市泉区泉中央3丁目31番地の3 破産者 有限会社モイスティース仙台販売 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係		
令和6年(フ)第2080号	福岡市中央区清川1丁目12番4号 破産者 株式会社千年市場 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第15号	和歌山県御坊市島1114番地 破産者 日高炭化有限会社 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 和歌山地方裁判所御坊支部	令和7年(フ)第1013号	宮城県宮城郡松島町磯崎字華園31番地 破産者 株式会社J S・プロジェクト 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係		
令和6年(フ)第2242号	福岡市城南区飯倉1丁目6番27号 破産者 株式会社ウイルリレーション 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第1561号	福岡市南区老司5丁目42番10号、前住所福岡市南区中尾3丁目48番23号 破産者 平野健一郎 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第261号	栃木県佐野市大橋町3236番地13 破産者 株式会社ティオウ 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係		
令和7年(フ)第1177号	福岡市東区香椎3丁目42番7号 破産者 株式会社R E N S 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1518号	福岡市東区舞松原5丁目25番17号、旧本店所在地福岡市博多区博多駅前三丁目28番3号 破産者 三州ペイント株式会社 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第262号	福島県福島市宮下町3番7号、前住所福島県福島市南中央4丁目42番地の1 破産者 寺島 立博 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係		
令和4年(フ)第189号	富士市四方荒屋2589番地1 破産者 合同会社U P a n d U P 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第36号	富士山地方裁判所民事部 三重県名張市新田字出山1172番地21 破産者 株式会社G O A Internati onal 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 富士山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1633号	札幌市中央区南2条西10丁目1000番24号 TAKETOビル2階 破産者 合同会社O L I V E Tree 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第126号	栃木県日光市松原町14番地1、前住所栃木県日光市御幸町578番地1 日光プランニュースクエア403号 破産者 藤館 強 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第1352号	福岡市博多区博多駅前3丁目4番25号 破産者 日本システムクリティ株式会社	津地方裁判所伊賀支部					

令和7年（フ）第333号 栃木県芳賀郡市貝町大字見上375番地 破産者 芝間イミ子 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第2127号 大阪府東大阪市衣摺1丁目4番38号 破産者 有限会社サンタッチ 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第2244号 横浜市港北区綱島西2丁目20番14号 破産者 合同会社オーサムタイム 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年（フ）第343号 栃木県佐野市伊勢山町1849番地2 破産者 有限会社天木製作所 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第4412号 大阪府守口市寺方本通1-3-25-501、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市寺方本通1丁目3-25KOEビル401 破産者 株式会社ヒューマンプラス 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（フ）第667号 相模原市中央区南橋本1丁目15番6号 ピュアタウン南橋本B101 破産者 カンフーブット・ヴィッシュナン（KHAMFOOBUT VISHUNAN） 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第190号 徳島県徳島市不動東町1丁目1381番地の8 破産者 株式会社モモ住設工房 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年（フ）第585号 栃木県宇都宮市西川田町880番地119 破産者 有限会社日本マーケティングシステム 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第1160号 福岡市南区警弥郷1丁目18番18号 破産者 有限会社アフェクト 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（フ）第128号 滋賀県近江八幡市鷹飼町北3丁目4番地8 破産者 有限会社京いぶき 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（フ）第319号 相模原市緑区橋本5丁目13番3号ラーバン橋本302、開始決定時の住所相模原市緑区長竹834番地1 破産者 斎藤 芳雄 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年（フ）第638号 栃木県宇都宮市下川俣町208番地6 ディアコート2号館 破産者 梶原 海羽 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第438号 横浜市戸塚区下倉田町615番地78 破産者 合同会社エー・ケー 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年（フ）第4号 兵庫県淡路市浜1番地の7 破産者 株式会社ゑびす亭 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大津地方裁判所彦根支部	令和6年（フ）第62号 岩手県宮古市山口3丁目2番6号 破産者 宮本 成生（旧姓岡本） 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所宮古支部
令和7年（フ）第644号 栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽1797番地 破産者 小林 龍也 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第2057号 横浜市泉区と泉中央北5丁目11番1号 破産者 有限会社グランディール 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第54号 山口県宇部市新天町2丁目4番22号 破産者 株式会社バーカリーメルシー 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山口地方裁判所宇部支部	令和7年（フ）第712号 さいたま市岩槻区東岩槻1丁目5番地1 802 破産者 椿 巴那 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第644号 栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽1797番地 破産者 小林 龍也 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年（フ）第2057号 横浜市泉区と泉中央北5丁目11番1号 破産者 有限会社グランディール 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年（フ）第54号 山口県宇部市新天町2丁目4番22号 破産者 株式会社バーカリーメルシー 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山口地方裁判所宇部支部	令和7年（フ）第712号 さいたま市岩槻区東岩槻1丁目5番地1 802 破産者 椿 巴那 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第798号

さいたま市中央区八王子1丁目7番15号 みつばレジデンス与野アネックス、開始決定書上の住所さいたま市桜区大字白鍬1107番地
みつばメゾン浦和白鍬
破産者 久保 文枝
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1471号

さいたま市緑区道祖土2丁目5番25号 エヌボワール富士302号室
破産者 佐藤 一正
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1518号

さいたま市見沼区大字蓮沼330番地 エクセルグレイD大宮102
破産者 古舘 浩人
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1519号

さいたま市見沼区大字蓮沼330番地 エクセルグレイD大宮102
破産者 古舘智恵美
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第326号

川崎市川崎区小田5-20-2-101、住民票上の住所川崎市川崎区小田5丁目20番10号
破産者 五十嵐大裕
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第412号

川崎市多摩区宿河原7丁目1番1号 エヌボワール多摩101
破産者 越野 公人
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第534号

川崎市幸区南加瀬3丁目39番18号 ディグノ南加瀬205
破産者 長澤 優
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第576号

川崎市多摩区菅5丁目17番17号 メゾン・ド・ベル105
破産者 土屋 琢哉
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第578号

川崎市川崎区池田2丁目3番3-105号 メインステージ川崎2
破産者 石渡 三也

1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第625号

川崎市高津区東野川1丁目16番3-503号
野川東住宅
破産者 福田 恵司
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第681号

川崎市川崎区四谷上町12番18-403号 川崎グランドハイツⅠ
破産者 岡 繁浩
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(フ)第647号

相模原市中央区相模原6丁目12番1号 宮徳ハイツ205
破産者 平野 澄人(旧姓斎藤)
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第503号

相模原市中央区矢部1丁目26番4号 ワコーレ矢部403
破産者 笹島 信介
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(フ)第505号

北九州市小倉北区神岳2丁目4番16-301号、
申立時の住所北九州市小倉北区清水5丁目19番5号
破産者 辰心総建こと 今浪 心(旧名信二)

1 決定年月日 令和7年12月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第539号

北九州市小倉南区中曾根東1丁目5番29号
(105)、前住所北九州市門司区吉志新町3丁目15番6号
破産者 木村 勇太

1 決定年月日 令和7年12月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第693号

北九州市小倉南区沼本町3丁目1番51号
破産者 中村 彰宏

1 決定年月日 令和7年12月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第751号

北九州市小倉南区下曾根3丁目2番3-101号、
住民票上の住所大分県中津市三光諫山1075番地1
破産者 トーワ美建こと 恒任 昌史

1 決定年月日 令和7年12月17日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第305号	熊本県宇土市松原町188番地 破産者 山崎 幸宏 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第492号	熊本市北区鶴羽田4丁目6番13号 アリエス n a n a B-3号、異動前住所熊本市北区徳王2丁目2番28号 破産者 早木 幸夫 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第487号	札幌市厚別区厚別東3条2丁目1番10-308号 破産者 工藤 里佳 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第561号	札幌市東区東苗穂7条2丁目4番9-303号 破産者 秋田 真帆(旧姓越智) 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第826号	札幌市北区東茨戸1条1丁目1番1号 クリスタルハイツ203号室、住民票上の住所北海道苫小牧市豊川町3丁目10番9号 ジェーハイツ豊川2 201 破産者 永田 登

1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第144号 山形県西村郡大江町大字藤田586番地の2 西原住宅A棟 1号、前住所山形県西村郡大江町大字藤田264番地の3 県営左沢アパート 304号 破産者 鈴木 憲二 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第1720号 札幌市中央区南8条西6丁目423番地109 ループル8条館201号 破産者 稲田 陽一 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第1720号 札幌市中央区南8条西6丁目423番地109 ループル8条館201号 破産者 稲田 陽一 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第35号 岩手県下閉伊郡岩泉町小本字南中野221番地 町営住宅小本団地C棟2号室 破産者 金澤 直也 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第35号 岩手県下閉伊郡岩泉町小本字南中野221番地 町営住宅小本団地C棟2号室 破産者 金澤 直也 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第48号 岩手県大船渡市赤崎町字永浜100番地7 破産者 小松 浩光 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第48号 岩手県大船渡市赤崎町字永浜100番地7 破産者 小松 浩光 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第109号 山形県上山市北町2丁目4番25号 破産者 斎藤 礼子 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第109号 山形県上山市北町2丁目4番25号 破産者 斎藤 礼子 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第401号 群馬県前橋市城東町1-15-2 コヤマハイツ 102号室、住民票上の住所群馬県前橋市下川町23番地4 破産者 小野 和通 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和6年(フ)第401号 群馬県前橋市城東町1-15-2 コヤマハイツ 102号室、住民票上の住所群馬県前橋市下川町23番地4 破産者 小野 和通 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第209号 茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目26番地 3 コーポZ203 破産者 大島 誠人 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第209号 茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘4丁目26番地 3 コーポZ203 破産者 大島 誠人 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第200号 山梨県南アルプス市有野3257番地9 破産者 手塚 裕介 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第200号 山梨県南アルプス市有野3257番地9 破産者 手塚 裕介 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第237号 山梨県西八代郡市川三郷町大塚1064番地5 県営三珠団地1号館105号、前住所山梨県南巨摩郡富士川町小林2246番地28 破産者 深澤 裕一 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	令和7年(フ)第237号 山梨県西八代郡市川三郷町大塚1064番地5 県営三珠団地1号館105号、前住所山梨県南巨摩郡富士川町小林2246番地28 破産者 深澤 裕一 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。

令和7年(フ)第463号 横浜市西区霞ヶ丘8番地6 コトー・ラ・ブリューム203号 破産者 草間 由香 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第197号 山梨県甲斐市竜王644番地5 めぐみ荘ショートステイセンター、住民票上の住所山梨県甲斐市西八幡670番地4 サンシティフィジ102 破産者 井出 俊 成年後見人 千野慎一郎 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第200号 山梨県南アルプス市有野3257番地9 破産者 手塚 裕介 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第237号 山梨県西八代郡市川三郷町大塚1064番地5 県営三珠団地1号館105号、前住所山梨県南巨摩郡富士川町小林2246番地28 破産者 深澤 裕一 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。
令和7年(フ)第201号 甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第216号
 岐阜県山県市高富1011番地2 コンフォート
 高富I 103、申立時の住所岐阜市粟野台307
 番地307
 破産者 松田 諭
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第1024号
 名古屋市熱田区四番1丁目15番27号 S Q U
 A R E F O U R 201号、従前の住所名古屋市中区新栄2丁目53番23号 カサグランデ
 新栄502号
 破産者 生田有佳梨
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1267号
 愛知県あま市篠田稻荷104番地
 破産者 松本正春こと 李 正春
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1268号
 愛知県あま市篠田稻荷104番地
 破産者 松本順任こと YANG SOON I
 M 梁 順任
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1672号
 愛知県春日井市藤山台1丁目4番地1 108
 号棟506号室、従前の住所愛知県小牧市城山
 1丁目6番地3 コンフォール城山9号棟
 105号
 破産者 和木 雅司
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第2335号
 大阪市住吉区帝塚山東4丁目3番5号
 破産者 中岡 孝
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1724号
 名古屋市中川区戸田ゆたか1丁目1316番地
 破産者 戸谷 知子
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2055号
 名古屋市中村区熊野町3丁目12番地 ヴィレ
 ドソレイユコガネII 101号
 破産者 加藤 芳英
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第4601号
 大阪市住之江区南港東1丁目6番4-1213号
 破産者 稲田 耕司
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第378号
 和歌山県田辺市龍神村小又川15番地の3、開
 始決定時大阪市平野区長吉川辺3丁目5番2
 号 エターナルスライヴ 405
 破産者 中平 達貴
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2101号
 愛知県春日井市柏原町2丁目134番地
 破産者 川口 奈美
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2203号
 三重県津市本町29-24 ドゥナーレ津新町II
 320号室、開始決定時の住所名古屋市中村区
 太閤通5丁目20番地の4 w i l l D o
 太閻通1104号
 破産者 菅島 彩名

1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。

令和6年(フ)第2928号
 兵庫県尼崎市常光寺1丁目10番15号-201号、
 開始決定時大阪市北区本庄西2丁目12-23-
 313
 破産者 磯俣 順平
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。

令和6年(フ)第4173号
 大阪市都島区片町2丁目8番12-310号
 破産者 西垣 泰伸
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5357号
 大阪市港区磯路2丁目1番20号 ミナトSK
 ビル 408号
 破産者 松永 真実
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第199号
 大阪市東成区大今里南4丁目4番17-302号
 破産者 尾谷伯美子
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第565号
 大阪府豊中市本町3丁目7番32号
 破産者 本間 憲人
 1 決定年月日 令和7年12月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第732号 大阪市此花区伝法1-1-2-932、住民票上の住所大阪市此花区四貫島1丁目8番15号 破産者 甲山 文博 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第1897号 大阪市平野区加美東1丁目4番17号 破産者 しゃほんだまダンススタジオこと 城戸 亜紀 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第733号 大阪市此花区伝法1-1-2-932、住民票上の住所大阪市此花区四貫島1丁目8番15号 破産者 甲山 美香 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第1200号 大阪市住吉区遠里小野4丁目6番13号 S e i k o O s a k a 101号 破産者 吉崎 稔 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第800号 大津市石場3番31-101号 破産者 猪ノ口将史 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第1390号 大阪府茨木市舟木町21番8号 アポロマンション 203号 破産者 阿部 爽羽 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第871号 大阪市東住吉区今川3丁目6番8号 破産者 坪井 正樹 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第1741号 大阪市西区立売堀6丁目2番20号 201 破産者 華房 出雲 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第1153号 大阪府寝屋川市高柳1丁目2番13号(302号) 破産者 日照工芸こと 山本 省三 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第1896号 大阪市平野区加美鞍作1丁目10-25 W E S T ヒルズ平野217号、開始決定時大阪市平野区加美東1丁目4番17号 破産者 大分樹脂工業所こと 井上さち子 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第3071号 大阪市阿倍野区天王寺町南3丁目8番7-502号、前住所大阪市生野区生野西4丁目20番10号 破産者 高原 弘志 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第3686号 大阪府大東市野崎2丁目5番22号 観音前ハイツ202号 破産者 都築 豊 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ) 第3998号 大阪市浪速区下寺3丁目3番20-709号 破産者 廣田 剛 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ) 第240号 堺市美原区阿弥106番地11 破産者 朱雀 薫磨 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第406号 堺市北区新金岡町1丁2番9—109号 破産者 南里 昌輝 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第813号 堺市中区深井中町1161番地27 レジ・ブーケ 103号 破産者 島田 保 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩内支部
令和7年(フ)第47号 兵庫県加古川市上莊町井ノ口328番地 破産者 荻内 祥広 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所根室支部
令和7年(フ)第338号 兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋435番地の11、従前の住所兵庫県高砂市米田町神爪110番地の35 破産者 関西k e i カンパニーこと 浪花 貴之 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部	北九州市八幡西区香月中央1丁目11番22号 (コープ上殿N o 1 202)、申立時の住所北 九州市八幡西区永犬丸4丁目14番11号(ソレ イユ永犬丸I 202号室) 破産者 大石ちさと 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	北九州市小倉北区緑ヶ丘2丁目5番25—103 号、前住所北九州市小倉北区金田2丁目12番 18—509号 破産者 高瀬 政則 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部
令和7年(フ)第384号 兵庫県高砂市松陽1丁目4番25—1号 破産者 永末春美事務所こと 永末 春美	北九州市八幡西区千代ヶ崎2丁目12番22— 605号 破産者 松浦奈那美 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	沖縄県那覇市字大道216番地5 L a O r i g i n 402 破産者 安田 智子 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第97号 栃木県佐野市高萩町680番地1 ルーチェ・ プランチ C202、前住所栃木県佐野市堀米 町3908番地5 カーサエトルノB103 破産者 石原 光洋 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部	令和6年(フ)第350号 石川県白山市深瀬新町98番地、開始決定時の住所石川県野々市市三日市1-260 アビタシオンソフィア205号 破産者 作田 哲也 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第64号 長野県茅野市ちの552番地1 ディアスマルマF101号 破産者 大和 邦洋 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諏訪支部	1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第115号 栃木県足利市山下町1067番地1 ホワイトハイツ鹿島台211 破産者 ヴィジタ・ローハナこと バスナヤケムディヤンセラゲ ヴィジタ ローハナサマラセカラ 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年(フ)第130号 石川県河北郡津幡町字鳥越二13番地 破産者 渡邊 君恵 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第87号 岐阜県多治見市音羽町1丁目13番地 破産者 今井 蒼 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所諏訪支部	令和7年(フ)第453号 兵庫県加古郡稻美町中村670番地の9 破産者 小西 力生 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第115号 栃木県足利市山下町1067番地1 ホワイトハイツ鹿島台211 破産者 ヴィジタ・ローハナこと バスナヤケムディヤンセラゲ ヴィジタ ローハナサマラセカラ 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年(フ)第198号 金沢市戸水1丁目491番地 パレットハウス101号 破産者 ストロベリーコーンズ・ナポリの窯金沢けやき通り店こと 西村 昭彦 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和6年(フ)第468号 滋賀県野洲市上屋市有地 市営住宅新上屋団地4号棟442号 破産者 渋田 功 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部	令和7年(フ)第477号 兵庫県加古川市加古川町備後241番地の1、 従前の住所兵庫県加古川市加古川町備後241番地の2 破産者 稲谷 重俊 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第53号 群馬県みどり市笠懸町鹿4665番地3 破産者 中村 優也 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部	令和7年(フ)第198号 金沢市戸水1丁目491番地 パレットハウス101号 破産者 ストロベリーコーンズ・ナポリの窯金沢けやき通り店こと 西村 昭彦 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和6年(フ)第468号 滋賀県野洲市上屋市有地 市営住宅新上屋団地4号棟442号 破産者 渋田 功 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第830号 広島市西区庚午南2丁目24番11-2号 破産者 杉原 達 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第53号 群馬県みどり市笠懸町鹿4665番地3 破産者 中村 優也 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部	令和7年(フ)第55号 滋賀県草津市渋川1丁目3番11-706号 ベルル草津、開始決定時の住所神戸市中央区中山手通2丁目16番8号 301 破産者 高橋 宣治 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第55号 滋賀県草津市渋川1丁目3番11-706号 ベルル草津、開始決定時の住所神戸市中央区中山手通2丁目16番8号 301 破産者 高橋 宣治 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第830号 広島市西区庚午南2丁目24番11-2号 破産者 杉原 達 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第353号 新潟市東区大形本町5丁目4番22号 破産者 大山紘之介 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部	令和4年(フ)第76号 長野県諏訪郡下諏訪町6810番地、開始決定時の住所長野県諏訪郡下諏訪町5756番地 破産者 佐藤 豊 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部	令和7年(フ)第55号 滋賀県草津市渋川1丁目3番11-706号 ベルル草津、開始決定時の住所神戸市中央区中山手通2丁目16番8号 301 破産者 高橋 宣治 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第188号 香川県高松市田村町416番地1 フルール・M101号室、住民票上の住所愛媛県松山市久米窪田町989番地5 破産者 小松 翼 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第353号 新潟市東区大形本町5丁目4番22号 破産者 大山紘之介 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所桐生支部	令和4年(フ)第76号 長野県諏訪郡下諏訪町6810番地、開始決定時の住所長野県諏訪郡下諏訪町5756番地 破産者 佐藤 豊 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諏訪支部	令和7年(フ)第216号 兵庫県高砂市米田町米田925番地の2 高砂アーバンコンフォート305号 破産者 伊藤 秀明 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部	令和7年(フ)第188号 香川県高松市田村町416番地1 フルール・M101号室、住民票上の住所愛媛県松山市久米窪田町989番地5 破産者 小松 翼 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第748号

福岡県遠賀郡水巻町伊左座2丁目12番11号、
前住所福岡県遠賀郡岡垣町中央台4丁目2番
22号 GRAND 4 U 102号室
破産者 矢部 太一

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第62号

長崎県諫早市貝津町2673番地112 MODE R N P A L A Z Z O 貝津Prime 103号、
旧住所長崎県長崎市十人町13番2号 sign post 十人町A棟2号室
破産者 村田 恵

- 1 決定年月日 令和7年12月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第207号

長崎県長崎市女の都2丁目33番2号 ボヌール・Ⅲ201
破産者 燕尻 雄大
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第213号

長崎県長崎市白鳥町6番36号 201、旧住所
長崎県長崎市扇町18番13号 202
破産者 白井 彩夏
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第556号

熊本市北区麻生田5丁目15番8号 CREA Octy B棟、異動前住所熊本市北区飛田3丁目8番20号 コムハウス飛田セカンド205

- 1 破産者 石丸 義昭
2 決定年月日 令和7年12月19日
- 3 主文 本件破産手続を廃止する。
- 4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第1297号

福岡市東区松島3丁目7番7-302号 アベニールKA1、前住所鹿児島県霧島市国分中央3丁目46番26-305号

- 1 破産者 山本 涼祐
2 決定年月日 令和7年12月16日
3 主文 本件破産手続を廃止する。
4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1390号

福岡市博多区千代4-3-7 Modern Palazzo 県庁口1203、住民票上の住所佐賀県唐津市和多田西山10番63号

- 1 破産者 吉田 淳矢
2 決定年月日 令和7年12月16日
3 主文 本件破産手続を廃止する。
4 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1694号

福岡県福津市福間南2丁目11番23号
破産者 Dining 松五郎こと 松永 和博
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1745号

福岡市西区今宿東2丁目30番10-201号 グランピア今宿Ⅲ
破産者 海老原良江

- 1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1799号

福岡県古賀市花見東4丁目11番7号
破産者 堀口 勝昭

- 1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1825号

福岡市博多区博多駅前4丁目30番17-301号
グランドステータス清川ビル
破産者 林田江利佳

- 1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1891号

福岡県筑紫野市大字吉木2456番地4
破産者 富永 直偉

- 1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第325号

福岡市西区今宿東1-9-12 ハーモニーhaus 今宿東201、開始決定時の住所福岡市西区今宿西1丁目25番31-103号 D-room彩都ビア
破産者 和田 浩司

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第821号

福岡県糸島市高田4丁目15番15-403号
破産者 藤井 香織

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1027号

福岡市早良区原5丁目17番29-201号 グレイスヴィラ
破産者 楠本 勇

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1328号

福岡市東区松島1丁目28番30-701号 ラ・ヴォーテ
破産者 中野 篤志

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1600号

福岡市早良区有田5丁目7番23号
破産者 深堀 延高

- 1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1734号 福岡県糟屋郡志免町別府3丁目9番9-405号 破産者 玉井 潤 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第1767号 福岡市中央区薬院3丁目11番5-603号 工ステートモア薬院 破産者 山畠みゆき 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所御坊支部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所御坊支部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1804号 福岡県糸島市高田4丁目15番15-403号 破産者 藤井 謙二 1 決定年月日 令和7年12月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 沖縄県中頭郡西原町字小波津233番地の92 (小波津団地B-122) 破産者 島袋 博菜
令和7年(フ)第100号 富山市東岩瀬村2番地2 破産者 石川 華代 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 埼玉県八潮市大字塙532番地2 破産者 香取 誠一
令和7年(フ)第71号 福岡県京都郡みやこ町犀川崎山2693番地 破産者 太田 純 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第93号 名古屋市緑区ほら貝1丁目149番地、従前の住所名古屋市千種区汁谷町4番地の1 ヴィークステージ茶屋ヶ坂F205号 破産者 細川 直人 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山梨県甲府市後屋町653番地 後屋団地8号 棟5階230号室、住民票上の住所山梨県甲府市古上条町160番地1 功刀店舗住宅 北東2号室 破産者 網野 祐子(旧姓小竹)
令和7年(フ)第417号 名古屋市緑区ほら貝1丁目149番地、従前の住所名古屋市千種区汁谷町4番地の1 ヴィークステージ茶屋ヶ坂F205号 破産者 細川 直人 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所行橋支部破産係	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第225号 沖縄県那霸市牧志2丁目18番4号 パレット 牧志6-A 破産者 森原 美香 1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第241号 沖縄県糸満市西崎1丁目30番8-201号 プルミエール、住民票上の前住所沖縄県南城市 大里字稻嶺891番地2 破産者 大田 真美	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。	1 決定年月日 令和7年12月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。

令和6年(フ)第258号

愛知県岡崎市梅園町字2丁目4番地7 アーリイヒルズ 109、開始決定時の住所宇都宮市元今泉1丁目7番31号 メゾンドエスト606、(申立時の住所)岐阜市日野東3丁目3番3号 (ビーライン日向A202)、(前住所)石川県野々市市市場内3丁目99番地 レオパレスアルカサルII-105号
破産者 菊地 貴大
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第26号

静岡県御殿場市川島田865番地
破産者 岸井 隆則
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第276号

静岡県御殿場市東田中3丁目14番8号、前住所静岡県御殿場市駒門5番地の1 陸上自衛隊駒門駐屯地
破産者 篠原 将輝
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第641号

大阪府東大阪市楠根3-5-31 リジエールⅡ202 (前住所)大阪府東大阪市荒本新町8-30 カルム東大阪1204号、住民票上の住所大阪市平野区加美南4丁目2番20号
破産者 永山 晴幸

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1841号

大阪府東大阪市下六万寺町1丁目2番39号
破産者 青山 夢子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第2128号

大阪府東大阪市衣摺1丁目1番23号
破産者 奥田 隆
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第3194号

大阪府東大阪市岩田町5丁目2番25号 エリタージュディアマー 701号
破産者 雪本 政史
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4223号

大阪市東淀川区豊里7丁目16番7号 ヴエルデ豊里 106号
破産者 岩城 大士
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4413号

大阪府守口市寺方本通1丁目3番25-501号
破産者 吉村 正修
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第528号

広島市東区尾長東1丁目8番5-203号
破産者 鈴木 真紀
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1129号

福岡市早良区荒江2丁目25番30-503号 福陵ハイデンス
破産者 長谷川 司 (旧姓伊東)
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1161号

福岡市南区折立町9番14-105号 サザンプレミアコート井尻
破産者 秋山 忠雄
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1335号

福岡市博多区空港前2丁目14番25-407号
パレ・エクセラ
破産者 手嶋絵理奈 (旧姓山内)

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1420号

福岡市早良区田村6丁目10番35-103号 アソシエ・フォルム
破産者 濱田 則行
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1553号

福岡市城南区田島5丁目20番30号 サンハイム 101号
破産者 安藤 優樹
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1609号

福岡県大野城市乙金東3丁目5番18号 カモミール101号
破産者 吉岡 孝祐
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1851号

福岡県筑紫野市大字筑紫29番地15 筑紫ハイツ201号
破産者 吉留 涼子 (旧姓石井)
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1864号 福岡県那珂川市中原1丁目45番地 グレイス 博多南202号 破産者 出合 広美(旧姓白石) 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1902号 福岡県大野城市下大利1丁目9番14-601号 破産者 丸尾 謙信 1 決定年月日 令和7年12月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第108号 青森県弘前市大字東長町41番地1 東長町レジデンス101号、旧住所青森県弘前市大字青山2丁目10番地7 破産者 會津 徹 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所弘前支部
令和7年(フ)第59号 福島県郡山市富久山町久保田字麓山119番地の1 ヴィラ・アスカⅡ102号、前住所福島県須賀川市向陽町537番地 破産者 秋 成烈 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第134号 福島県安達郡大玉村玉井字守谷山37番地426 破産者 千葉 靖代(旧姓大森) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第193号 福島県郡山市富久山町福原字宝田7番地の13 破産者 安藤 慎子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第2429号 神奈川県綾瀬市小園956番地9 原ハイツ 1-2 破産者 バレンチン バストス クラウディオ (VALENTIN BASTOS CLAUDIO) 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1878号 神奈川県綾瀬市深谷中6丁目1番26号 破産者 深津 尚司 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2058号 横浜市泉区和泉中央北5丁目11番1号 エクセルいずみ中央201号 破産者 島田 浩

1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2140号 横浜市戸塚区下倉田町250番地33 第1カネヨシハイツ102号 破産者 山本みゆき 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2245号 横浜市港北区綱島西2丁目20番14号 破産者 鈴木 能一 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2247号 神奈川県鎌倉市御成町20番16号 本間アパート202 破産者 三瀬 実 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2347号 横浜市都筑区池辺町2383番地1 コンフォート和泉303 破産者 釘宮 征虎 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第13号 滋賀県彦根市日夏町3729番地30、前住所滋賀県彦根市平田町304番地8(101号) 破産者 彦根塗良屋こと 仁保 圭一 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部

令和7年(フ)第115号 滋賀県近江八幡市上田町1448番地 破産者 小西 新助 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第127号 滋賀県近江八幡市鷹飼町北4丁目8番地3 (107号)、前住所滋賀県近江八幡市鷹飼町北 3丁目4番地8 破産者 川合 隆子 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
令和7年(フ)第316号 広島市南区大州2丁目11番12-209号 破産者 斎藤 友明 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第422号 広島県東広島市西条町助実10023番地9 グ リーンマンション205号 破産者 富山 誠史 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第857号 広島市西区三篠町3丁目25番19号 破産者 細川 義朗

1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第55号 徳島県板野郡北島町中村字本須71番地8、旧 住所徳島県板野郡北島町鯛浜字原86番地2 破産者 江上 直 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第191号 徳島県徳島市佐古六番町11番23-205号 平 安ハイツ、旧住所徳島県徳島市中島町田2丁 目46番地の2 コートヴェール中島田107 破産者 吉田 茂雄 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第49号 兵庫県加古郡稻美町野寺311番地の9、開始 決定時の住所愛媛県新居浜市西連寺町1丁目 9番42号 破産者 藤田 邦昭 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第17号 宮崎市東宮1丁目202番地、前住所長野県諏 訪郡富士見町落合8053番地 破産者 吉田 佳史

1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第318号 宮崎市清武町正手3丁目65番地 リバーサイ ドマンション303号、前住所宮崎市元宮町9 番27号 プレステージIV301号 破産者 穂園恵史郎 1 決定年月日 令和7年12月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
免責許可決定
令和7年(フ)第466号 静岡市葵区大岩本町8番25号 破産者 今村 義丈 1 決定年月日 令和7年11月17日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第510号 千葉県野田市木間ヶ瀬624番地9 ハイブ リッジハイツ2-B、前住所千葉県野田市次 木161番地2 破産者 中野 愁里 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第785号 千葉県松戸市小金原9丁目2番地の17 破産者 丸山 歩美 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第811号 千葉県松戸市金ヶ作365番地の36 ベルヴィ ル南ヶ岡202号 破産者 若林 和彦 1 決定年月日 令和7年12月15日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第698号 千葉県野田市七光台235番地の21 破産者 加藤 一也 1 決定年月日 令和7年12月16日 2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第699号
千葉県柏市花野井444番地1 フラワーコーポⅢ-203号
破産者 下川 博
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第715号
千葉県鎌ヶ谷市東初富4丁目4番59号
破産者 小池 幸一
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第716号
千葉県鎌ヶ谷市東初富4丁目4番59号
破産者 小池さゆり
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第726号
千葉県松戸市岩瀬617番地の7、前住所千葉県野田市野田518番地の3 野田カサベラ武番館203号室
破産者 箱石 曜紀
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第728号
千葉県鎌ヶ谷市東中沢2丁目21番8-101号
破産者 村里 明広
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第734号
千葉県流山市松ヶ丘4丁目520番地の263
シャンブル松ヶ丘102
破産者 山田 由美
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第740号
千葉県柏市花野井594番地23 フラワーヒルズB-202号
破産者 福田 勇矢(旧姓八巻)

1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第741号
千葉県野田市上花輪1156番地の10、前住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根4119番地7
破産者 中田 達也
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第743号
千葉県柏市十余二175番地42 養護老人ホームひかり隣保館
破産者 中村 進
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第744号
千葉県鎌ヶ谷市中央2丁目7番17号
破産者 大平 和博
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第756号
千葉県松戸市新松戸東11番地の10 タルミ第3ハイツ202号、開始決定時の住所千葉県松戸市新松戸3丁目339番地 ガーデンシティ新松戸2-B
破産者 永海千江美
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第764号
千葉県松戸市常盤平4丁目14番地の7 プレンディ常盤平107号
破産者 伊藤 典子
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第777号
千葉県松戸市常盤平2丁目24番地の1 常盤平公団住宅1街区42棟101号
破産者 斎藤祐里子

1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第780号
千葉県松戸市上本郷2885番地の2 上本郷ハイツ403号
破産者 坂本 浩二
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第807号
千葉県松戸市北松戸2丁目18番地の1 北松戸田村ビル405号、前住所千葉県松戸市栄町8丁目701番地の16
破産者 吉野 信明
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第111号
鹿児島県鹿屋市旭原町2565番地7
破産者 高橋 輝人
1 決定年月日 令和7年12月16日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第555号
千葉県我孫子市青山台4丁目8番8号(103号) コミュニティハイツ、開始決定時の住所千葉県我孫子市新木野4丁目25番21号
破産者 根本 茂
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第713号
千葉県松戸市小金原7丁目1番地 小金原団地20棟508号
破産者 倉林 順哉
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年(フ)第753号
千葉県柏市逆井5丁目2番17号
破産者 今井 秀輝
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第540号
相模原市中央区淵野辺3丁目20番15号 淵野辺コート302
破産者 山本 茂史
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第547号
相模原市緑区寸沢嵐606番地7 ハイムローザNO1 201号
破産者 平本 忍
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第562号
神奈川県座間市相武台1丁目26番26-307号 セントエルモ相武台
破産者 西川 文恵
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第577号
相模原市南区相模大野5丁目8番8号 コーポ立山202
破産者 佐藤 華子
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第214号
山梨県甲府市伊勢4丁目18番8号
破産者 志村 実里(旧姓武川・井出)
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第268号
山梨県甲府市向町486番地 梶原住宅西5号
破産者 風間 早苗
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第272号
山梨県甲斐市島上条57番地 小田切住宅6
破産者 清水貴美恵
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第273号
山梨県中巨摩郡昭和町押越1860番地4 メゾンピラージュⅡ103号、前住所山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原2707番地 レオパレスクレール208号
破産者 大室 哲也
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第282号
山梨県笛吹市石和町今井279番地 ハイツ平成102号室
破産者 水越 円
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第283号
山梨県甲府市住吉3丁目4番24号 ハイツ住吉305号
破産者 佐久間裕子
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第260号
三重県津市河芸町一色2723-2 レオパレスみもぎ105、住民票上の住所三重県津市河芸町一色2634番地5
破産者 中村 大也
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第175号
三重県津市高野尾町1445番地1、前住所三重県松阪市曾原町682番地7
破産者 永井 真実(旧姓東出)
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第700号
北九州市八幡西区里中3丁目6番2-202号
破産者 中山 凜

1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第808号
北九州市八幡西区香月西2丁目2番19号
破産者 山本美枝子
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第811号
北九州市小倉北区東篠崎3丁目2番12-103号
破産者 矢島 弥生
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第488号
熊本市中央区萩原町2番31号 リーベンバウム101号、開始決定時の住所熊本市東区花立5丁目10番25号 エスピワールフルール301号
破産者 野住 一智
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第587号
(住民票上の住所)熊本県天草市龜場町龜川72番地1 浜田尻団地29号
破産者 松野 葵
1 決定年月日 令和7年12月17日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第1031号
札幌市中央区南8条西13丁目2番10-203号
破産者 高橋由美子
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1453号
札幌市厚別区上野幌1条2丁目3番4-102号
破産者 久世 秀貴
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1771号
北海道恵庭市中島町4丁目22番地1 (リバーF201号)
破産者 岡本 歩美
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1777号
札幌市北区新琴似6条6丁目3番18号 コーポ英A101号、開始決定時の住所札幌市北区新琴似6条6丁目3番19号 コーポ英B102号
破産者 古川芽帝央
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1798号
札幌市中央区北4条25丁目1番3-1002号
破産者 上柿 裕一
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1808号
札幌市中央区宮の森3条6丁目9番8-107号
破産者 阿部 智美
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1812号
札幌市清田区清田5条2丁目1番41号
破産者 林 莉沙(旧姓山田)
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1838号
札幌市白石区菊水4条2丁目1番8-402号
破産者 渡辺 剛成
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1839号
札幌市白石区菊水4条2丁目1番8-402号
破産者 保井 萌里
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1860号
札幌市豊平区月寒東2条1丁目4番13-215号
破産者 吉野 武士
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第211号
釧路市鶴ケ岱2丁目5番5号 パークサイドK105号室
破産者 石田起絵子
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第317号
盛岡市天神町13番65号 天神ハイツ10号
破産者 藤原 未妃
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第336号
盛岡市中太田吉原5番地1
破産者 宇津宮柊太朗
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第165号
福島市瀬上町字茶畑8番地の1 2号棟
破産者 高橋 裕光
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

令和7年(フ)第1395号
さいたま市岩槻区本丸3丁目3番7号
破産者 木村 三佳
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1501号
埼玉県蓮田市大字黒浜4967番地2
破産者 竹内 義和
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1569号
埼玉県鴻巣市吹上富士見4丁目1番24号 エルディム富士見101号
破産者 早川 昌志
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1641号
埼玉県川口市東川口4丁目1番1号 あい蘭道参番館301号、旧住所東京都練馬区上石神井南町11番3号 パールハウス 102号室
破産者 近藤 純世
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1677号
埼玉県川口市並木2丁目40番15-705号 ライオンズマンション川口並木二丁目
破産者 杉森 茜里
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1685号
埼玉県上尾市西宮下3丁目118番地3 レオパレスステラ105
破産者 岩瀬 長治
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1686号
さいたま市桜区西堀6丁目13番38-301号
破産者 熊谷 貴洋
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1700号
さいたま市見沼区東大宮4丁目45番地5 シティハイム東大宮203
破産者 弦巻 貴文
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1702号
埼玉県戸田市下戸田2丁目21番11-304号
破産者 城所志ほり
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1712号
埼玉県加須市花崎1丁目27番地12 パールハイツ206号
破産者 佐竹 雄一
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1724号
さいたま市中央区大戸2丁目1番9号 アネックス南与野3-C 203号
破産者 澤本 理沙 (旧姓渡邊)
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1747号
埼玉県川口市上青木西3丁目4番15号 ガーデンハウス川口A棟101号
破産者 野村 弘和
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第140号
川崎市多摩区菅北浦2丁目13番14-206号
破産者 大河原智希
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第269号
川崎市中原区上平間1152番地 県営上平間ハイム 2-504
破産者 鈴木 悠太
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第537号
川崎市川崎区小田5丁目10番7号 治美ビル105
破産者 柿崎 智沙

1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第547号
川崎市幸区南幸町2丁目21番地1 プラーズ南幸町 1005
破産者 鍋島 光
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第563号
川崎市中原区丸子通2丁目675番地9 SH OKEN Residence新丸子 602
破産者 藤井 佑成
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第621号
川崎市川崎区小田5丁目6番9号 アブリーレ川崎 102
破産者 関根ゆかり
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第637号
川崎市川崎区四谷上町26番5号
破産者 熊野小百合 (旧姓ウイルコックス)
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第641号
川崎市川崎区元木1丁目3番7号 いずみ
破産者 粕谷 稔
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第646号
川崎市川崎区追分町17番1号 太田ビル401
破産者 木村 隆治
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第661号
川崎市宮前区水沢2丁目2番3号 ハイライズ宮前平A 103
破産者 星野 真喜
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第693号
川崎市宮前区南野川3丁目31番4号
破産者 北見 喜之
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第701号
川崎市高津区末長1丁目3番6号 ヒルズすえなが 203
破産者 国松 琴音(旧姓橋本)
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第703号
川崎市川崎区中瀬3丁目18番8号 ハイム渡月 101
破産者 柴藤 仁
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第709号
川崎市多摩区長沢3丁目6番1号 グループホーム ここ輪 302
破産者 松本 良太
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第717号
川崎市中原区下新城3丁目7番13号 第八ちどり荘 104
破産者 宮崎 峰子
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第718号
川崎市高津区溝口6丁目17番41号 サンハイツ 102
破産者 遠藤 茂

1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第719号
川崎市多摩区桝形2丁目22番1号 いづみハウス 202
破産者 和久井 俊
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第725号
川崎市川崎区桜本1丁目18番18号 さくら
破産者 蒲原 光男
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第728号
川崎市中原区上平間611番地1 上平間五瀬淵住宅 505
破産者 池田安次朗
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第499号
相模原市南区南台1丁目2番6号 コーワパレス203
破産者 矢萩 明美
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第514号
神奈川県座間市座間2丁目2426番地 鳩川ハイツ2号棟104号
破産者 霜越 由香
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第184号
静岡県富士宮市小泉2008番地 レオパレスメイシェル202号室
破産者 小泉 一久
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第201号
静岡県富士市松岡927番地の1の1 エクセルコートA-102号
破産者 瀬戸 秀行
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第211号
静岡県富士市伝法773番地の9
破産者 天野 三男
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第1866号
愛知県清須市清洲1丁目23番地10 サニーコート101
破産者 川上 了平
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2110号
名古屋市西区新道1丁目11番24号 サンハイツ新道103号
破産者 橋本 弘明
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2183号
名古屋市中川区十番町5丁目7番地 市営南郊荘902、住民票上の住所名古屋市熱田区切戸町2丁目118番地 グリンハイツ202号
破産者 興梠 麻美
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2250号
愛知県小牧市外堀1丁目170番地 グレイス101号、従前の住所名古屋市名東区小井堀町1002番地 丸美マンション105号
破産者 安田 直斗
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2277号
愛知県半田市出口町2丁目185番地 ハイツ聖203号
破産者 加藤 美保
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2306号
名古屋市中区新栄1丁目35番3号 セントラルステージ新栄301号
破産者 小林謙三郎
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2342号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字深田20番地の2 ウィズネス301号
破産者 光岡 公太
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2373号
名古屋市緑区南陵401番地 桶狭間荘12棟202号
破産者 片山 貴世
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2391号
名古屋市名東区新宿1丁目93番地 ヴィラ街苑301号
破産者 矢島 仁美
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2433号
愛知県愛西市諫訪町橋本305番地1 サンケンユーム2D
破産者 伊藤由香里
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2437号
愛知県春日井市朝宮町1丁目28番地8 プラ
ムD号
破産者 小川 理恵
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第703号
大阪府羽曳野市古市6丁目1番14号、前住所
大阪府富田林市桜井町1丁目7番3号(101)
破産者 内田 清一
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第729号
堺市西区浜寺諫訪森町中2丁164番地1 コ
ンフィデンス岸田301号
破産者 吉村 健
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第814号
大阪府大阪狭山市東茱萸木2-1886-3-
101、住民票上の住所大阪府富田林市錦織南
二丁目23番17号
破産者 奥野 千秋
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第819号
堺市中区田園1066番地10
破産者 作元 進吾
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第839号
大阪府松原市天美西1丁目3番11号
破産者 隅田 剛史
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第854号
大阪府大阪狭山市東茱萸木1丁目532番地の
1 (305号)
破産者 多和 宏信
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第910号
堺市堺区中安井町1丁4番20号 ライズワン
堺201号
破産者 山本 正敏
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第437号
大阪府阪南市下出592番地 1-101号
破産者 徳田 健
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第461号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬1丁目9番19号
破産者 お好み焼きときこと 中辻 時子
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第480号
大阪府泉大津市曾根町1-9-15 ビスター
レ101号、住民票上の住所大阪府和泉市富秋
町一丁目7番31号
破産者 玉井 あゆ
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第485号
大阪府岸和田市春木旭町12番2-303号
破産者 森井 恵美
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第490号
大阪府泉大津市助松町3丁目9番45号
破産者 伊波 祐子
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第494号
大阪府岸和田市小松里町2066番地 グラン
ディール岸和田404号、前住所大阪市港区港
晴3丁目2番4号 B e 1ハイツ 401号
破産者 土取 唯
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第508号
大阪府阪南市山中溪543番地の59
破産者 古海 秀樹
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第207号
神戸市西区伊川谷町有瀬1259番地の1 メー
ブルコート103号
破産者 中竹あすか
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第463号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町2丁目31番地5
破産者 重松 俊生
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第269号
福岡県久留米市東合川3丁目10番41-105号、
前住所福岡県朝倉市甘木2334番地2 マンス
リーホテルアベニュー503号
破産者 小林 靖典
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第70号
福岡県大牟田市汐屋町6番地7 有富コーポ
5号
破産者 鈴木 一隆
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(フ)第73号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地876 ビ
レッジハウス大牟田 2棟107号
破産者 吉川 光司
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部
令和7年(フ)第804号
北九州市八幡西区光貞台1丁目2番4-603
号
破産者 山中 昭彦
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第812号
北九州市小倉南区上貫3丁目15番64号
破産者 泉 希
1 決定年月日 令和7年12月18日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第13号
北海道小樽市桜1丁目4番26号 鈴木荘
破産者 松尾 幸枝
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部
令和7年(フ)第396号
北海道北斗市東浜2丁目17番5号 コスモ東
浜202号室
破産者 佐藤 勝哉
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所
令和7年(フ)第399号
函館市花園町22番26-16号
破産者 岩田カオル
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第24号
北海道木梨郡羅臼町春日町89番地 破産者 朝倉 紘里
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所根室支部
令和7年(フ)第268号
青森県むつ市松原町5番2号 シーサイドハイツ松原A棟 破産者 村田 裕
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第280号
青森市北金沢1丁目4番14号 サラーム北金沢102号 破産者 佐野 薫
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第73号
岩手県大船渡市大船渡町字赤沢12番地4 平山フクミ貸家2号 破産者 幸山 裕子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所一関支部
令和7年(フ)第159号
茨城県取手市井野団地3番2-404号 破産者 青木 伸也
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第154号
千葉県東金市田間152番地1 ダイアパレス 千葉東金602 破産者 石川 拓弥
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第484号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1285番地の368 グループホーム泉の郷 破産者 橋本 節子
成年後見人 本多 新

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第250号
金沢市寺中町ト21番地2 県営住宅5棟10号 破産者 芝田 良未
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第251号
金沢市寺中町ト21番地2 県営住宅5棟10号 破産者 芝田 飛翔
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第188号
長野県松本市大字中山2029番地4 破産者 橋本志通子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第210号
長野県安曇野市豊科高家5030番地2 破産者 竹内 友哉
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所松本支部
令和7年(フ)第89号
岐阜県恵那市大井町229番地12 破産者 佐藤 玲子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(フ)第204号
三重県鈴鹿市高岡町550 高木病院内、住民票上の住所三重県鈴鹿市中江島町3番10号 カーサ江島II A棟103号 破産者 稲垣 進一
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第212号
三重県鈴鹿市寺家1丁目16番13号 柔の家寺家ホーム、前住所三重県鈴鹿市深溝町3985番地 破産者 打田 文彦
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第60号
三重県松阪市田牧町73番地4 破産者 中村 綾子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所松阪支部
令和6年(フ)第291号
三重県四日市市元町2番14号 破産者 森 加代子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第50号
三重県四日市市日永5丁目7番12-307号 スカイハイツ日永
破産者 大石ともえ（旧姓瀬戸口）
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第225号
三重県四日市市堀木1丁目2番2-101号 サニータウン堀木
破産者 森川絵梨香
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第98号
滋賀県守山市焰魔堂町22番地1 ロイヤルハイツクラノ302号 破産者 中川 美咲
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第334号
大津市大萱7丁目3番11-103号 破産者 渡部智栄子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第105号
大津市今堅田2丁目35番10-302号 破産者 沼田 香苗
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第108号
京都府福知山市字天田無番地、前住所滋賀県大津市際川1丁目1番1号 第315共通教育中隊 破産者 吉田 航平
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第212号
代替住所A（旧住所滋賀県草津市野村4丁目13番17-307号 メゾンYK） 破産者 前園 鉄矢
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第236号
大津市和邇高城334番地の15 破産者 竹ノ内弥生
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第242号
滋賀県甲賀市水口町下山802番地168、前住所千葉県船橋市高根台4丁目15番3号 破産者 関 嵐
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第269号
滋賀県守山市川田町81番地の3 破産者 伊塚 典明
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第334号
大津市大萱7丁目3番11-103号 破産者 渡部智栄子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第354号
大津市堅田1丁目10番16号 フォレスト206号
破産者 薬師寺哲也
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1060号
京都市伏見区菱屋町650番地 デトムワン伏見404
破産者 花田 鮎佳(旧姓大畑)
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1110号
京都市下京区猪熊通綾小路下る瀬戸屋町285番地2 プレジール大宮203、前住所埼玉県越谷市レイクタウン6丁目1番地3 メゾンドラック504号
破産者 富樫 洋子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1114号
京都市東山区清閑寺池田町29番地 A v a l o n 4号室
破産者 煙製良香こと 松井 良子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1121号
京都市右京区西院月双町83番地3 レインボーハイツ312号、前住所京都市右京区太秦和泉式部町4-51 太秦レジデンス 103号
破産者 山縣申太朗
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1127号
京都府木津川市兜台1丁目2番地 高の原駅西団地16-304号
破産者 長谷川 勉

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1155号
京都市上京区仁和寺街道天神道上る西入下横町194番地6
破産者 中村 拓馬
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1164号
京都市西京区松尾木ノ曾町34番地2 ハウスアイ桂 308号室、前住所京都市南区上鳥羽南鉢立町19番地1
破産者 高石 記子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1168号
京都市左京区下鴨松ノ木町47番地 COLO R13 S H I M O G A M O 202
破産者 福田 泉
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1188号
京都市上京区黒門通一条上る弾正町728番地丸忠マンション 305号
破産者 石本 浩康
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1214号
京都府宇治市神明宮東23番地の8
破産者 市村さやか
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第4104号
大阪市西成区出城3-5-2-706、住民票上の住所大阪市浪速区恵美須西3丁目4番22-406号
破産者 中山 瑞穂

1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。

令和7年(フ)第4539号
大阪市平野区瓜破西1丁目7番3-1003号
破産者 津田 雄吾
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4555号
大阪市東成区東小橋3丁目14番26号 鶴橋ビルM 601号
破産者 岩野 菜々
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4585号
大阪府東大阪市善根寺町4丁目4番13号
破産者 大内田ゆかり(旧姓呉屋)
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4606号
大阪市生野区小路1丁目28番4号
破産者 人見 仁登
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4624号
大阪市平野区喜連2丁目5番79-312号
破産者 山野美佐子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4644号
大阪市平野区瓜破東3丁目6番49-401号
破産者 福中 朋子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第4661号
大阪府東大阪市長田中1丁目4番12-405号
破産者 森實 郁夫
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4672号
 大阪市東淀川区南江口3丁目14番8—213号
 破産者 谷口 正和
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4716号
 大阪府東大阪市稻田本町2丁目24番28号
 破産者 田口 紗子
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4731号
 大阪市住吉区浅香2丁目2番1—106号、前
 住所大阪市城東区関門2丁目11番31号
 破産者 魚本 紗良(旧姓濱西)
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4818号
 大阪府枚方市北船橋町14番地の3、前住所京
 都府八幡市美濃山幸水20番地3
 破産者 石山 美幸
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4837号
 大阪府高槻市牧田町14番98—202号
 破産者 廣段 秀夫
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4849号
 大阪府寝屋川市萱島信和町14番1—602号
 丸信リバーサイドコート1棟602号室
 破産者 氏川ひとみ
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4866号
 大阪府東大阪市足代北2丁目11番12号 さく
 らハイツ 303号
 破産者 中 俊雄

1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4880号
 大阪府八尾市本町2丁目2番23号
 破産者 麻田 克己
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4901号
 大阪府泉佐野市佐野台7番地の1 佐野台住
 宅(17—506)
 破産者 山口 成子
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第4982号
 大阪府東大阪市新家中町1番8—701号
 破産者 大西 寿枝
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5022号
 大阪府摂津市一津屋2丁目29番3号 フォレ
 スタ摂津南
 破産者 橋本 武男
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5037号
 大阪府豊中市旭丘1番3—902号
 破産者 西川 孝子
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5046号
 大阪市浪速区恵美須西3丁目15番23—601号
 破産者 下田 明
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5050号
 大阪市住吉区万代6丁目14番15—203号
 破産者 山田 泰子(旧姓室賀)
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第48号
 兵庫県洲本市五色町鳥飼中452番地2 鳥飼
 中団地402号室、従前の住所兵庫県南あわじ
 市市三條1192番地7
 破産者 中井 楽人
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年(フ)第831号
 広島市佐伯区五日市中央4丁目8番40—305
 号
 破産者 富田 弘一
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第27号
 山口県周南市清光台町18番14号
 破産者 小野 健
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第45号
 山口県下松市桜町3丁目19—12 ハイツくす
 のき204号室、住民票上の住所愛媛県松山市
 湯の山6丁目5番地9
 破産者 大宮 基輝
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第47号
 山口県周南市大字徳山3395番地 カルム徳山
 207号、前住所山口県周南市清水2丁目11番
 1号 共立アパート
 破産者 山本 達夫
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第50号
 山口県周南市大字大河内1689番地の1
 破産者 片山みゆき

1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 山口地方裁判所周南支部

令和7年(フ)第240号
 徳島県徳島市南昭和町7丁目10番地 春陽荘
 3—C—6
 破産者 藤井まゆみ
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第256号
 徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵166—1
 ジュネス99—B101、住民票上の住所徳島県
 板野郡藍住町住吉字逆藤39番地30
 破産者 魚屋 静
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第29号
 徳島県阿南市桑野町西谷37番地10
 破産者 田村 千寿
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(フ)第31号
 徳島県阿南市那賀川町中島1742番地2 市営
 中島団地20号室
 破産者 小林 美佳
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(フ)第306号
 香川県高松市東山崎町321番地16 リッチモ
 ンド東山崎102
 破産者 六車 裕樹
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第215号
 長崎県長崎市江川町240番地2 県営住宅江
 川団地B棟101
 破産者 清水やす子
 1 決定年月日 令和7年12月19日
 2 主文 破産者について免責を許可する。
 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第220号
長崎県長崎市田中町902番地 KハイツⅢ
201、旧住所長崎県長崎市古賀町414番地 工
ンボーレ古賀202号
破産者 小島 望
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第226号
長崎県長崎市滑石3丁目21番5号 アンソレ
田添202号
破産者 石川 未来(旧姓酒井)
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第230号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1163番地11
ハイカムールはたぐちD棟101号
破産者 四谷 豊
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第231号
長崎県長崎市新戸町1丁目32番16号
破産者 副島 裕美
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第240号
長崎県長崎市畠刈町1613番地32 県営住宅三
重第2団地1棟405号
破産者 満井 紀子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第243号
長崎県長崎市寄合町3番25-401号
破産者 細井加奈江
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第94号
鹿児島県薩摩川内市矢倉町4659-13、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市勝目町4160番地10 コーポ蓮102号
破産者 古川 莉奈
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。

**鹿児島地方裁判所川内支部破産係
令和7年(フ)第110号**
鹿児島県鹿屋市笠之原町1465番地 K T マンション306号
破産者 野辺貴容子
1 決定年月日 令和7年12月19日
2 主文 破産者について免責を許可する。

**鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
小規模個人再生による再生計画認可**

令和7年(再イ)第114号
福岡市早良区藤崎1丁目5番10-203号 ブライトンヒルズ藤崎
再生債務者 西谷 達也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年11月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月15日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第106号
福岡市東区香住ヶ丘4丁目42番15号
再生債務者 金井田敬三
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月5日までに書面による決議により可決があったものとみなされ、再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年12月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第211号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木944番地1 ファミール須恵201号
再生債務者 毛利 豊

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月8日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第135号

福岡県朝倉市甘木2212番地19
再生債務者 石井 志伸

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第191号

福岡市南区平和4丁目1番20-504号 グリーンハイツ平和
再生債務者 横瀬 浩一

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月9日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月16日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第11号

群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田116番地
再生債務者 小泉市太郎

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第45号

東京都小平市学園西町2丁目28番20-306号
再生債務者 成田 摩耶

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第242号
福岡市博多区博多駅南1丁目5番18-701号
メゾン・ド・サウスワン
再生債務者 古後 伸章

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第8号
福岡市博多区博多駅東2丁目9-9 ルツ
シェ博多駅東805、住民票上の住所大分県中津市大字赤迫28番地
再生債務者 砂子 智弘

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和7年(再イ)第177号
北海道江別市朝日町16番地 K3-13
再生債務者 金子 信一

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月19日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第28号
富山市大町84番地
再生債務者 須田 弘美

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日 富山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第25号 兵庫県川西市けやき坂3丁目8番地の8 再生債務者 伊崎 真理 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月18日 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第29号 岐阜県羽島市福寿町浅平2丁目36番地1 再生債務者 高橋 浩一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月19日 岐阜地方裁判所	令和7年(再イ)第126号 千葉県市原市ちはら台西6丁目37番地19 再生債務者 加藤 淳子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月19日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第2号 和歌山県新宮市新町1丁目2番地の13 再生債務者 岩間 泰之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 和歌山地方裁判所新宮支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第27号 愛知県豊橋市西山町字西山149番地46 再生債務者 小野田辰巳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月19日 岐阜地方裁判所	令和7年(再イ)第149号 千葉県船橋市宮本6丁目27番16号 ハイツ武内201号 再生債務者 田中 弘道 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第29号 岡山県倉敷市茶屋町早沖1431番地38 再生債務者 中馬 誠 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 岡山地方裁判所倉敷支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月19日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第197号 札幌市中央区南7条西26丁目3番15号 プリメーラ南円山203号 再生債務者 宇佐見浩子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年(再イ)第162号 千葉県市川市下新宿9番11号 再生債務者 中澤 直之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第80号 広島市中区東平塚町8番7-303号 再生債務者 栄喜 亮况 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 広島地方裁判所民事第4部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 旭川地方裁判所民事部	令和7年(再イ)第24号 北海道旭川市東光4条1丁目4番11号 再生債務者 大野 貴晶 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年(再イ)第20号 富山市長江新町3丁目9番8号 再生債務者 大島 高宏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(再イ)第7号 長野県北佐久郡御代田町大字草越1191番地109 再生債務者 山田 勝紀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 長野地方裁判所佐久支部	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第4号 千葉市中央区南生実町1282番地4 再生債務者 大友 栄一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月22日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(再イ)第169号 札幌市北区篠路2条9丁目1番60-703号 再生債務者 山本 学 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年12月19日 長野地方裁判所佐久支部

令和7年(再イ)第72号

静岡市駿河区登呂1丁目18番18号

再生債務者 杉山 修二

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第88号

京都市左京区田中野神町1番地8 タウニイ
里ノ前202

再生債務者 大溪 典子

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第317号

大阪市住吉区南住吉2丁目18番2-202号
南住吉第8住宅2号館202号

再生債務者 勝本 哲生

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月19日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第400号

大阪市平野区加美北3丁目4番6-801号

再生債務者 志田原国博

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月19日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第89号

広島県東広島市黒瀬橋原西1丁目9番20号

再生債務者 高木 竜司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第28号

徳島県板野郡松茂町広島字鍬ノ先8番地1

コーポNW 402号室

再生債務者 神戸 大貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年12月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日 徳島地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第11号

北海道小樽市桜2丁目10番115号 東小樽イ
ノマタグランドハイツ

再生債務者 宮向 重和

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日 札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第31号

福島県郡山市開成4丁目25番8号 グレイス
開成805号

再生債務者 田崎 明

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第145号

千葉県船橋市海神1丁目24番10-306号

再生債務者 加藤 正義

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年12月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年12月22日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

都市計画事業公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年1月9日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 寺山 徹

1 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路第1号線

2 施行者の名称 首都高速道路株式会社

3 事務所の所在地 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

4 事業地の所在

収用の部分 大田区大森南五丁目、東糀谷六丁目、羽田空港一丁目及び羽田旭町各地内

使用の部分 大田区大森南五丁目及び羽田空港一丁目各地内

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第7号

藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業村岡・深沢地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定の通知については、同法同条第5項及び第99条第2項の規定に基づき送付したが送付すべき場所を確知することができなかつたので、同法第133条第1項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

令和8年1月9日

藤沢都市計画事業及び鎌倉都市計画事業

村岡・深沢地区土地区画整理事業

施行者 独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部

本部長 西野 健介

記

1 氏名及び住所

氏名 青木 裕治

住所 神奈川県藤沢市宮前433番地

2 通知の内容

文書番号 と704-115

村岡発指定1-9-5

令和7年10月7日

従前の宅地 町名及び字名 宮前後河内

地番 596-3

地目 畑

登記簿地積 3.30m²基準地積 3.62m²

仮換地 街区番号 6街区

画地番号 2画地

地積 2m²

仮換地の指定の効力発生の日

令和7年10月31日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日

別に定めて通知します。

(注意)

1 この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

2 別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

(教示)

1 この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に審査請求をることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項に規定されています。)

2 この通知に係る処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴え提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以上

解散公告

当社は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号土志田ビルディング三F

箱根プロパティーズ特定目的会社

代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和七年十月二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都江東区東砂八丁目一九番四号ルネ南砂町リバーフィール二一八

P R E S E N C E 合同会社

清算人 御前 尊

解散公告

当社は、令和七年十二月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都港区虎ノ門四丁目一番三号プライムテラス神谷町五階

清算人 ゴードン・ジョン・ホワイト

清算人 中森 康之

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都板橋区赤塚六丁目一三番一〇号

有限会社大成洋装 清算人 高坂 章

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月9日

東京都大田区東雪谷五丁目二〇番六号

有限会社任雁音楽室 清算人 任 雁

代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都渋谷区桜丘町一六番二三号

株式会社D E S O U L 代表清算人 ブウ・イミン

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

合同会社日神10 代表清算人 荒川 真司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ヴィンタワー A C P レジデンス特定目的会社 代表清算人 中村 武

解散公告

当法人は、令和七年十二月十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月9日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

A C P 1一般社団法人 代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和七年十二月十日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都北区田端新町一丁目七一一四ビズ

D F I E R L D 西日暮里三〇二 合同会社ニヤニヤショップ 代表清算人 李 碧茵

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都台東区台東一丁目一二番二号二〇四号室

D r e a m C h a n n e l 合同会社 代表清算人 楊 思潔

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和8年1月9日

東京都墨田区東駒形一丁目六番一一号

株式会社トクシン建設 代表清算人 齋藤 真一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和8年1月9日

東京都墨田区東駒形一丁目六番一一号

株式会社トクシン建設 代表清算人 齋藤 真一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。

令和8年1月9日

東京都江戸川区東小岩三丁目一二番一六号

株式会社睦塗装 代表清算人 日暮 幸夫

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年十二月三十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月9日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

A C P 1一般社団法人 代表清算人 中村 武

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区赤坂一丁目一一番四四号赤坂イ

ンターシティ五階Forvis Maza

r s Japan株式会社内

SMART WOOD JAPAN株式

代表清算人 滝澤セリーヌ

解 散 公 告

当社は、令和七年十二月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都豊島区東池袋一丁目二五番八号

東京海上日動あんしんサポート株式会社

代表清算人 福田 信勝

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都杉並区高井戸東三丁目九番一〇一三

四七号 BiologiQ Japan合同会社

清算人 三浦 重信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都新宿区四谷四丁目一三番地七

株式会社経済産業新報社
代表清算人 高橋 成知

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区神田錦町三丁目七番地二

E a s t e r n Wind J P 合同会社

清算人 イースターン・ウインド・

エスジー・ピー・ティーイー・

エルティード・ディー・

解 散 公 告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区赤坂二丁目二三番一号アーケヒ

ルズ・フロントタワーR o p八〇六

Wikia Japan株式会社

代表清算人 エドワード・チャーティ

ン・ルー

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都豊島区北大塚三丁目二五番一二一三

〇七号 トータスヘッド合同会社

清算人 鬼頭 義隆

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区赤坂四丁目一三番五号赤坂才

フイスハイツ

代表清算人 宮田 大志

解 散 公 告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区赤坂四丁目一三番五号赤坂才

W i l d

株式会社

代表清算人 宮田 大志

解 散 公 告

当社は、令和七年十二月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都中央区日本橋三丁目四番一号

株式会社プロップストレッチ

代表清算人 大木 貞宏

解 散 公 告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区北青山三丁目五番一四号青山鈴

木硝子ビル六階

株式会社デセデジヤパン株式会社

解 散 公 告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都港区北青山三丁目五番一四号青山鈴

デセデジヤパン株式会社

代表清算人 ドゥットヴィラーラ・コン

ラート

解 散 公 告

当社は、令和七年十二月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都台東区上野三丁目一四番二号Deno-y

ours-2nd四〇三号 株式会社ゼンジエス

代表清算人 李 真熙

解 散 公 告

当社は、令和七年十二月四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都墨田区中町二丁目四八番七一二二二号

合同会社夢千華

代表清算人 古川千恵子

解 散 公 告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都葛飾区堀切二丁目五四番一五号

株式会社岬造園

代表清算人 小鹿 昭

解 散 公 告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

合同会社K R F 1 0 8

職務執行者 中津 正憲

解 散 公 告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都墨田区中町二丁目四八番七一二二二号

合同会社夢千華

代表清算人 古川千恵子

解 散 公 告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都墨田区中町二丁目四八番七一二二二号

合同会社夢千華

代表清算人 古川千恵子

解 散 公 告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

東京都墨田区中町二丁目四八番七一二二二号

合同会社K R F 1 0 8

職務執行者 中津 正憲

解散公告

当社は、令和七年十二月十七日開催の株主総会の決議により、同月二十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

神奈川県茅ヶ崎市赤松町五番二号

フジアルテック株式会社
代表清算人 奥野真由美

令和八年一月九日

神奈川県横浜市青葉区鉄町二一〇二一五
B二〇一 合同会社りんご 清算人 大高 勇気

令和八年一月九日

解散公告

当法人は、令和七年十二月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

富山市稻荷元町二丁目一一番の一号
一般社団法人とやまライフデザイン研究所
代表清算人 島田 彰一

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十一月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

愛知県一宮市末広二丁目二七番六号
晋復自動車有限会社
清算人 服部 浩子

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府大阪市北区天満二丁目一ー二天満
橋SEビル四F 株式会社スタートリリオンジャパン
代表清算人 高陳 燕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府高槻市栄町二丁目一四番一五号
株式会社友真
代表清算人 三木 真人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

大阪府吹田市広芝町一六番一九号江坂広芝
ビル五〇二号 株式会社SUN・EZ FLEX JA
PAN 代表清算人 吳 炎周

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

大阪市中央区南船場三丁目二番二八号N.I
P.P.O.タイヨービル五一一号 株式会社BOND
代表清算人 高杉 武史

解散公告

当社は、令和七年十二月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

横浜市磯子区西町五番二〇号
八興開発株式会社
代表清算人 永井 康雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

神奈川県川崎市高津区下作延六丁目二一番
一号
やくも株式会社
代表清算人 德永 愛子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

静岡県田方郡函南町平井一七五三番地の八
一七
株式会社ビープロ
代表清算人 大城真由子

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

神奈川県横浜市中区本牧三之谷三五番一二号
特定非営利活動法人アールアービルアセ
メント
清算人 石島 誠人

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

静岡県浜松市中央区中央一丁目三番六号浜
松イーストセブン二〇四号 有限会社鈴陽

清算人 須甲 正乃
代表清算人 川嶋 進

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

山口県周南市慶万町一番一九号

医療法人社団千治松呼吸器循環器内科

清算人 千治松洋一

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに神奈川県知事の認可により、令和七年十一月二十八日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目一一番七号

医療法人社団大野歯科医院

清算人 大野 友秀

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年十二月一日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

岐阜県本巣市佐原二四九番地

佐原生産森林組合

清算人 浅野 秀治

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年九月六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月九日

名古屋市名東区照が丘一〇三番地の一

(清算人住所 名古屋市名東区朝日が丘四

○番地レジデンスアルファ二B号)

清算人 三輪 菊江
宗教法人法乗院

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

新潟県村上市肴町一八番二二号

医療法人ツバキ歯科

清算人 猪野恵一郎

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月二十六日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

愛媛県松山市竹原四丁目二番六二号

医療法人ツバキ歯科

清算人 中村佳寿美

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月二十六日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

福岡県早良区荒江三丁目一五番二一号

医療法人上月内科医院

清算人 太田 友樹

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

石川県小松市日の出町二一五一四

坂上 博

楠野 八郎

高橋 俊一

大阪府豊中市北桜塚三一六一九

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区北野四条四丁目三

番 最後の住所札幌市清田区北野四条四丁目三

番 三三号

被相続人 死 藤井 一則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥

します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

株主名簿上の株主の氏名及び住所

内山 嘉嗣 新潟市中央区蓬田町四丁目二三三

記

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

大阪府大阪市淀川区加島三丁目一四番二四号

藤原工業株式会社

代表取締役 松井 均

株式の種類及び数

普通株式 一〇〇〇株

一〇六四

一〇〇〇株

一〇八八

六〇〇〇株

一〇九一

一二〇〇株

一〇九四

四〇〇〇株

一〇九七

一一三四

同 一六六株

同 同

株券番号

普通株式 一〇六四

一〇八八

六〇〇〇株

一〇九一

一二〇〇株

一〇九四

四〇〇〇株

一〇九七

一一三四

同 一六六株

同 同

株式の種類及び数

普通株式 七五株

株式会社内山組

代表取締役 高橋 賢一

青森県五所川原市中央二丁目一二八番

坂田綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂田 勝幸

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

山口県周南市慶万町一番一九号

医療法人社団千治松呼吸器循環器内科

清算人 千治松洋一

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに神奈川県知事の認可により、令和七年十一月二十八日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目一一番七号

医療法人社団大野歯科医院

清算人 大野 友秀

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年十二月一日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

岐阜県本巣市佐原二四九番地

佐原生産森林組合

清算人 浅野 秀治

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年九月六日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

名古屋市名東区朝日が丘四

○番地レジデンスアルファ二B号)

清算人 三輪 菊江
宗教法人法乗院

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに松山市長の認可により、令和七年十二月一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

新潟県村上市肴町一八番二二号

医療法人ツバキ歯科

清算人 猪野恵一郎

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月二十六日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

愛媛県松山市竹原四丁目二番六二号

医療法人ツバキ歯科

清算人 中村佳寿美

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月二十六日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

福岡市早良区荒江三丁目一五番二一号

医療法人上月内科医院

清算人 太田 友樹

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年八月一日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

石川県小松市日の出町二一五一四

坂上 博

楠野 八郎

高橋 俊一

大阪府豊中市北桜塚三一六一九

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市清田区北野四条四丁目三

番 最後の住所札幌市清田区北野四条四丁目三

番 三三号

被相続人 死 藤井 一則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥

します。

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

株主名簿上の株主の氏名及び住所

内山 嘉嗣 新潟市中央区蓬田町四丁目二三三

記

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

大阪府大阪市淀川区加島三丁目一四番二四号

藤原工業株式会社

代表取締役 松井 均

株式の種類及び数

普通株式 一〇〇〇株

一〇六四

一〇〇〇株

一〇八八

六〇〇〇株

一〇九一

一二〇〇株

一〇九四

四〇〇〇株

一〇九七

一一三四

同 一六六株

同 同

株券番号

普通株式 一〇六四

一〇八八

六〇〇〇株

一〇九一

一二〇〇株

一〇九四

四〇〇〇株

一〇九七

一一三四

同 一六六株

同 同

株式の種類及び数

普通株式 七五株

株式会社内山組

代表取締役 高橋 賢一

青森県五所川原市中央二丁目一二八番

坂田綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 坂田 勝幸

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年一月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

山口県周南市慶万町一番一九号

医療法人社団千治松呼吸器循環器内科

清算人 千治松洋一

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月一日開催の社員総会の決議並びに神奈川県知事の認可により、令和七年十一月二十八日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年一月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月九日

神奈川県伊勢原市伊勢原三丁目一一番七号

医療法人社団大野歯科医院

清算人 大野 友秀

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年十二月一日岐阜県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権

第7期決算公告		令和7年12月18日
株式会社不動産プラットフォーム研究所		神奈川県藤沢市藤沢89番地の1 マイキビル601
代表取締役 藤吉 真史		貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在)		(単位:円)
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 382,865,953 固定資産 14,921,436 合計 397,787,389	
負純 資産 及の び部	流动負債 331,059,323 固定負債 9,100,000 株主資本 57,628,066 資本剰余金 30,000,000 利益剰余金 46,300,353 その他利益剰余金 46,300,353 自己株式 △18,672,287 合計 397,787,389	

第1期決算公告		令和7年12月17日
Starlight Engine株式会社		東京都大田区平和島六丁目1番1号
代表取締役 世古 圭		貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
(単位:円)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 16,624 固定資産 16,624 合計 16,624	
負純 資産 及の び部	流动负债 1,131 株主資本 15,492 資本剰余金 10,000 資本準備金 10,000 利益剰余金 △4,507 その他利益剰余金 △4,507 自己株式 (4,507) 合計 16,624	

第16期決算公告		令和8年1月9日
ホテルベッズ・ジャパン株式会社		東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号 リンクスクエア新宿16階
代表取締役 桜木 達雄		貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
(単位:円)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 137,975 固定資産 8,593 合計 146,568	
負純 資産 及の び部	流动负债 52,474 株主資本 94,093 資本剰余金 500 利益剰余金 93,593 その他利益剰余金 93,593 (うち当期純利益) (19,063) 自己株式 94,093 合計 146,568	

第55期決算公告		令和8年1月9日
愛知県海部郡飛島村金岡29番地		京都市上京区千本通元誓願寺上の南辻町369番地の3
株式会社ケーケーシー情報システム		貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
代表取締役社長 松下 直弘		
(単位:円)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 1,558,012 固定資産 2,729,895 合計 313 総資産 4,288,220	
負純 資産 及の び部	流动负债 1,000,170 固定负债 1,199,336 株主資本 2,088,714 資本剰余金 100,000 利益剰余金 15,000 その他利益剰余金 1,973,714 (うち当期純利益) 1,959,190 合計 4,288,220	

第14期決算公告		令和8年1月9日
愛知県海部郡飛島村金岡29番地		株式会社アイエス
代表取締役 石島 昭彦		貸借対照表の要旨
(単位:円)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 221,293 固定資産 94,371 合計 315,664	
負純 資産 及の び部	流动负债 90,555 固定负债 187,240 株主資本 37,869 資本剰余金 12,000 利益剰余金 25,869 その他利益剰余金 25,869 (うち当期純損失) (39,478) 合計 315,664	

第86期決算公告		令和7年11月27日
静岡県三島市南二日町8番39号		山本建設株式会社
代表取締役 山本 良一		貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
(単位:百万円)		
科 目	金額(百万円)	
資の 産部	流動資産 3,855 固定資産 1,196 合計 5,052	
負純 資産 及の び部	流动负债 1,189 固定负债 256 株主資本 3,605 資本剰余金 70 利益剰余金 3,535 准備金 17 その他利益剰余金 3,518 (うち当期純利益) (181) 合計 5,052	

第5期決算公告		令和8年1月9日
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8		京都三井ビルディング5階
プライムロード株式会社		貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
代表取締役社長 吉川 友貞		
(単位:円)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 69,424 固定資産 137,404 合計 206,828	
負純 資産 及の び部	流动负债 43,073 固定负债 48,431 株主資本 115,323 資本剰余金 72,075 資本準備金 72,075 利益剰余金 △28,826 その他利益剰余金 28,826 (うち当期純損失) (18,049) 合計 206,828	

第12期決算公告		令和8年1月9日
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8		京都三井ビルディング5階
株式会社ストーンフリー		貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
(単位:円)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 64,642 固定資産 171 合計 64,813	
負純 資産 及の び部	流动负债 5,203 固定负债 50,000 株主資本 9,610 資本剰余金 52,300 利益剰余金 △42,689 その他利益剰余金 △42,689 (うち当期純損失) (17,788) 合計 64,813	

第3期決算公告		令和8年1月9日
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8		京都三井ビルディング5階
株式会社AMP. KYOTO		貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)
(単位:円)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 68,607 固定資産 一 合計 68,607	
負純 資産 及の び部	流动负债 70 固定负债 150,000 株主資本 △81,462 資本剰余金 10,000 利益剰余金 △91,462 その他利益剰余金 △91,462 (うち当期純損失) (2,159) 合計 68,607	

第48期決算公告		令和7年12月15日
鹿児島市田上七丁目4番17号		ミドリ安全鹿児島株式会社
代表取締役 吉原 正勝		貸借対照表の要旨
(令和7年9月20日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 267,220 固定資産 6,182 合計 273,403	
負純 資産 及の び部	流动负债 231,900 固定负债 41,502 株主資本 10,000 資本剰余金 31,502 利益剰余金 2,500 准備金 29,002 (うち当期純利益) (28,993) 合計 273,403	

第16期決算公告		令和8年1月9日
鹿児島市与次郎一丁目10番21号		ミイル株式会社
代表取締役 西原 一将		貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)
(単位:千円)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 14,998 固定資産 49,726 合計 64,724	
負純 資産 及の び部	流动负债 6,063 固定负债 58,661 株主資本 10,000 資本剰余金 80,401 利益剰余金 80,401 准備金 △31,739 その他利益剰余金 △31,739 (うち当期純利益) (47,043) 合計 64,724	

第79期決算公告		令和7年12月11日
大阪市西淀川区千舟三丁目3番2号		心斎橋土地建物株式会社
代表取締役社長 米田 和也		貸借対照表の要旨
(令和7年9月30日現在) (単位:百万円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 1,839 固定資産 300 合計 2,139	
負純 資産 及の び部	流动负债 27 固定负债 2,111 株主資本 10 資本剰余金 2,101 利益剰余金 2 准備金 2,099 その他利益剰余金 (1,483) 合計 2,139	

第24期決算公告 令和8年1月9日
東京都豊島区東池袋一丁目11番6号
株式会社セレーン
代表取締役 横山 浩一
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	731,200 12,804
合 計	744,004
負純 資 債 産 及 の び部	147,526 3,228 24,086 24,086 572,391 60,000 512,391 11,958 500,433 (34,089)
合 計	744,004

第7期決算公告 令和7年12月18日
東京都千代田区岩本町三丁目3番3号
スマートヘッジ株式会社
代表取締役 沢田 知規
貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

貢益対照表の要旨(第1四半期)		金額(円)
科	目	金額(円)
資の 産部	流動資産	134,764,572
	固定資産	157,000
	資産合計	134,921,572
負純 資 産 及 び部	流動負債	1,772,750
	固定負債	64,307,662
	負債合計	66,080,412
資 産 及 び部	株主資本	68,841,160
	資本剰余金	10,000,000
	利益剰余金	58,841,160
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	58,841,160 (26,985,213)
	純資産合計	68,841,160
負債・純資産合計		134,921,572

第3期決算公告 令和8年1月9日
東京都板橋区前野町四丁目22番17号
株式会社ピックカメラホールディングス

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)		代表取締役 小峰 浩一
科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	78,456
	固定資産	4,599
負純 資産 及の び部	合計	83,056
	流動負債	66,431
資本	株主資本	16,625
	利益剰余金	20,000
その他の利益剰余金	△3,375	
	(うち当期純利益)	△3,375
合計		(8,373)
		83,056

第12期決算公告 令和7年12月12日
東京都港区芝浦3丁目6番14号3階
株式会社リブ
代表取締役 松本 洋介
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	435,265
	固定資産	272,741
資産合計		708,007
負純 資產 及の び部	流动負債	348,463
	固定負債	253,119
資本	定資本	104,933
	資本剰余	90,000
資本準備金	資本準備金	600,512
	資本剰余金	600,512
利益	利益剰余金	△585,579
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	△585,579
新株予約権	新株予約権	(13,648)
	負債・純資産合計	1,491
負債・純資産合計		708,007

第12期決算公告 令和8年1月9日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目11番12号
株式会社WILLBY
代表取締役 金子 涉
貸付封印書の郵便(令和8年1月31日現在)

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	536,429 62,957 合計 599,386
負純 資産 及の び部	75,230 20,777 20,000 504,155 2,000 502,155 500 501,655 (90,356) 合計 599,386

第8期決算公告 令和8年1月9日
東京都豊島区高田三丁目23番23号
株式会社ビックカメラ楽天
代表取締役 烟中 英治
貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)

科 目		金額(千円)
資の 産部	流動資産	3,052,335
	固定資産	2,869
合 計		3,055,204
負純 資産 及の び部	流动負債	2,281,499
	賞与引当金	3,366
	株主資本	773,705
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	650,000
	資本準備金	375,000
	その他資本剰余金	275,000
	利益剰余金	23,705
	その他利益剰余金 (うち当期純利益)	23,705 (81,037)
	合 計	3,055,204

第 7 期 決 算 公 告

令和8年1月9日

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
京都三井ビルディング5階

株式会社クロスリアリティ
代表取締役社長 齋藤 公男

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	62,422	流动負債	5,928
固定資産	6,928	(うち) 資本引当金	(1,566)
		定資本	113,507
		株主資本	△50,084
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		資本剰余金	150,000
		利潤剰余金	△350,084
		その他利益剰余金	△350,084
		(うち) 当期純利益	(13,820)
資産合計	69,351	負債・純資産合計	69,351

神奈川県横浜市西区高島一丁目一番二号
独立行政法人日本高速道路保有・
債務返済機構
理 事 長 高 松 勝
大阪府大阪市北区堂島一丁目六番三〇号
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝 村 善 治

西日本高速道路株式会社社債の債権者各位
西日本高速道路株式会社第64回及び第96回
社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道
路保有・債務返済機構併存の債務引受け条
件）につきましては、令和七年十二月二十六
日付で、独立行政法人日本高速道路保有・債
務返済機構が債務引受けを行い、西日本高速道
路株式会社と連帶して弁済の責めを負うこと
になり、社債管理者は、右記社債にかかる管
理委託契約の関連条項を独立行政法人日本高
速道路保有・債務返済機構が承認したことを
確認いたしましたのでお知らせいたします。

乙の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	38,257
	固定資産	165,179
	基本財産	56,667
	その他の固定資産	108,512
	合 計	203,437
負純 資産 及の び部	流动负债	12,263
	固定负债	0
	基本本金	29,364
	国庫補助金等特別積立金	21,342
	その他の積立金	85,300
	次期繰越活動増減差額	55,167
(うち当期活動増減) (差額)		(7,315)
合 計		203,437

甲の貸借対照表の要旨

(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目		金額
資の 産部	流動資産	52,729
	固定資産	507,023
	基本財産	369,935
	その他の固定資産	137,088
	合 計	559,753
負純 資産 及の び部	流动负债	8,848
	固定负债	82,404
	基本本	10,000
	国庫補助金等特別積立金	166,318
	その他の積立金	66,000
	次期繰越活動増減差額	226,183
	(うち当期活動増減差額)	(39,715)
合 計		559,753

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月九日

福岡県久留米市田主丸町菅原八〇〇番
（甲）社会福祉法人みどりの福祉会 理事長 赤星 桂子
（乙）社会福祉法人高良内福祉会 理事長 中川 秀夫

第38期決算公告

令和8年1月9日

広島県呉市倉橋町747番地の5
倉橋島海産株式会社
代表取締役 西原一将

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	614,079	流動負債	1,115,580
固定資産	355,210	賞与引当金	2,259
		固定負債	2,652
		退職給付引当金	2,652
		株主資本	△149,295
		資本金	30,000
		利益剰余金	△179,295
		その他利益剰余金	△179,295
		(うち当期純利益)	(24,782)
		評価・換算差額等	352
		その他有価証券評価差額金	352
資産合計	969,289	負債・純資産合計	969,289

第24期決算公告

令和8年1月9日

兵庫県芦屋市打出小桜町8番15号2階
株式会社アイ・キューブ
代表取締役 西原一将

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	45,005	流動負債	19,417
固定資産	164,599	賞与引当金	3,483
		固定負債	149,590
		退職給付引当金	601
		役員退職慰労引当金	35,000
		株主資本	39,994
		資本金	11,000
		利益剰余金	28,994
		その他利益剰余金	28,994
		(うち当期純利益)	(21,515)
		評価・換算差額等	603
		その他有価証券評価差額金	603
資産合計	209,604	負債・純資産合計	209,604

第34期決算公告

令和8年1月9日 東京都豊島区東池袋一丁目11番6号 株式会社生毛工房 代表取締役 滝口昌雄

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	993,960	流動負債	305,529
固定資産	24,265	賞与引当金	26,925
		固定負債	130,734
		退職給付引当金	130,734
		株主資本	581,962
		資本金	10,000
		資本剰余金	190,000
		資本準備金	1,000
		その他資本剰余金	189,000
		利益剰余金	381,962
		利益準備金	2,400
		その他利益剰余金	379,562
		(うち当期純利益)	(166,757)
資産合計	1,018,225	負債・純資産合計	1,018,225

第37期決算公告

令和8年1月9日 埼玉県戸田市美女木五丁目19番地8 株式会社ピックロジサービス 代表取締役 吉岡英樹

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,018,131	流動負債	1,919,052
固定資産	4,000,811	賞与引当金	203,313
		固定負債	2,266,684
		退職給付引当金	35,579
		株主資本	1,833,205
		資本金	40,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	1,773,205
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	1,773,105
		(うち当期純利益)	(108,929)
資産合計	6,018,942	負債・純資産合計	6,018,942

第3期決算公告

令和8年1月9日 東京都豊島区高田三丁目23番23号 株式会社ピックデジタルファーム 代表取締役 齋藤徳

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	377,970	流動負債	240,723
固定資産	24,956	賞与引当金	57,071
		固定負債	47,346
		退職給付引当金	47,346
		株主資本	114,858
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	14,858
		その他利益剰余金	14,858
		(うち当期純利益)	(42,150)
資産合計	402,926	負債・純資産合計	402,926

第24期決算公告

令和8年1月9日 東京都豊島区高田三丁目23番22号 株式会社ピック酒販 代表取締役 小堺絢介

貸借対照表の要旨(令和7年8月31日現在)(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,101,616	流動負債	1,320,817
固定資産	284,669	賞与引当金	68,011
		固定負債	305,820
		退職給付引当金	305,820
		株主資本	759,648
		資本金	50,000
		資本剰余金	75,576
		資本準備金	75,576
		利益剰余金	634,073
		その他利益剰余金	634,073
		(うち当期純利益)	(217,139)
資産合計	2,386,286	負債・純資産合計	2,386,286

第26期決算公告

令和8年1月9日 東京都千代田区麹町四丁目5番地20 K'Sビル4階、7階、8階 ザイコンジャパン株式会社 代表取締役 星名勧

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(円)
資の産部	197,042,811
固定資産	33,972,555
資産合計	231,015,366
負純資産及のび部	57,293,625
流動負債	1,135,238
有給休暇引当金	421,571,800
固定負債	69,747,478
退職給付引当金	△247,850,059
株主資本	10,000,000
資本	△257,850,059
利益剰余金	△257,850,059
その他利益剰余金	(4,347,533)
負債・純資産合計	231,015,366

第1期決算公告

令和8年1月9日 札幌市西区琴似二条四丁目1番24号 ヤマチビル2階

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	9,467
流動資産	369
繰延資産	
合計	9,837
負純資産及のび部	61
流動負債	9,776
株主資本	10,000
資本	△224
利益剰余金	△224
合計	9,837
注) 当期純損失	224千円

資本の額の減少公告
当社は、資本の額を九百八十万円減少し
二十万円とするにいたしました。
株主総会の決議は、令和七年十一月二十七
日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
に提出されたお申出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。

令和八年一月九日 札幌市西区琴似二条四丁目1番24号 ヤマチビル2階
代表取締役 大隅 美歩

第72期決算公告

令和8年1月9日

青森県黒石市大字前町43番地

株式会社マルニ商店

代表取締役 鳴海 優子

貸借対照表の要旨

(令和7年5月20日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流動資産	102,287
固定資産	1,847
合 計	104,134
負純資産及び部	
流動負債	63,195
固定負債	40,939
資本	15,000
利益	25,939
(うち当期純利益)	(△737)
合 計	104,134

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司の最終の事業年度に関する貸借対照表は、左記のとおりです。

令和8年1月9日

青森県黒石市大字前町43番地

株式会社マルニ商店

代表取締役 鳴海 優子

第16期決算公告 令和8年1月9日

東京都新宿区西新宿1-25-1
新宿センタービル33階

株式会社RMパートナーズ

代表取締役 正井 巨一

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	11,580,543
固定資産	329,476
合 計	11,910,020
負純資産及び部	
流動負債	508,941
固定負債	10,183,837
資本	1,217,240
利益	100,000
剰余金	1,117,240
その他利益剰余金	1,117,240
(うち当期純利益)	(696,327)
合 計	11,910,020

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円増額し、同時に資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月9日

東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル33階

株式会社RMパートナーズ

代表取締役 正井 巨一

第4期決算公告 令和8年1月9日

大阪府吹田市山田丘2番8号
株式会社EX-Fusion

代表取締役 松尾 一輝

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,559,171
固定資産	24,932
合 計	1,584,103
負純資産及び部	
流動負債	72,697
固定負債	47,008
資本	1,464,398
利益	100,000
剰余金	2,951,345
資本準備金	2,951,345
利益剰余金	△1,586,947
その他利益剰余金	△1,586,947
(うち当期純損失)	(834,510)
合 計	1,584,103

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を十三億三千九百七十六千八百四十八円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和8年1月9日

大阪府吹田市山田丘2番8号

株式会社EX-Fusion

代表取締役 松尾 一輝

官報掲載事項記載書面

官報サービスセンターでは、官報発行サイトで発行された「官報」に掲載された情報を記載した「官報掲載事項記載書面」の交付を行っています。書面の交付をご希望の方は、最寄りの官報サービスセンターにお問合せください。

(手数料)

- 1部単位 32頁までごとにつき140円 (非課税・配送料別)
- 定期送付 1か月当たり2,000円 (非課税・配送料別)

(官報サービスセンター一覧)

https://www.cao.go.jp/others/soumu/kanpo/pdf/kanpo_sc.pdf

内閣府

第1期決算公告

令和8年1月9日 東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーザンテラス

ARTS-4株式会社

代表取締役 水谷 光太

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	
流動資産	100,000
固定資産	100,000
合 計	200,000
負純資産及び部	
流動負債	5,800
固定負債	94,200
資本	50,000
剰余金	50,000
資本準備金	50,000
剰余金	50,000
その他の利益剰余金	△5,800
(うち当期純損失)	(5,800)
合 計	100,000

第62期決算公告 令和7年12月12日

東京都中央区日本橋馬喰町2-7-8

株式会社岡村

代表取締役 磯部 直美

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,914,662
固定資産	953,775
合 計	2,868,437
負純資産及び部	
流動負債	856,620
固定負債	747,877
資本	1,263,940
剰余金	30,000
資本準備金	1,233,940
剰余金	7,500
その他の利益剰余金	1,226,440
(うち当期純利益)	(115,207)
合 計	2,868,437

第43期決算公告 令和7年12月12日

東京都中央区日本橋馬喰町2-7-8

東幸通商株式会社

代表取締役 磯部 直美

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,199,515
固定資産	89,483
合 計	2,288,998
負純資産及び部	
流動負債	661,540
固定負債	—
資本	1,627,458
剰余金	20,000
資本準備金	1,607,458
剰余金	5,000
その他の利益剰余金	1,602,458
(うち当期純利益)	(89,417)
合 計	2,288,998

第57期決算公告 令和7年12月12日

東京都中央区日本橋馬喰町2-7-8

株式会社岡村総業

代表取締役 磯部 直美

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	
流動資産	822,414
固定資産	969,780
合 計	1,792,194
負純資産及び部	
流動負債	452,962
固定負債	303,276
資本	1,035,956
剰余金	50,000
資本準備金	985,956
剰余金	12,500
その他の利益剰余金	973,456
(うち当期純利益)	(76,429)
合 計	1,792,194

第9期決算公告 令和8年1月9日
宮城県栗原市若柳字大林新寺浦1番地
株式会社ハイレックス宮城
代表取締役 岡田 政志

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	749,296
流動 資産	799,870
固 定 資産	
合 計	1,549,166
負純 資産 及び部	
流動 負債	987,491
固 定 負債	719,577
資本	△157,902
資本	499,000
資本	499,000
資本	499,000
利益	△1,155,902
その他利益	(うち当期純損失) △1,155,902
合 計	(13,543)
合 計	1,549,166

第62期決算公告 令和8年1月9日
愛媛県今治市恵美須町二丁目4番地6号

小松海運株式会社

代表取締役 別宮 泰名

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	625,359
流動 資産	8,327,857
固 定 資産	
合 計	8,953,216
負純 資産 及び部	
流動 負債	276,650
固 定 負債	10,832,179
資本	△2,155,613
資本	30,000
資本	△2,185,613
利益	△2,185,613
その他利益	(うち当期純損失) (265,236)
合 計	8,953,216

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第26期決算公告 令和7年12月12日
東京都千代田区有楽町二丁目2番1号
株式会社スパー
代表取締役社長 林 博久

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	20,485
流動 資産	54
固 定 資産	
合 計	20,539
負純 資産 及び部	
流動 負債	11,682
固 定 負債	
合 計	11,682
株主資本	8,857
資本	10,000
利益	△1,142
その他利益	△1,142
純 資産 合計	8,857
負債・純資産合計	20,539

第50期決算公告 令和8年1月9日
愛媛県四国中央市三島宮川四丁目10番50号
株式会社井原組
代表取締役 井原 育子

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	44,582
流動 資産	18,929
固 定 資産	
合 計	63,512
負純 資産 及び部	
流動 負債	194
固 定 負債	77,548
資本	△14,231
本金	20,000
利益	△34,231
その他利益	500
純 資産 合計	△34,731
負債・純資産合計	(17,151)
合 計	63,512

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千五百万円減少し、五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第5期決算公告 令和8年1月9日
東京都渋谷区代々木四丁目62番7号
パークハウス代々木参宮橋103
株式会社Cittadelai
代表取締役 小林 裕宜

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	718
流動 資産	60
固 定 資産	
合 計	778
負純 資産 及び部	
流動 負債	132
(賞与引当金)	(7)
固 定 負債	2
資本	643
本金	100
利益	457
その他利益	85
純 資産 合計	85
負債・純資産合計	(73)
合 計	778

第22期決算公告 令和8年1月9日 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
Lumina特定目的会社
取締役 山崎 亮雄

貸借対照表の要旨(令和7年9月20日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
特 定 資 産	10,166	流 动 负 债	74
流 动 資 産	198	固 定 负 债	10,065
固 定 資 産	9,968	负 债 合 计	10,140
有 形 固 定 資 産	9,960	社 员 資 本	204
投 資 そ の 他 の 資 産	7	特 定 资 本	338
そ の 他 の 資 産	178	優 先 资 本	396
そ の 他 の 資 産	109	剩 余 资 本	△529
流 繰 動 資 產	68	当 期 未 处 理 損 失	529
資 产 合 计	10,344	纯 資 产 合 计	204
		负 债 ・ 纯 资 产 合 计	10,344

損益計算書の要旨
(自令和6年9月21日)
(至令和7年9月20日)
(単位:百万円)

科 目	金 额
營業収益	558
営業費用	714
営業外収益	155
営業外費用	9
常勤従業員給料	146
税引前当期純損失及び	146
法人税、事業税	0
当期純損失	146

第1期決算公告 令和8年1月9日
東京都港区元麻布三丁目1番6号
Axpo Solutions Japan株式会社
代表取締役 ホーコン・ローネ

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	38,064
流動 資産	10,528
固 定 資産	
合 計	48,592
負純 資産 及び部	
流動 負債	11,446
(賞与引当金)	(2,003)
固 定 負債	70,000
資本	△32,853
本金	1,500
利益	1,500
その他利益	1,500
純 資産 合計	△35,853
負債・純資産合計	△35,853
合 計	(35,853)
合 計	48,592

第1期決算公告 2026年1月9日 東京都新宿区下宮比町1番4号
特定目的会社ニセコリゾートホテル
取締役 石田 泉

貸借対照表の要旨(2025年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额
特 定 資 産 の 部	4,335,263	流 动 负 债	34,704
固 定 資 產	4,335,263	负 债 の 部 合 计	34,704
そ の 他 の 資 産 の 部	395,356	社 员 資 本	4,695,914
流 动 資 產	395,356	特 定 资 本	100
		优 先 资 本	4,700,000
		剩 余 资 本	△4,185
		当 期 未 处 理 損 失	4,185
		纯 資 产 の 部 合 计	4,695,914
資 产 合 计	4,730,619	负 债 ・ 纯 资 产 合 计	4,730,619

損益計算書の要旨
(自2025年6月10日)
(至2025年9月30日)
(単位:千円)

科 目	金 额
營業費用	3,947
営業損失	3,947
常勤従業員給料	3,947
税引前当期純損失及び	3,947
法人税、事業税	237
当期純損失	4,185
当期未処理損失	4,185

第23期決算公告

令和8年1月9日
東京都豊島区南大塚三丁目10番10号
株式会社アイ・コーリング
代表取締役 洲崎 智広
貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	6,172
流動資産	19
固定資産	
合 計	6,191
負純資産及び部	
流動負債	798
固定負債	5,393
資本	15,000
利益	△9,607
その他利益	△9,607
余剰金	(1,157)
合 計	6,191

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し、
一〇〇〇万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和8年1月9日

東京都豊島区南大塚三丁目10番10号

株式会社アイ・コーリング
代表取締役 洲崎 智広

第2期決算公告

令和8年1月9日
東京都港区元麻布三丁目1番6号
Axpo Japan株式会社
代表取締役 ホーコン・ローネ
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	330,010
流動資産	34,709
固定資産	
合 計	364,720
負純資産及び部	
流動負債	353
固定負債	364,366
資本	1,000
利益	382,064
その他利益	382,064
余剰金	△18,698
準備金	△18,698
利潤	(18,634)
合 計	364,720

第46期決算公告

令和8年1月9日
名古屋市中川区小本本町一丁目21番地
株式会社ナガラ
代表取締役会長 早瀬 實
代表取締役社長 武原 謙二
貸借対照表の要旨
(令和7年9月20日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,193,144	流動負債	1,305,006
固定資産	1,580,074	固定負債	1,397,881
合 計	26,083	資本	96,414
		利益	200,000
		余剰金	300,000
		準備金	△403,585
		利潤	3,307
		その他利益	△406,893
		余剰金	(12,454)
資産合計	2,799,302	負債・純資産合計	2,799,302

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億五千万円減少し、
五千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和8年1月9日
名古屋市中川区小本本町一丁目21番地
株式会社ナガラ
代表取締役会長 早瀬 實
代表取締役社長 武原 謙二

官報掲載事項記載書面
官報サービスセンターでは、官報発行サイトで発行された「官報」に掲載された情報を記載した「官報掲載事項記載書面」の交付を行っています。

書面の交付をご希望の方は、最寄りの官報サービスセンターにお問合せください。
(手数料)・1部単位 32頁までごとにつき140円(非課税・配送料別)
定期送付 1か月当たり2,000円(非課税・配送料別)

(官報サービスセンター一覧) https://www.cao.go.jp/others/soumu/kanpo/pdf/kanpo_sc.pdf

第22期決算公告

令和8年1月9日
大阪市住之江区新北島二丁目8番7号
株式会社アサカ食品
代表取締役 樋口佳津子
貸借対照表の要旨
(令和7年2月28日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	32,645
流動資産	21,781
固定資産	
合 計	54,427
負純資産及び部	
流動負債	12,965
固定負債	181,295
資本	139,833
利益	10,000
その他利益	149,833
余剰金	149,833
準備金	(11,879)
合 計	54,427

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業に関する権利義務を承継乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は令和8年2月二十八日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に予定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 左記のとおりです。
令和8年1月9日
大阪市住之江区新北島二丁目八番七号
(甲) 株式会社がつづりフーズ
代表取締役 樋口佳津子
(乙) 株式会社アサカ食品
代表取締役 樋口佳津子



第10期決算公告

令和8年1月9日
東京都千代田区紀尾井町3-8
第2紀尾井町ビル903
トキワコンサルティング株式会社
代表取締役 篠村 保之
貸借対照表の要旨
(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資の 産部	814,861	流動負債	934,853
流動資産	102,933	固定負債	14,306
固定資産	32,732	合 計	949,159
合 計		株主資本	1,368
		資本	95,000
		資本	85,000
		資本	85,000
		資本	△178,631
		資本	△178,631
		資本	(49,449)
		資本	1,368
資産合計	950,527	純資産合計	950,527

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は、左記の通りです。
令和8年1月9日
東京都千代田区紀尾井町3-8
尾井町ビル九〇三
トキワコンサルティング株式会社
代表取締役 篠村 保之

内閣府

第4期決算公告 令和8年1月9日
大阪市西区新町三丁目6番10号
INSOU Japan Story株式会社
代表取締役 永田 賢弘

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	424,436
固定資産	221,899
合 計	646,335
負純 資産 及の び部	
流動負債	271,808
固定負債	151
株主資本	374,376
資本	50,000
資本剰余金	258,135
その他資本剰余金	258,135
利益剰余金	66,241
その他利益剰余金	66,241
(うち当期純利益)	(104,947)
合 計	646,335

第4期決算公告 令和8年1月9日
東京都千代田区神田東松下町1番地1
アスリートメッド株式会社

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	286,722,033
固定資産	409,329,593
資産延滞	3,000,000
合 計	699,051,626
負純 資産 及の び部	
流動負債	170,979,807
固定負債	917,666
株主資本	66,573,918
資本	461,497,901
資本剰余金	224,076,750
その他資本剰余金	223,076,750
利益剰余金	223,076,750
その他利益剰余金	14,344,401
(うち当期純利益)	14,344,401
合 計	(128,267)
負債・純資産合計	699,051,626

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一七四、〇七六、七五〇円減少し、その全額を資本準備金とする
ことにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第23期決算公告 令和7年11月27日
兵庫県神戸市中央区江戸町98-1
株式会社インキューブ
代表取締役 大坪 修一

貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	23,482
固定資産	1,003
合 計	24,485
負純 資産 及の び部	
流動負債	6,812
固定負債	25,457
株主資本	△7,784
資本	10,000
資本剰余金	△17,784
その他利益剰余金	△17,784
(うち当期純利益)	(1,526)
合 計	24,485

第9期決算公告 令和8年1月9日
神奈川県横浜市中区扇町三丁目8番4号
株式会社横浜エクセレンス
代表取締役 桜井 直哉

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	257,694
固定資産	8,349
資産延滞	2,512
合 計	268,555
負純 資産 及の び部	
流動負債	143,172
固定負債	30,956
株主資本	94,427
資本	110,000
資本剰余金	175,000
その他資本剰余金	175,000
利益剰余金	△190,573
その他利益剰余金	△190,573
(うち当期純損失)	(192,372)
合 計	268,555
負債・純資産合計	268,555

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を九千万円減少し、それぞれ一千円、八千五百円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、令和七年十一月二十七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第13期決算公告 令和8年1月9日
山形県米沢市中田町1944番地の1
株式会社一文字屋
代表取締役 鈴木 純一

貸借対照表の要旨(令和7年7月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	25,726
固定資産	1,035
合 計	26,761
負純 資産 及の び部	
流動負債	10,278
株主資本	16,483
資本	5,000
資本剰余金	11,483
その他利益剰余金	11,483
(うち当期純利益)	(122)
合 計	26,761

第36期決算公告 令和8年1月9日
山形県米沢市中田町1944番地の1
テン・ソフトウェア株式会社
代表取締役 鈴木 純一

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)(単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	227,434
固定資産	17,368
合 計	244,802
負純 資産 及の び部	
流動負債	79,115
株主資本	165,687
資本	10,000
資本剰余金	162,887
その他資本剰余金	150
利益剰余金	162,737
その他利益剰余金	(10,731)
自己株式	△7,200
合 計	244,802

合併公報
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継した。乙は解散することにいたしました。両社の効率化存続日は令和八年四月一日であります。この合併の承認決議は甲一日であります。令和七年十二月三十日に終了しており、乙について令和八年一月八日まであります。この合併に對し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

決算公告 令和8年1月9日
福岡市東区みなと香椎三丁目6番3号
株式会社九州輸送サービス
代表取締役 宇都宮 剛

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	1,069,606
固定資産	1,504,877
合 計	2,574,484
負純 資産 及の び部	
流動負債	679,810
固定負債	1,282,041
株主資本	612,632
資本	30,000
資本剰余金	4,000
その他資本剰余金	4,000
利益剰余金	578,632
繰越利益剰余金	578,632
(うち当期純利益)	(38,224)
合 計	2,574,484
負債・純資産合計	2,574,484

決算公告 令和8年1月9日
東京都江東区牡丹一丁目15番5号
株式会社沖縄輸送サービス
代表取締役 高宮城実人

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	2,998,361
固定資産	949,814
合 計	3,948,176
負純 資産 及の び部	
流動負債	1,228,962
株主資本	2,719,424
資本	30,000
資本剰余金	2,689,424
その他資本剰余金	30,000
繰越利益剰余金	2,659,424
評価差額金	△210
その他有価証券評価差額金	△210
差額金	(336,153)
合 計	3,948,176
負債・純資産合計	3,948,176

合併公報
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に對し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

最終貸借対照表 令和8年1月9日
島根県益田市大草町1088番地10
社会福祉法人益田東部福祉会
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 26,524
	固定資産 170,104
	基本財産 90,098
	その他の固定資産 80,006
合 計	196,628
負純 資 産 及 の び 部	流动負債 4,507
	固定負債 —
	基本資本 25,390
	国庫補助金等特別積立金 71,704
	その他の積立金 72,740
	次期繰越活動増減差額 (△20,095)
合 計	196,628

最終貸借対照表 令和8年1月9日
島根県益田市高津町1255番地1
社会福祉法人暁ほほえみ福祉会
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 217,826
	固定資産 1,068,450
	基本財産 870,583
	その他の固定資産 197,866
合 計	1,286,276
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 97,184
	固定负债 580,245
	基本资本 73,052
	国庫補助金等特別積立金 265,074
	その他の積立金 92,559
	次期繰越活動増減差額 (15,323)
合 計	1,286,276

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第12期決算公告
令和8年1月9日
栃木県矢板市扇町二丁目5番17号
株式会社東昭建設
代表取締役 島田 秀貴
貸借対照表の要旨(令和7年5月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 571,611
	固定資産 29,024
	合 計 600,635
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 144,903
	固定负债 18,022
	股本 437,710
	資本剰余金 98,000
	資本準備金 100,000
	(その他資本剰余金) (100,000)
利 益 剰 余 金	239,710
(その他利益剰余金)	(239,710)
(うち当期純利益)	(62,780)
合 計	600,635

第13期決算公告
令和8年1月9日
千葉県柏市豊四季1004番地
株式会社セナリオU・エコヴィレッジ
代表取締役 島田 秀貴
貸借対照表の要旨(令和7年9月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 337,125
	固定資産 547,676
	合 計 3,295
負純 資 産 及 の び 部	流動負債 888,096
	固定負債 28,120
	股本 361,622
	資本剰余金 498,354
	資本準備金 5,000
	(その他資本剰余金) (493,354)
利 益 剰 余 金	(56,520)
(うち当期純利益)	
合 計	888,096

吸収分割公告
左記会社は吸収分割をして甲は乙の所有する物件(栃木県さくら市喜連川借地)の事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させる事務所にいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。左記のとおりです。

第1期決算公告
令和8年1月9日
東京都渋谷区神宮前六丁目19番16号
サイファーアーグループ株式会社
代表取締役 藤原 雅生
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 143,452
	固定資産 20,000
	合 計 163,452
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 544
	固定负债 143,000
	股本 19,908
	資本剰余金 10,000
	資本準備金 10,000
	(その他資本剰余金) △91
利 益 剰 余 金	△91
(うち当期純損失)	
合 計	163,452

第27期決算公告
令和8年1月9日
東京都渋谷区神宮前六丁目19番16号
サイファー株式会社
代表取締役 藤原 雅生
貸借対照表の要旨(令和7年4月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 280
	固定資産 345
	合 計 626
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 139
	固定负债 234
	股本 251
	資本剰余金 50
	資本準備金 201
	(その他資本剰余金) 201
利 益 剰 余 金	(29)
(うち当期純利益)	
合 計	626

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

乙の貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 77,643
	固定資産 434,333
	基本財産 431,120
	その他の固定資産 3,212
合 計	511,976
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 49,331
	固定负债 285,091
	股本 218,855
	資本準備金 119,066
	その他の積立金 —
	次期繰越活動増減差額 △160,368
(うち当期活動増減差額)	(△6,115)
合 計	511,976

甲の貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	流動資産 831,784
	固定資産 6,330,471
	基本財産 5,805,613
	その他の固定資産 524,858
合 計	7,162,256
負純 資 産 及 の び 部	流动负债 1,043,866
	固定负债 2,889,639
	股本 693,877
	資本準備金 1,933,295
	その他の積立金 5,450
	次期繰越活動増減差額 596,127
(うち当期活動増減差額)	(14,141)
合 計	7,162,256

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、両法人の最終会計年度に係る貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第11期決算公告

令和8年1月9日 東京都港区東新橋2丁目3番3号
株式会社メディカルノート

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	755,002	流动負債	258,254
固定資産	366,169	固定負債	431,724
		株主資本	352,123
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,380,557
		その他資本剰余金	4,380,557
		利益剰余金	△4,074,484
		その他利益剰余金	△4,074,484
		(うち当期純損失)	(444,881)
		自己株式	△53,950
		評価・換算差額等	△929
		その他有価証券評価差額金	△929
		新株予約権	80,000
資産合計	1,121,172	負債・純資産合計	1,121,172

第36期決算公告

令和7年12月11日 東京都千代田区神田錦町二丁目11番地
コスモス商事株式会社
代表取締役 寺田 武春

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,809,842	流动負債	5,221,217
固定資産	36,330	固定負債	4,570
		(うち退職給付引当)	(4,570)
		株主資本	3,588,773
		資本金	100,000
		利益剰余金	3,488,773
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,463,773
		(うち当期純利益)	(846,751)
		評価・換算差額等	31,611
		繰延ヘッジ損益	31,611
資産合計	8,846,171	負債・純資産合計	8,846,171

第21期決算公告

令和8年1月9日

埼玉県所沢市小手指町一丁目1番地4

株式会社住協ホールディングス

代表取締役 安永 久人

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	39,668
固定資産	33,362
	流动負債
	(うち賞与引当金)
	固定負債
	(うち退職給付引当)
	負債合計
	67,493
	株主資本
	資本金
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	自己株式
	△476
	純資産合計
	5,538
資産合計	73,031
	負債・純資産合計
	73,031

損益計算書の要旨 (自令和6年10月1日) 至令和7年9月30日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	1,594	税引前当期純利益	107
売上原価	921	法人税、住民税及び事業税	34
売上総利益	673	法人税等調整額	△1
販費及び一般管理費	540	当期純利益	74
営業利益	132		
営業外収益	0		
営業費用	25		
常勤経理	107		

第44期決算公告

令和8年1月9日 埼玉県狭山市狭山台四丁目27番38号
住協建設株式会社

代表取締役 安永 久人

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	78,994
固定資産	6,237
	流动負債
	(うち賞与引当金)
	(うち工事補償引当)
	固定負債
	(うち退職給付引当)
	負債合計
	50,484
	株主資本
	資本金
	資本剰余金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
資産合計	34,747
	負債・純資産合計
	85,231

損益計算書の要旨 (自令和6年10月1日) 至令和7年9月30日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	66,459	税引前当期純利益	6,534
売上原価	56,850	法人税、住民税及び事業税	2,178
売上総利益	9,609	法人税等調整額	18
販費及び一般管理費	2,931	当期純利益	4,337
営業利益	6,678		
営業外収益	297		
営業費用	440		
常勤経理	6,534		

第47期決算公告

令和8年1月9日 埼玉県所沢市小手指町一丁目1番地4
株式会社住協

代表取締役 安永 久人

貸借対照表の要旨 (令和7年9月30日現在) (単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産	56,386
固定資産	8,421
	流动負債
	(うち賞与引当金)
	固定負債
	(うち退職給付引当)
	負債合計
	33,411
	株主資本
	資本金
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金
	その他利益剰余金
	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
資産合計	64,808
	負債・純資産合計
	64,808

損益計算書の要旨 (自令和6年10月1日) 至令和7年9月30日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	38,669	税引前当期純利益	4,872
売上原価	29,331	法人税、住民税及び事業税	1,592
売上総利益	9,338	法人税等調整額	82
販費及び一般管理費	4,089	当期純利益	3,197
営業利益	5,249		
営業外収益	79		
営業費用	456		
常勤経理	4,872		

決算公告 令和8年1月9日
兵庫県三木市別所町西這田573-62
株式会社灘銘木店
代表取締役 吉本 満

貸借対照表の要旨(令和7年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	100,703
固定資産	73,679
合 計	174,383
負純 資産 及び の び 部	
流動負債	23,024
固定負債	35,676
株主資本	115,682
資本利益	14,000
資本剩余金	102,362
資本準備金	19,000
その他利益	83,362
利益準備金	(724)
その他利益剩余金	△680
自己株式	174,383

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。効力発生日は令和8年2月20日であり、株主総会の決議は令和7年十二月二十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

代表取締役 吉本 満
兵庫県三木市別所町西這田573-62
株式会社灘銘木店

第79期決算公告 令和8年1月9日
愛媛県喜多郡内子町内子2240番地1
森文醸造株式会社
代表取締役 森 秀夫

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	192,176
固定資産	47,030
合 計	239,207
負純 資産 及び の び 部	
流動負債	4,731
株主資本	234,475
資本利益	27,762
資本剩余金	206,712
資本準備金	4,278
その他利益	202,434
利益準備金	(7,689)
合 計	239,207

合併公告
左記会社は合併して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の合併の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
令和8年1月9日 愛媛県喜多郡内子町内子2240番地1
代表取締役 森文醸造株式会社
森醉卵○研七秀究番地夫所地夫

第10期決算公告

令和8年1月9日

埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目2番1

号エイパックタワー浦和オフィス西館

M E ホールディングス株式会社

代表取締役 小柳 敏

貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	620,357
固定資産	380,980
合 計	1,001,337
負債及び純資産の部	
流動負債	216,504
固定負債	221,101
退職給付引当金	2,950
株主資本	563,731
資本利益	10
資本剩余金	268,649
資本準備金	268,649
その他利益	295,071
利益準備金	295,071
その他利益剩余金	(65,534)
合 計	1,001,337

合併公告
左記会社は合併して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、令和8年2月20日までにお申し出ください。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和8年1月9日 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目2番1
号エイパックタワー浦和オフィス西館
(甲) M E ホールディングス株式会社
M E ホーム計画所沢横尾樹会館彦社 一敏社
号埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目二番一
号エイベックスタワー浦和オフィス西館一
M E マイホーム計画所沢横尾樹会館彦社 一敏社

第5期決算公告令和8年1月9日 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目2番1
号エイパックタワー浦和オフィス西館**M E マイホーム計画所沢株式会社**

代表取締役 横尾 樹彦

貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	
流動資産	55,269
固定資産	20,923
合 計	76,193
負純 資産 及び の び 部	
流動負債	109,259
固定負債	30,398
退職給付引当金	3,320
株主資本	△63,464
資本利益	10,000
資本準備金	△73,464
その他利益	△73,464
利益準備金	(50,710)
その他利益剩余金	
合 計	76,193

第30期決算公告

令和8年1月9日

東京都豊島区東池袋一丁目6番7号

株式会社東京計画

代表取締役 安部 徹

貸借対照表の要旨

(令和7年8月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	2,616,079
固定資産	7,866,839
合 計	10,482,917
負債及び純資産の部	
流動負債	320,250
固定負債	16,021
退職給付引当金	2,310,119
株主資本	6,960
資本利益	6,616,447
資本剰余金	10,000
その他資本剰余金	10,000
利益剰余金	6,596,447
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	6,593,947
(うち当期純利益)	(221,089)
評価・換算差額等	1,236,102
その他有価証券評価差額金	1,236,102
合 計	10,482,917
負債・純資産合計	

第38期決算公告

令和7年12月19日

東京都千代田区内神田二丁目3番3号

株式会社フーマイスターイレクトロニクス

代表取締役社長 武石 将樹

貸借対照表の要旨

(令和7年9月30日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	
流動資産	13,800,545
固定資産	5,805,728
合 計	19,606,273
負債及び純資産の部	
流動負債	11,329,184
役員賞与引当金	22,480
賞与引当金	30,012
その他の固定負債	11,276,692
役員退職慰労引当金	1,914,169
退職給付引当金	583,841
その他の負債	209,941
合 計	11,20,385
負債合計	13,243,353
株主資本	6,156,287
資本剰余金	480,000
資本準備金	2,411,843
資本剰余金	350,450
その他資本剰余金	2,061,393
利益剰余金	3,264,444
利益準備金	50,000
その他利益剰余金	3,214,444
(うち当期純利益)	(138,145)
評価・換算差額等	206,632
その他有価証券評価差額金	206,632
合 計	6,362,919
純資産合計	19,606,273
負債・純資産合計	